

国土交通省直轄工事における 技術提案・交渉方式の運用ガイドライン

令和7年2月

国 土 交 通 省
大 臣 官 房 会 計 課
大 臣 官 房 技 術 調 査 課
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課
北 海 道 局 予 算 課

目 次

1. 本運用ガイドラインの位置付け	1
1.1 背景及び目的.....	1
1.2 本運用ガイドラインの主要改定項目	2
1.3 本運用ガイドラインの構成.....	6
2. 技術提案・交渉方式の導入について	7
2.1 関係法令上の整理	7
2.2 適用工事の考え方	9
2.2.1 技術提案・交渉方式で適用する契約方式	9
2.2.2 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事	9
2.2.3 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」への適用	10
2.2.4 「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」への適用.....	10
2.2.5 契約タイプの概要.....	12
2.3 技術提案・交渉方式の導入検討時期	16
3. 「設計・施工一括タイプ」の適用	17
3.1 契約形態と手続フロー	17
3.1.1 契約形態	17
3.1.2 設計・施工の調達時期	17
3.1.3 手續フロー	18
3.2 参考額	19
3.2.1 参考額の設定	19
3.2.2 参考額と見積額の乖離に伴う見直し	21
3.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等	22
3.3.1 説明書への記載	22
3.3.2 技術評価項目の設定等	23
3.3.3 評価項目・基準の設定例	27
3.3.4 ヒアリング	28
3.3.5 技術提案の改善（技術対話）	28
3.3.6 優先交渉権者の選定と通知	31
3.4 価格等の交渉.....	32
3.4.1 見積書等の提出	32

3.4.2 契約額の変更の考え方（リスク分担）	33
3.4.3 技術提案を踏まえた調査、協議.....	33
3.4.4 発注者における事前準備.....	33
3.4.5 価格等の交渉の実施.....	33
3.4.6 価格等の交渉の成立.....	34
3.4.7 予定価格の作成	34
3.4.8 交渉不成立時の対応	36
 3.5 工事の契約図書への記載	 37
 4. 「技術協力・施工タイプ」の適用	 38
4.1 契約形態と手続フロー	38
4.1.1 契約形態	38
4.1.2 設計業務と技術協力業務の開始時期	39
4.1.3 設計業務と技術協力業務の実施期間	40
4.1.4 手續フロー	40
 4.2 参考額	 43
4.2.1 技術協力業務の契約に関する参考額の設定	43
4.2.2 工事の契約に関する参考額の設定	43
4.2.3 参考額と見積額の乖離に伴う見直し	46
 4.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等	 47
4.3.1 説明書への記載	47
4.3.2 技術評価項目の設定等	48
4.3.3 評価項目・基準の設定例	51
4.3.4 ヒアリング	56
4.3.5 技術提案の改善（技術対話）	56
4.3.6 優先交渉権者の選定と技術協力業務の契約	58
 4.4 設計協力協定書への記載と技術協力業務の実施	 60
4.4.1 設計協力協定書への記載	60
4.4.2 設計業務及び技術協力業務の実施	61
4.4.3 技術協力業務の契約図書	67
4.4.4 設計業務の設計図書等	68
 4.5 価格等の交渉と基本協定書への記載	 70
4.5.1 見積書等の提出	70
4.5.2 契約額の変更の考え方（リスク分担）	71
4.5.3 技術提案を踏まえた調査、協議.....	72
4.5.4 発注者における事前準備.....	72
4.5.5 価格等の交渉の実施.....	72

4.5.6 価格等の交渉の成立	73
4.5.7 予定価格の作成	73
4.5.8 交渉不成立時の対応	74
4.5.9 基本協定書への記載	76
4.6 工事の契約図書への記載	79
5. 「設計交渉・施工タイプ」の適用	80
5.1 契約形態と手続フロー	80
5.1.1 契約形態	80
5.1.2 設計業務の開始時期	81
5.1.3 設計業務の実施期間	81
5.1.4 手續フロー	82
5.2 参考額	84
5.2.1 設計業務の契約に関する参考額の設定	84
5.2.2 工事の契約に関する参考額の設定	84
5.2.3 参考額と見積額の乖離に伴う見直し	87
5.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等	88
5.3.1 説明書への記載	88
5.3.2 技術評価項目の設定等	89
5.3.3 評価項目・基準の設定例	92
5.3.4 ヒアリング	94
5.3.5 技術提案の改善（技術対話）	95
5.3.6 優先交渉権者の選定と設計業務の契約	97
5.3.7 設計業務の実施	98
5.3.8 設計業務の設計図書	100
5.4 価格等の交渉と基本協定書への記載	101
5.4.1 見積書等の提出とリスク分担の考え方	101
5.4.2 契約額の変更の考え方（リスク分担）	103
5.4.3 技術提案を踏まえた調査、協議	103
5.4.4 発注者における事前準備	103
5.4.5 価格等の交渉の実施	103
5.4.6 価格等の交渉の成立	104
5.4.7 予定価格の作成	104
5.4.8 交渉不成立時の対応	105
5.4.9 基本協定書への記載	107
5.5 工事の契約図書への記載	110

6. 技術提案・交渉方式の結果の公表	111
6.1 結果の公表	111
6.1.1 手続開始時の公表事項	111
6.1.2 技術協力業務・設計業務契約後の公表事項	111
6.1.3 工事契約後の公表事項	114
6.2 中立かつ公正な審査・評価の確保	122
6.2.1 学識経験者の意見聴取	122
6.2.2 技術提案に関する機密の保持	123
6.3 契約過程に関する苦情処理	124

1. 本運用ガイドラインの位置付け

1.1 背景及び目的

我が国の社会資本は、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来にわたる国民の貴重な財産である。これらの社会資本は高度経済成長期などに集中的に整備され、形成された社会資本ストックが更なる経済成長を支えてきており、安全なインフラサービスを将来にわたって継続的に提供していくことは社会資本の管理者の責務である。

一方、その調達に目を向けると、時宜の課題に対応した制度の見直し等を経て、現在、国土交通省の直轄工事のほとんどにおいて、一般競争入札・総合評価落札方式が適用され、設計の実施後に、それに基づく工事の積算と予定価格の作成が行われたうえで、工事が調達されている。しかしながら、近年では大深度地下空間での工事、都市部での狭隘な空間での工事、重要な幹線道路で通行止めが許されない状況での実施が求められる修繕工事、大規模災害の被災地における短期間での実施が求められる復興工事等、これまでにない厳しい条件下で高度な技術が必要とされる工事が増加しており、従来の方式のみでは効率的で効果的な調達が困難となってきたている。

このような背景のもと、平成26年6月4日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）が新たに規定された。

本運用ガイドラインは国土交通省の直轄工事において、技術提案・交渉方式を適用する際に参考となる手続等を定めたものであり、技術提案・交渉方式を適用する場合は本運用ガイドラインを参照しつつ、関係する法令等に従って、適切な運用に努められたい。

なお、本運用ガイドラインは、今後の技術提案・交渉方式の活用状況や社会情勢の変化等に合わせて、引き続き必要な見直しを図るものとする。

1.2 本運用ガイドラインの主要改定項目

本運用ガイドラインは平成 27 年 6 月に作成され、令和 6 年 3 月 末現在、国土交通省直轄工事（港湾空港関係工事を除く）において、表 1-1 に示す 38 工事 に技術提案・交渉方式が適用されている。本運用ガイドラインはこれまで 2 回の改定が行われており、これまでの改定内容及び本改定の内容を以下に示す。

（1）平成 29 年 12 月の改定内容

国道 2 号淀川大橋床版取替工事（近畿地方整備局）、国道 57 号災害復旧二重峠トンネル工事（九州地方整備局）、国道 157 号犀川大橋橋梁補修工事（北陸地方整備局）の 3 件の工事契約締結までの手続の過程で生じた課題等を踏まえ、主に次の項目を改正した。

- ・適用工事において、技術協力業務、設計業務の実施期間の不足を指摘する意見が多くあったことから、事業の緊急度を考慮しつつも、技術協力業務、設計業務の十分な実施期間の確保に努めるよう留意点を記載した。
- ・設計・施工一括タイプは、比較的短い期間で価格等の交渉を行い、設計と施工を一括して契約することから、仕様の前提となる条件が十分確定している場合に適用する等、適用上の留意点の記載を充実した。
- ・技術提案・交渉方式は、厳しい条件の工事で、仕様が確定しない段階から技術提案を求めるため、技術提案は、定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題に対する提案能力を中心に、工事の特性に応じて、理解度、実績等による裏付け、不測の事態の想定、対応力等について評価する考え方を記載した。
- ・価格競争は行わず、技術提案を定量的な事項よりも、対応方針、理解度、裏付け、不測の事態への対応力等を重視して評価するため、定量評価の競争条件の公平化を目的とした技術対話よりも、ヒアリングを重視する考え方を記載し、技術対話を省略できることとした。
- ・適用工事において、仕様が確定しない段階で求める技術提案に対する履行義務が課題となったことから、価格等の交渉の結果、確定した具体的な仕様、条件を特記仕様書等の契約図書に書き込み、契約図書の内容を履行することとし、技術協力業務、設計業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した事項については、履行義務の対象外とする考え方を記載した。
- ・契約額の変更の考え方（リスク分担）については、価格等の交渉の結果、確定した具体的な仕様、条件を特記仕様書等の契約図書に書き込むことで明確にする考え方を示した。
- ・技術提案・交渉方式は、価格競争のプロセスがないことから、価格等の交渉の結果、予定価格の妥当性を確認するため、積算基準、特別調査結果、類似実績等と著しく乖離していないこと、また、学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定めること等の留意点の記載を充実した。

- ・今後の技術提案・交渉方式の適用工事における手続の参考とするため、技術提案・交渉方式の適用事例を記載した。

(2) 令和2年1月の改定内容

(1) の改定を踏まえ、技術提案・交渉方式の適用工事において、施工者の知見を設計に反映することにより工期を短縮した例や、工事着手後の手戻りを回避した例などの適用効果が報告されていた。他方で、平成29年12月の本運用ガイドラインの改正後、十分な設計業務及び技術協力業務の期間を確保し、必要な追加調査、協議等を行うこととしたところであるが、設計業務及び技術協力業務の期間の長期化や、契約締結までの受発注者双方の負担の増加等が新たな課題として顕在化した。こうした背景を踏まえ、令和2年1月、本運用ガイドラインにおける次の項目を改正した。

- ・計画、調査、予備設計等の事業上流段階から、技術提案・交渉方式の適用が検討されるよう、技術提案・交渉方式の適用検討時期の考え方を記載した。
- ・工事特性に応じた設計業務、技術協力業務の実施期間の目安を例示し、特に、災害復旧工事や小規模な修繕工事において効率的な手續が行えるようにした。
- ・技術対話は必要に応じて実施し、ヒアリングにより優先交渉権者を選定する手続フローを標準とすることとした。
- ・設計業務及び技術協力業務における実施内容、発注者、設計者及び施工者の役割分担に関する記載を充実させ、発注者、優先交渉権者（施工者）及び設計者の三者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、三者が有する情報・知識・経験を融合させながら、設計を進めていく考え方を示した（技術協力・施工タイプ）。
- ・必要に応じて施工中の歩掛実態調査を行い、歩掛の実態に応じて精算する考え方を示し、価格交渉の円滑化や、施工者がマネジメント業務に関与する場合の透明性を確保した。
- ・技術提案・交渉方式の最新の適用事例を追加した。また、工事完了、施工中の事例については、施工段階の効果についても記載した。

(3) 今回の改定内容

令和2年1月のガイドライン改定により、技術提案・交渉方式の運用改善がなされてきたが、一方で、手続負荷軽減等への対応の課題も存在している。こうした背景を踏まえ、令和7年2月、本運用ガイドラインにおける次の項目を改正した。

1) 配置予定技術者要件の設定に関する留意事項等の記載

工事着手前の設計期間中における工法等の変更により、当初公告時に配置技術者に求めた経験と異なる工法等が採用され、配置技術者がその工法等の経験を有さない場合が考えられる。そのため、そのような場合も考慮し、配置予定技術者要件を設定することを明記した。また、やむを得ず当初の要求要件に合致しない変更が生じる場合は、

変更後の工法等の経験を有する者に交代、又は追加配置する旨を公示資料に記載することを明記した。

2) 技術提案・交渉方式の有効性を十分に活かすための留意点の明記

技術提案・交渉方式は、発注者が最適な仕様を設定できない工事や仕様の前提となる条件の確定が困難な工事において、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的としているが、周辺工事及び関連工事の影響等により、工事一時中止、工期遅延、工法の再検討が必要となり、施工者が設計段階から早期に関与する技術提案・交渉方式のメリットを活かすことができない場合がある。そのため、発注者が技術提案・交渉方式の適用を検討する際の留意点を明記した。

また、発注者が技術提案・交渉方式の適用を検討する際の参考となるよう、適用工事例を拡充し記載した。拡充にあたり、適用事例はガイドライン本体からは分離し、別冊とした。

3) 競争参加者の受注前負荷軽減に関する発注者の留意事項の明記

競争参加者に対し、過度の負担をかけないよう配慮する観点から、技術提案テーマで求める内容について、全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を技術提案に求めることが無いように留意する旨を明記した。

表 1-1 技術提案・交渉方式の適用工事(R6.3 末時点)

No	公告月	地整	契約タイプ	工事件名	工事契約	工事完了日
1	H28.5	近畿	設計交渉・施工	国道 2 号淀川大橋床版取替他工事	H29.1.31	R2.8.31
2	H28.7	九州	技術協力・施工	熊本 57 号災害復旧二重峠トンネル(阿蘇工区)工事	H29.3.10	R2.7.31
3		九州	技術協力・施工	熊本 57 号災害復旧二重峠トンネル(大津工区)工事		R2.5.31
4	H28.12	北陸	技術協力・施工	国道 157 号犀川大橋橋梁補修工事	H29.10.31	H30.7.31
5	H29.9	中国	技術協力・施工	国道 2 号大樋橋西高架橋工事	R1.9.30	R5.3.31
6	H30.1	中部	技術協力・施工	1 号清水立体八坂高架橋工事	R2.5.12	R5.3.24
7	H30.5	近畿	技術協力・施工	名塩道路城山トンネル工事	①H31.3.13 ②R4.10.31	①R4.9.30 ②施工中
8	R1.6	近畿	技術協力・施工	赤谷 3 号砂防堰堤工事	R2.1.31	R5.3.20
9	R1.8	九州	設計交渉・施工	隈上川長野伏せ越し改築工事	R2.3.18	R4.3.31
10	R1.9	四国	技術協力・施工	国道 32 号高知橋耐震補強外工事	R2.10.1	施工中
11	R1.9	九州	技術協力・施工	鹿児島 3 号東西道路シールドトンネル(下り線)新設工事	R2.3.17	施工中
12	R1.10	東北	技術協力・施工	国道 45 号新飯野川橋補修工事	R2.9.1	R4.3.18
13	R1.12	九州	技術協力・施工	国道 3 号千歳橋補修工事	R2.8.3	R3.6.15
14	R2.5	九州	技術協力・施工	枝光排水機場増設工事	R2.10.23	R4.3.31
15	R2.5	九州	設計交渉・施工	赤谷川災害改良復旧附帯県道真竹橋架替外工事	R2.10.23	R5.3.31
16	R2.6	北陸	技術協力・施工	大石西山排水トンネル立坑他工事	①R3.1.25 ②R3.12.10	①R4.3.25 ②R4.12.16
17	R2.6	北陸	技術協力・施工	新潟大橋耐震補強工事	①R3.8.12 ②R4.8.22 ③R5.6.30	①R4.6.30 ②R5.6.30 ③施工中
18	R2.6	中部	技術協力・施工	設楽ダム瀬戸設楽線トンネル工事	R3.3.19	施工中
19	R2.7	九州	技術協力・施工	薩摩川内市道隈之城・高城線天大橋補修工事	R3.3.11	R4.6.28
20	R2.12	四国	技術協力・施工	行川本川砂防堰堤工事	R4.3.22	施工中
21	R3.1	北陸	技術協力・施工	横山沢上流砂防堰堤工事	①R3.8.27 ②R5.4.28	①R5.2.10 ②施工中
22	R3.6	北陸	技術協力・施工	妙高大橋上部撤去工事	R4.9.8	施工中
23	R3.6	中部	設計交渉・施工	新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事	R4.3.23	施工中
24	R3.7	九州	技術協力・施工	牛津川山崎排水機場外改築工事	R4.1.28	施工中
25	R3.8	北陸	技術協力・施工	大町ダム等再編土砂輸送用トンネル工事	R6.2.29	施工中
26	R3.8	四国	技術協力・施工	野村ダム施設改良工事	R5.2.9	施工中
27	R3.12	北海道	技術協力・施工	幾春別川総合開発事業の内 三笠ぼんべつダム堤体建設第 1 期工事	R5.3.1	施工中
28	R4.1	近畿	技術協力・施工	大和北道路八条地区橋梁工事	R5.6.9	施工中
29	R4.4	四国	技術協力・施工	山鳥坂ダム仮排水トンネル工事	R5.7.24	施工中
30	R4.10	北陸	技術協力・施工	府屋大橋耐震補強工事	R5.8.28	施工中
31	R4.12	中国	設計交渉・施工	国道 31 号吳駅交通ターミナル整備工事	手続中	-
32	R5.1	中部	設計交渉・施工	1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事	R6.3.11	施工中
33	R5.5	中部	技術協力・施工	247 号西知多道路長浦跨線橋鋼上部工事	手續中	-
34	R5.6	近畿	技術協力・施工	国道 161 号新安曇川大橋耐震補強工事	手續中	-
35	R5.8	関東	技術協力・施工	R5 国道 6 号中川大橋耐震補強他工事	R6.3.27	施工中
36	R5.10	北陸	技術協力・施工	国道 8 号金沢河川国道舗装修繕工事	手續中	-
37	R5.10	北陸	技術協力・施工	長岡国道管内舗装修繕工事	手續中	-
38	R6.3	関東	技術協力・施工	R6 国道 4 号毛長堀橋耐震補強他工事	手續中	-

1.3 本運用ガイドラインの構成

本運用ガイドラインは表 1-2 の構成となっている。

- 1～2章は、技術提案・交渉方式の全般的な考え方について記載している。
- 3～5章は、技術提案・交渉方式で適用する契約タイプについてタイプ別にその手続を記載している。
- 6章は、全ての契約タイプに共通する事項を記載している。

表 1-2 本運用ガイドラインの構成

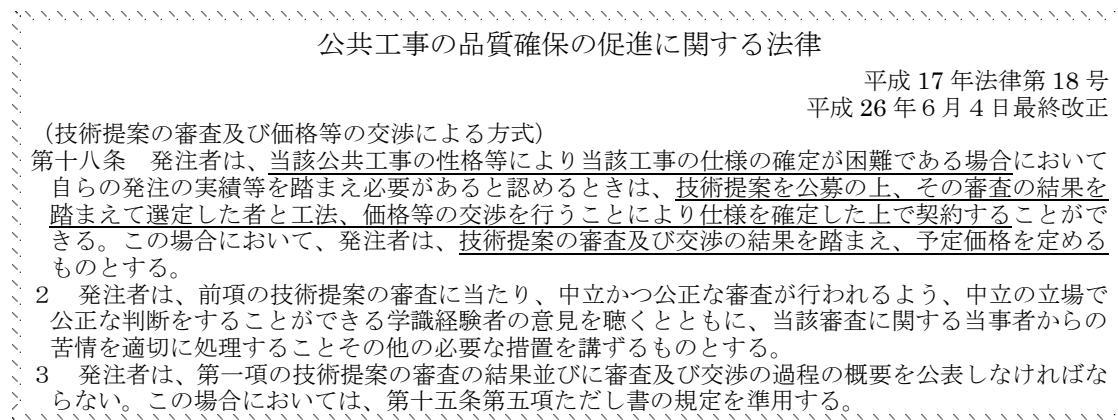
1. 本運用ガイドラインの位置付け		
2. 技術提案・交渉方式の導入について		
3. 「設計・施工一括タイプ」の適用	4. 「技術協力・施工タイプ」の適用	5. 「設計交渉・施工タイプ」の適用
3.1 契約形態と手続フロー	4.1 契約形態と手續フロー	5.1 契約形態と手續フロー
3.2 参考額	4.2 参考額	5.2 参考額
3.3 説明書への記載と優先 交渉権者の選定等	4.3 説明書への記載と優先 交渉権者の選定等	5.3 説明書への記載と優先 交渉権者の選定等
3.4 價格等の交渉	4.4 設計協力協定書への 記載と技術協力業務の 実施	5.4 價格等の交渉と基本協 定書への記載
3.5 工事の契約図書への 記載	4.5 價格等の交渉と基本協 定書への記載	5.5 工事の契約図書への 記載
—	4.6 工事の契約図書への 記載	—
6. 技術提案・交渉方式の結果の公表		

タイプ別の手続

2. 技術提案・交渉方式の導入について

2.1 関係法令上の整理

平成 26 年 6 月 4 日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 56 号)において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする技術提案・交渉方式が新たに規定された。



技術提案・交渉方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。) 第 18 条の規定により、発注者が、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難な場合に適用される。

具体的に適用される工事としては、

- ① 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」
- ② 「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」

が想定される。

上記のような工事については、発注者がその目的を達成するため、「発注者の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、審査の上で最適な技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を確定の上、工事を行うことが必要である。

具体的に技術提案で求める「発注者の要求」としては、

- ① 「発注者にとって最適な仕様」
- ② 「仕様の前提となる条件の不確実性に対する最適な対応方針」

が想定される。

当該技術提案は標準的なものではなく、各社独自の高度で専門的なノウハウ、工法等を含んでおり、これを踏まえて的確に工事を実施できる者は、当該技術提案を行った者しか存在しないため、会計法においては第 29 条の 3 第 4 項に規定される「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。また、政府調達に関する協定（1994 年協定、改正協定）及びその他政府調達に関する国際約束（以下「政府調達協定等」という。）対象工事の場合は、改正協定第 13 条「限定入札」の 1 (b)(ii) に規定される「特許権、著作権その他の排他的権利が保護されて

いること。」又は同(iii)「技術的な理由により競争が存在しないこと。」のいずれかに該当する場合（1994年協定及びその他政府調達に関する国際約束においても同旨の規定に該当する場合）に限り当該方式を適用することが可能となる。よって、政府調達協定等や国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令等の関連する国内法令の要件を満たしていることが必要となる。

当該方式の適用に際しては、公正性及び経済性を確保することも当然に必要であり、いやしくも不適切な調達を行っているのではないかとの疑惑を抱かれるようなことがあってはならない。

なお、随意契約の扱いとしては、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式と同様の考え方となる。

2.2 適用工事の考え方

2.2.1 技術提案・交渉方式で適用する契約方式

技術提案・交渉方式は契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を特定する方法の一つである。また、技術提案・交渉方式は、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的としており、この目的を達成するため、一般的な「工事の施工のみを発注する方式」と異なり、設計段階において施工者が参画することが必要となる。

このため、技術提案・交渉方式の適用が考えられる契約方式は、「設計・施工一括発注方式」又は「設計段階から施工者が関与する方式」の2種類である。(図 2-1 参照)

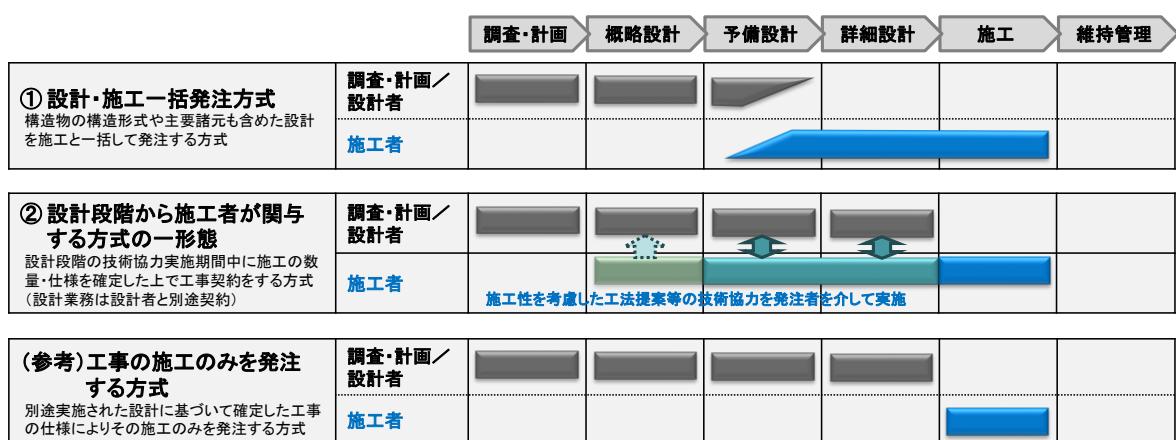


図 2-1 技術提案・交渉方式の適用が考えられる契約方式（イメージ）

2.2.2 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事

図 2-1 における「①設計・施工一括発注方式」では、総合評価落札方式の適用も考えられるが、「公示段階で仕様の確定が困難」かつ「最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい」工事に対して技術提案・交渉方式を適用するものとする。

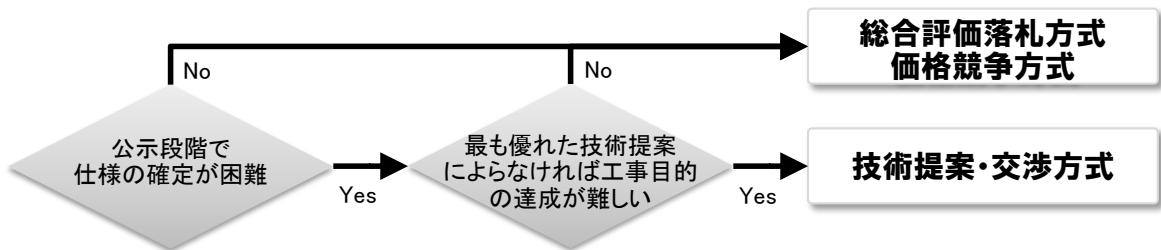


図 2-2 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事の考え方

ⁱ 建築工事においては、施工者が設計を行う場合は、建築士法上、建築士事務所登録がされている必要がある。

2.2.3 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」への適用

2.1 に示した「発注者が最適な仕様を設定できない工事」として、以下のような特性を有する工事への適用が想定されるが、具体的の適用に当たっては学識経験者等で構成される第三者委員会において、適用の妥当性について審査を実施するものとする。

- 技術的難易度が高く、通常の工法では施工条件を達成し得ないリスクが大きいことから、発注者側において最適な工法の選定が困難であり、施工者独自の高度で専門的な工法等を活用することが必要な工事。

【適用工事として以下のような例を想定】

- 例 1) 国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事
→施工者によって得意とする橋梁構造が異なり、また、通行止めを要しない施工計画の作成には、施工者独自の高度で専門的な工法等があることから、多様な施工方法から最適なものを採用する必要がある。
- 例 2) 社会的に重要な路線である一方、これまでに施工された実績が無いような厳しい施工ヤードの制限や周辺交通・環境への配慮が特に必要とされることから、高度な工法等の活用が必要な立体交差化工事
→周辺交通への影響等を最小限にするための工事目的物の構造形式の変更は、施工者独自の高度で専門的な工法等があることから、多様な施工方法から最適なものを採用する必要がある。
- 例 3) これまでに実績が少ない構造形式や施工方法であり、設計上及び施工上のリスクの想定が困難なことから、高い技術力等の活用が必要な修繕工事
→工事の規模にかかわらず、生じるリスクを想定し、リスクを回避する施工計画の作成には、これまでに実績が少ない構造形式や施工方法の検討も必要であり、施工者独自の高度で専門的な技術力を求め、多様な施工方法から最適なものを採用する必要がある。

2.2.4 「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」への適用

2.1 に示した「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」として、以下のような特性を有する工事への適用が想定されるが、具体的の適用に当たっては学識経験者等で構成される第三者委員会において、適用の妥当性について審査を実施するものとする。

- 構造物の修繕において、損傷の不可視部分が存在するなど、仕様の前提となる現場の実態の把握に制約があるため、その状況に合わせた施工者独自の高度な工法等の活用が必要な工事。
- 大災害からの復興事業など、その遅延により地域経済に大きな影響を及ぼすことが想定される大規模プロジェクトにおいて、早期の着手・完成・供用を図るため、仕

- 様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、施工者独自の高度な工法等の反映が必要な工事。
- 発注者側において最適な工法の選定が困難であり、施工者独自の高度で専門的な工法等を活用することが必要な工事で、施工者の提案を仕様に反映すると、地盤支持条件、交差物（河川、道路等）管理者との協議に基づく設計・施工条件が変更される可能性が高い工事。
 - 構造物の補修、既設構造物と連動した拡幅等改築において、施工にあたって既設構造物の構造条件が変更となるなど、仕様の前提となる構造物の状態に合わせた施工者独自の高度な工法等の活用が必要な工事。
 - 河川内や地域の農業利用、生態系への配慮が必要な地域での施工など、一部の作業でも施工期間に制約を受けることによって、工期全体が影響を受けてしまうため、施工者独自の高度な工法等の反映が必要な工事。

【適用工事として以下のような例を想定】

例 1) 構造的に特殊な橋梁における複雑な損傷の修繕工事

→施工時の構造特性や現場条件を考慮しながら、損傷の不可視部分について調査を行い、的確な修繕を実施するため、仕様を決定する前の段階で、現場の実態の把握に制約があることを踏まえ、施工者独自の高度な工法等を活用する必要がある。

例 2) 大震災の被災地における大規模で複合的な復興事業の早期実施のために行う工事

→大規模で複合的な復興事業の早期実施のため、仕様を決定する前の段階で、施工者独自の高度な工法等を反映する必要がある。

例 3) 現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事で、現道交通への影響を最小化し、工期内での確実な工事実施が求められる工事

→周辺交通への影響等を最小限にするための工事目的物の構造形式、橋脚位置の変更を含む施工者独自の高度で専門的な工法等を反映する。施工者の提案を仕様に反映するにあたり、新たに道路管理者、警察等との協議が必要になる。

例 4) 既設橋梁の構造条件が変更となる橋梁補修・橋梁改築工事

→既設橋梁の構造条件（支点条件、重量、剛性等）が変わることによって、施工時に構造物が不安定な状態になるため、施工者独自の高度な工法等を反映する必要がある。

例 5) 施工期間に制約を受ける耐震補強・橋梁補修工事

→工事の規模にかかわらず、出水期を避けることや地域の生態保全への配慮が必要になることなど、施工する時期が制約される作業があるため、工期内での確実な工事実施には、施工者独自の高度な工法等を活用する必要がある。

2.2.5 契約タイプの概要

(1) 契約タイプの選定

技術提案・交渉方式では、契約方式として「設計・施工一括発注方式」と「設計段階から施工者が関与する方式」の適用が考えられる。本運用ガイドラインでは、「設計・施工一括発注方式」として①設計・施工一括タイプ、「設計段階から施工者が関与する方式」として②技術協力・施工タイプ及び③設計交渉・施工タイプの3種類の契約タイプに分類し、図2-3の選定フローを参考に契約タイプの選定を行う。

設計・施工一括タイプは、公示段階で仕様の前提となる条件が十分に確定している場合に適用する。公示段階で仕様の前提となる条件が不確定な場合（技術提案によって仕様の前提となる条件が変わる場合を含む）には、技術協力・施工タイプ、設計交渉・施工タイプを適用する。

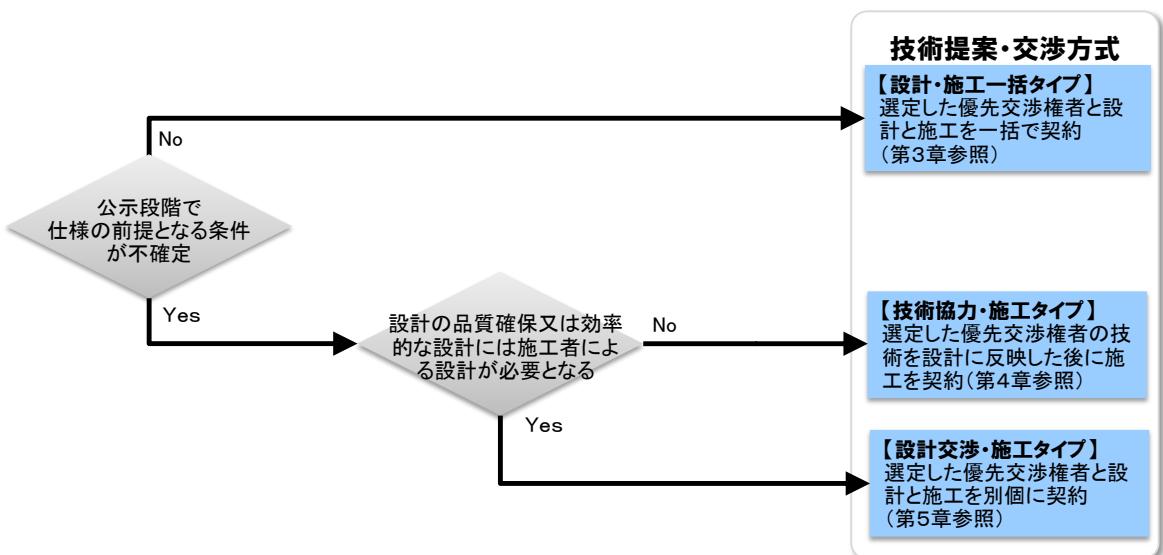


図 2-3 技術提案・交渉方式に適用する契約タイプの選定フロー

(2) 設計・施工一括タイプ【➡ 第3章参照】

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、公示段階で仕様の前提となる条件が十分に確定している場合には、設計・施工一括タイプを適用することができ、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。

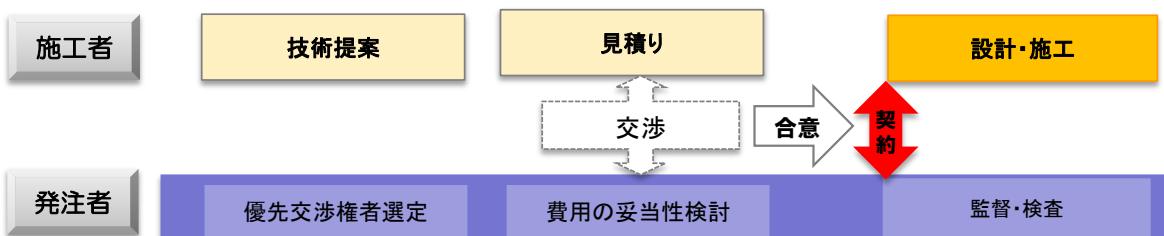


図 2-4 設計・施工一括タイプにおける契約形態

1) 施工者の責任

施工者は設計及び施工に対する責任を負うこととなる（ただし、発注者の指示に基づく設計及び施工の場合は除く）。

2) 設計・施工契約額の変更の考え方（リスク分担）

総合評価落札方式による設計・施工一括発注方式と異なり、本タイプでは価格等の交渉を踏まえて発注者と施工者が合意した仕様、詳細な設計条件及び施工条件について、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することにより、発注者と受注者とのリスク分担が明確となる。契約図書に示された設計・施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

3) 留意事項

比較的短い期間で価格等の交渉を行い、設計と施工を一括で契約するため、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容を短期間で評価することが困難となる。そのため、発注者は、公示段階で仕様の前提となる条件を明示した上で、審査、交渉等を定められた期間内で実施できるよう、実績や検証に要するデータがほとんどなく審査に時間を要する提案、関係機関協議等の不確定要素を伴う提案を制限する等、的確な技術提案の提出を促すことが必要となる。また、適用にあたっては、必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完する。

(3) 技術協力・施工タイプ【➡ 第4章参照】

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

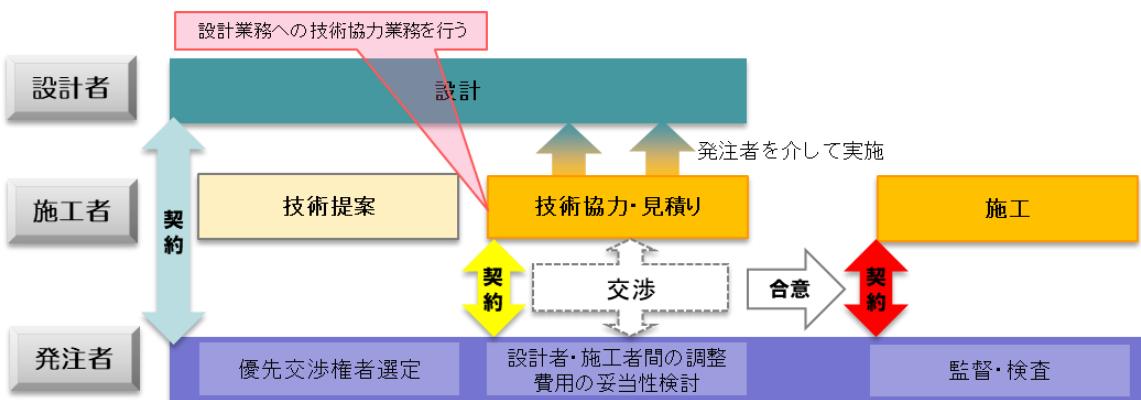


図 2-5 技術協力・施工タイプにおける契約形態

1) 設計者及び施工者の責任

設計者は設計に対する責任を負うこととなり、施工者は技術協力及び施工に対する責任を負うこととなる（ただし、発注者の指示に基づく設計、技術協力及び施工の場合は除く）。

2) 施工契約額の変更の考え方（リスク分担）

技術協力及び価格等の交渉を踏まえて発注者と施工者が合意した仕様、詳細な施工条件について、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することにより、発注者と受注者とのリスク分担が明確となる。契約図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

3) 留意事項

設計・施工一括タイプと比較して、発注者による設計への関与の度合いがより大きくなり、設計者と施工者間の調整能力が発注者側に必要となる。そのため、必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完する。また、設計は、施工者と異なる建設コンサルタント等が実施するため、施工者自らでなければ設計できないような高度な独自技術に係る設計が必要となる場合は、当タイプではなく、設計交渉・施工タイプを適用する。

(4) 設計交渉・施工タイプ【➡ 第5章参照】

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

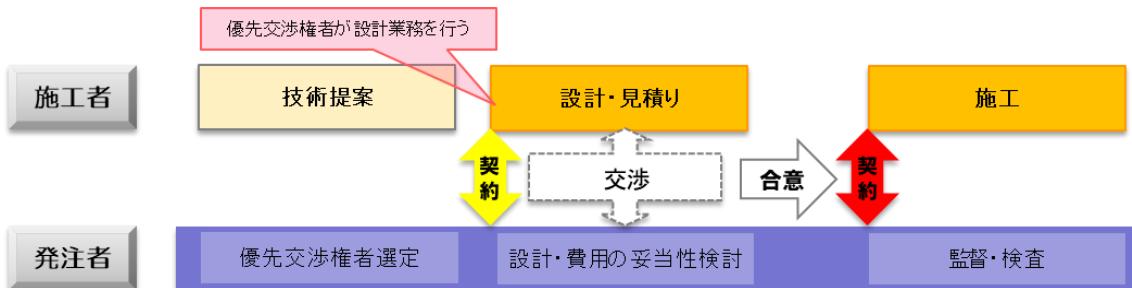


図 2-6 設計交渉・施工タイプにおける契約形態

1) 施工者の責任

施工者は設計及び施工に対する責任を負うこととなる（ただし、発注者の指示に基づく設計及び施工の場合は除く。）。

2) 施工契約額の変更の考え方（リスク分担）

設計及び価格等の交渉を踏まえて発注者と施工者が合意した仕様、詳細な施工条件について、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することにより、発注者と受注者とのリスク分担が明確となる。契約図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

3) 留意事項

設計交渉・施工タイプは、発注者、施工者の二者体制となるため、施工者が実施する設計に対し、発注者が仕様、価格の妥当性等を的確に判断し、施工者に適切な指示を行う能力が発注者側に必要となる。そのため、必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完する。

2.3 技術提案・交渉方式の導入検討時期

技術提案・交渉方式は、設計段階から施工者（優先交渉権者）が関与し、設計に施工者の知見を反映する方式のため、技術提案・交渉方式の導入を詳細設計完了後に検討した場合、設計に施工者の知見を反映できる範囲が限定される可能性がある。そのため、十分な検討の結果、「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」となることが見込まれる場合、計画、調査、予備設計等の事業上流段階から技術提案・交渉方式の導入を検討し、適切なタイミングから導入する必要がある。また、実施設計、技術協力業務、工事に複数年を要する場合も多いことから、予算計画とも整合をとりながら技術提案・交渉方式の導入を検討することが必要である。

さらに、技術提案・交渉方式を適用しても、周辺工事の進捗に左右される場合や関係機関協議が十分に整っていない場合などは、技術協力業務において大幅に設計や計画が変更となる恐れがあるため、施工者の知見が十分に生かされない可能性がある。

そのため、周辺工事や関係機関との協議を見据えながら、技術提案・交渉方式の導入を検討することが必要である。

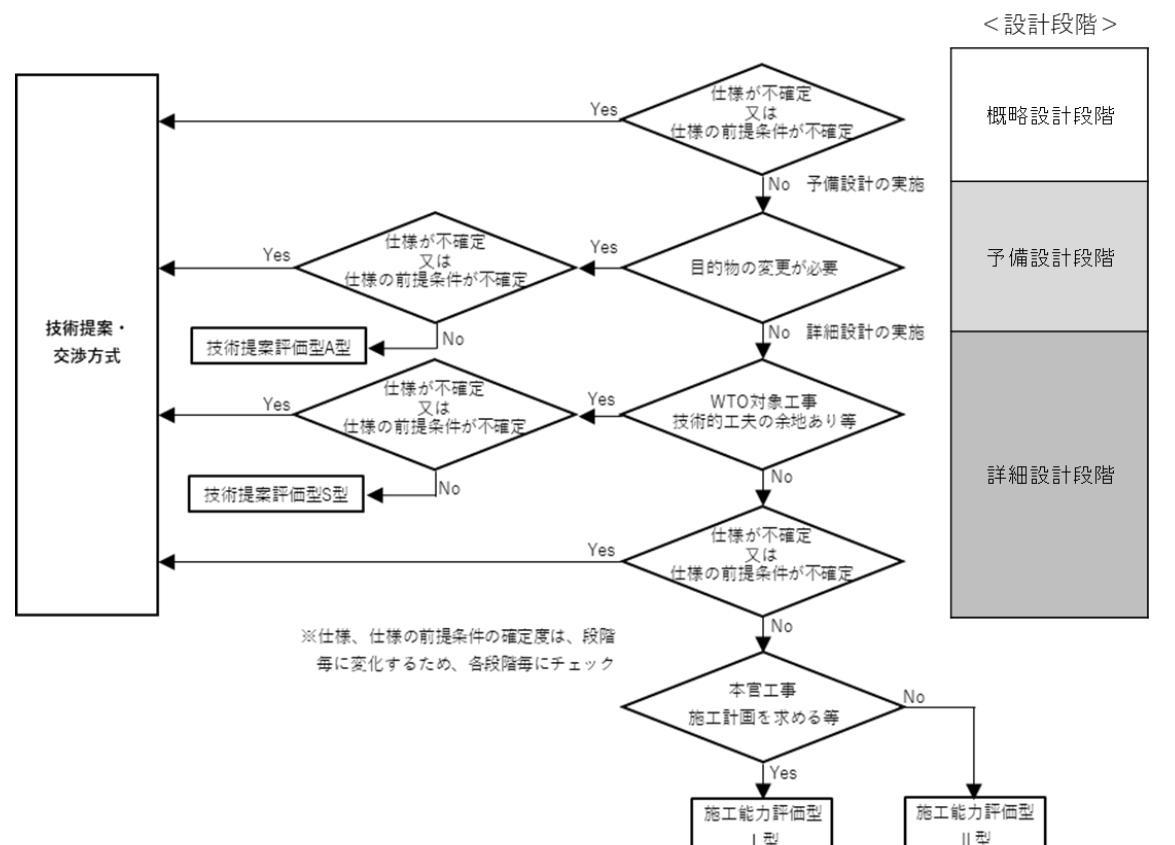


図 2-7 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の選定フロー

3. 「設計・施工一括タイプ」の適用

3.1 契約形態と手続フロー

3.1.1 契約形態

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術提案によって仕様の前提となる条件が変わることがなく、公示段階で仕様の前提となる条件が設計と施工を一括で契約できる程度に十分確定している場合等、設計・施工一括タイプを選定する場合の契約形態は図3-1のとおりである。

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。

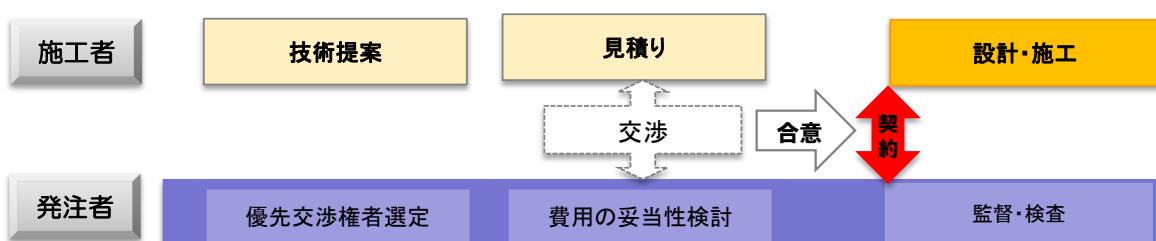


図 3-1 設計・施工一括タイプにおける契約形態

説明書には技術提案・交渉方式の設計・施工一括タイプの適用工事であることを記載する。説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 工事概要

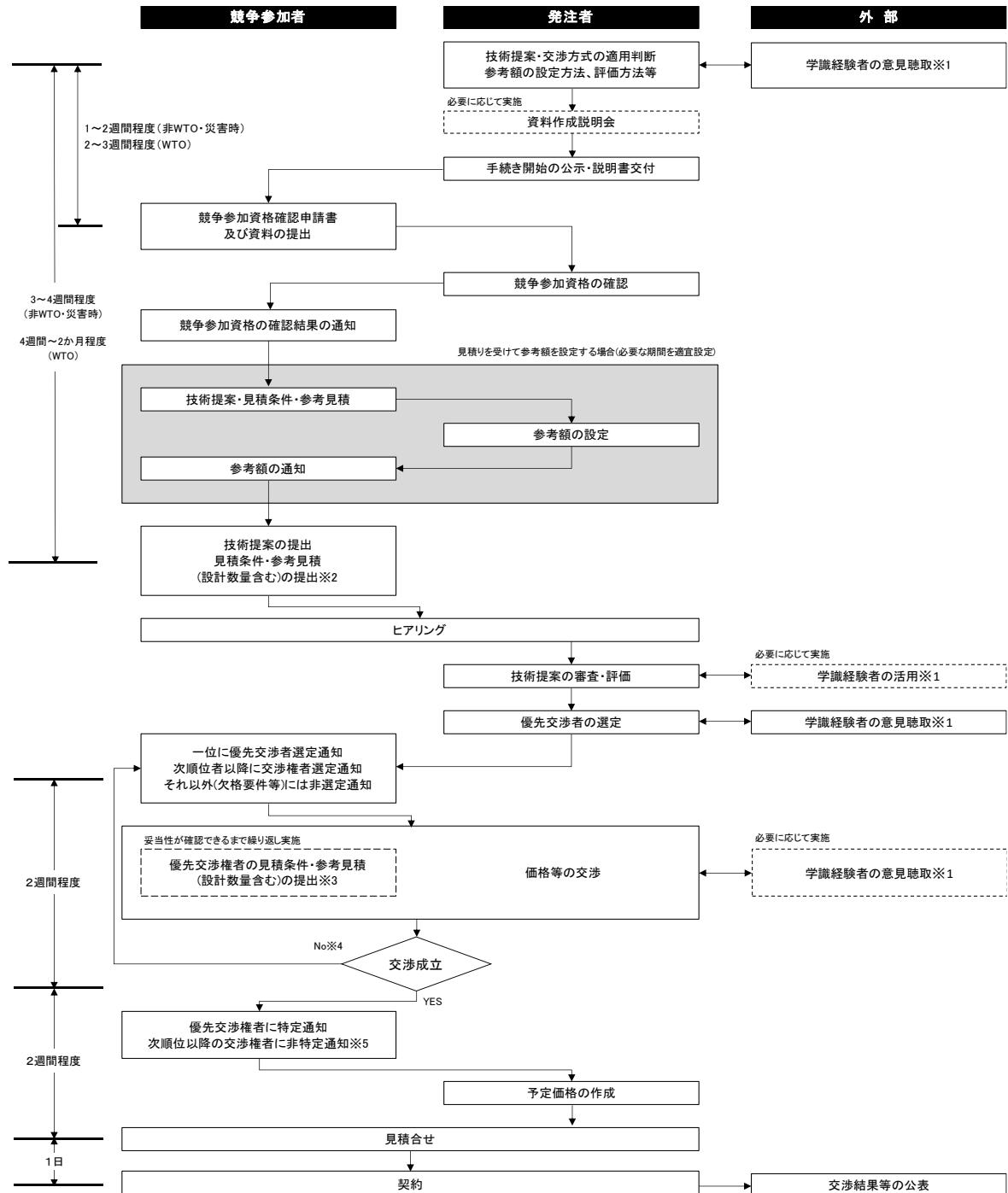
本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の設計・施工一括タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に設計及び工事の契約を締結する。

3.1.2 設計・施工の調達時期

設計・施工一括タイプは、比較的短い期間で価格等の交渉を行い、設計と施工を一括して契約するため、発注者は、競争参加者が提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難とならないよう、公示段階で仕様の前提となる条件が明示されることが必要である。そのため、発注者は、当該工事の公示前に、必要な設計・施工条件の設定、交渉における比較参考資料等を作成するための調査・検討を実施し、調査・検討の実施状況を踏まえ、設計・施工一括タイプによる設計・施工の調達時期を検討する。

3.1.3 手続フロー

標準的な手続フローは図 3-2 に示すとおりとし、これに沿って手続を行うものとする。なお、学識経験者への意見聴取は、既存の委員会等を活用し、技術提案・交渉方式適用工事の手続を併せて審議できるものとする。



- ※1: 既存の委員会で技術提案・交渉方式適用工事の手続きを併せて審議可能。
- ※2: 技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合。
- ※3: 技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させない場合。
- ※4: 次順位者が優先交渉権者として、価格等の交渉を実施。
- ※5: 特定通知から見積り合せまでの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能。ただし、その場合は非特定通知から契約まで10日(非WTOは5日)をおくなければならない。

図 3-2 手続フロー

3.2 参考額

技術提案・交渉方式では、仕様の確定が困難な工事において、競争参加者に技術提案を求める、技術提案と価格等の交渉を踏まえ仕様を確定していくことから、場合によっては、提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがある。また、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容の評価を適切に実施することが困難となることも想定される。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として、予め、発注者が目的物の参考額を設定することができる。

なお、参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第 99 条の 5 に規定された予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではない。

3.2.1 参考額の設定

(1) 参考額の設定方法

参考額の設定方法及びその適用における考え方は、表 3-1 のとおりであり、工事の特性、既往設計の状況、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとするが、設定方法について予め学識経験者からの意見を聴取する等、恣意的な設定とならないよう留意しなければならない。

表 3-1 参考額の設定方法と適用における考え方

設定方法	適用における考え方
① 既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に設定した参考額を説明書に明示する。	過去の実績等から参考額に関して一定程度の推定が可能な場合に適用できる。
② 競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する。	適用する技術や工法によって価格が大きく変わってしまうため、過去の同種工事実績や既往設計から、参考額が設定できない場合に適用できる。 ただし、本設定方法では競争参加者からの見積微収や設定された参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出が必要となることから手続期間が長くなるとともに競争参加者の負担も大きくなる。

なお、参考額の設定にあたっては、発注者が求める目的物の品質・性能に係る要求要件、前提となる設計及び施工条件等が説明書等で明示されない場合、又は、不確定要素に対する考慮の程度が受発注者間で異なる場合には、優先交渉権者が提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスが大きく異なり、円滑な審査・評価が困難となる結果、優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となる可能性が高くなることも想定されるので注意する必要がある。

[説明書の記載例]

() 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

設計の規模は〇〇円程度（税込み）、工事規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

設計の規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

(2) 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法

表 3-1 における「②競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する」場合にあっては、競争参加者の見積りによる参考額の設定方法として、例えば以下に示す方法が考えられる。

なお、競争参加者の見積りによる参考額の設定に当たっては、工事の特性、潜在的な競争参加者が有する技術及び予算の状況等を勘案し、公正性・妥当性に配慮した方法を採用する必要がある。

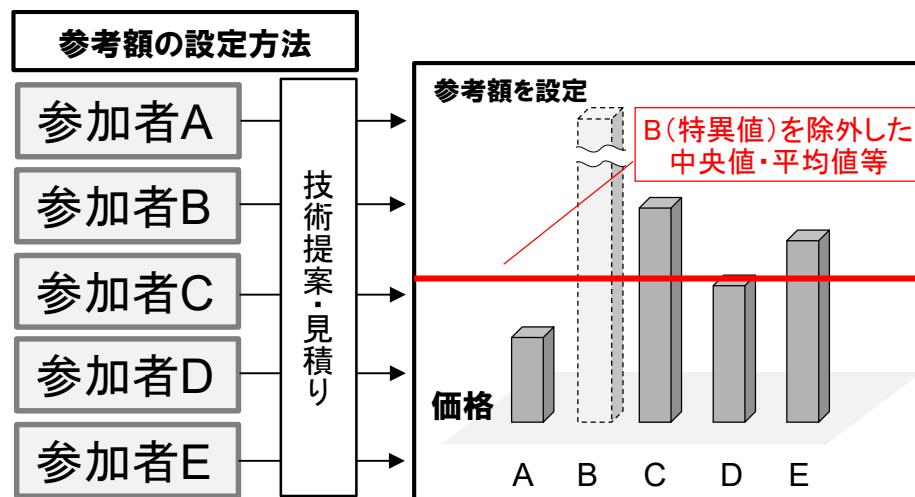


図 3-3 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法の例

1) 明らかに技術的要件を満足しないと考えられる競争参加者の見積額の除外

明らかに説明書等で示された必要性能・条件を満足しないと考えられる技術提案の見積りは参考額設定の際に考慮しないものとする。なお、設定した参考額通知後の再提出又は技術対話に基づく改善の各段階において競争参加者が技術提案を修正することが可能なため、見積りによる参考額設定の時点では技術提案が必要性能・条件を満足していないことを理由に非選定としないものとする。

2) 過剰な品質・性能及び特異な見積額の除外

説明書等で示された必要性能・条件より明らかに過剰な技術提案であり、他者と比較して見積額も著しく高い場合は参考額設定の際に考慮しないものとする。また、提案する目的物の性能・仕様と見積額のバランスが他者と比較して著しく異なる場合も同様とする。

3) 参考額の設定

1)及び2)を踏まえ残された見積額の中央値や平均値を基に、又は競争参加者が少ない場合等はその他適切な方法により、予算の状況等も踏まえながら参考額を設定する。

4) 参考額の通知

支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、競争参加者に対して設定した参考額を通知するものとする。なお、競争参加者には通知した参考額に基づく技術提案の再提出の機会を与えるものとする。

3.2.2 参考額と見積額の乖離に伴う見直し

技術提案・交渉方式の適用工事は、参考額の範囲内での契約を要するものではないが、参考額と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合は、必要に応じて、技術対話や価格等の交渉において、見積条件の見直し等を競争参加者（優先交渉権者）に行わせるものとする。見直しを実施させるタイミングとして表3-2に示す2つの段階があり、どの段階で開始するかは工事の特性や手続期間等を考慮して決定するものとする。

表3-2 参考額と見積額の乖離に伴う見直しの実施段階

	①技術審査段階	②価格等の交渉段階
参考額と見積額の乖離の扱い	技術対話を経た改善技術提案に基づく見積額と参考額の乖離が著しく大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を競争参加者に行わせる。	価格等の交渉を経ても、参考額と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を優先交渉権者に行わせる。
当初の見積り・見積条件の提出時期と対象者	全ての競争参加者が技術提案と同時に提出する。	優先交渉権者の選定後、優先交渉権者のみが提出する。
特徴	優先交渉権者選定後の見積提出が不要なため手続期間は短くなるが、競争参加者にとって負担が大きい。	優先交渉権者選定後の見積提出が必要となり手続期間が長くなるが、競争参加者にとって負担が小さい。

3.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等

3.3.1 説明書への記載

説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。

(1) 工事概要

- ① 技術提案・交渉方式の適用の旨
- ② 各種試行方式の適用の旨
- ③ 参考額

(2) 競争参加資格

- ① 企業及び配置予定技術者が同種工事の施工実績を有すること
- ② 企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績評点が 65 点以上であること
- ③ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
- ④ 技術提案が適切であること

(3) 優先交渉権者の選定に関する事項

- ① 技術提案の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・最低限の要求要件及び上限値
 - ・得点配分
- ② 優先交渉権者の選定方法
- ③ 評価内容の担保
 - ・工事段階での技術提案内容の不履行の場合における措置
(再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨)

(4) 競争参加資格の確認等

- ① 提出を求める技術資料
- ② 競争参加資格確認結果の通知

(5) 技術提案書等の確認等

- ① 提出を求める技術提案書、見積書及び見積条件書
- ② 技術提案の改善（技術対話）

(6) 予定価格算定時における見積活用方法

(7) 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時

(8) 提案値の変更に関する事項

- ・施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱い

(9) その他（技術資料の提出様式等）

※品確法第 16 条に規定される段階的選抜方式に準じて、競争参加者が多数と見込まれる場合は、技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜することも可能であり、その場合は必要な事項を明示する。

3.3.2 技術評価項目の設定等

(1) 要求要件、設計・施工条件の設定

技術提案・交渉方式では、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、説明書等の契約図書において、発注者は、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示す必要がある。また、仕様の前提となる要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、設計・施工条件を明示する必要がある。

技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）、設計・施工条件の設定例を表3-3に示す。

また、発注者は、全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を技術提案に求めることが無いように留意する。技術提案を定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題に対する提案能力を評価できるように技術提案の評価項目、技術提案の範囲を設定し、技術提案を求める対象とする工種や構造等を可能な限り明確にし、技術提案書の分量の目安（用紙サイズ、枚数等）を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努めることとする。競争参加者が行う技術提案の検討・資料作成、発注者が行う評価の負担が大きいことを考慮して、技術提案を求める範囲が広くなり過ぎないよう留意する。

表 3-3 要求要件、設計・施工条件の設定例

要求要件、設計・施工条件		備考
気象・海象	○月～○月まで施工不可	提示された資料より設定
支持地盤	支持層の深さ：20m	提示されたボーリングデータより設定
	礫形：30mm	提示されたボーリングデータより設定
	地下水位：○mm	提示されたボーリングデータより設定
環境（自然）	猛禽類：○月は施工不可、上空制限高さ○m以下	提示された資料より設定
	工事排水 pH 値：8.5 以下、pH 値：7.0(上限値)	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値：25mg/L 以下（生活環境の保全に関する環境基準 河川 AA 類型） SS 値：15mg/L(上限値)	提示された資料により設定 当該工事期間(12 月～3 月)と同じ月の過去 3 カ年の平均測定値を上限として設定
	アスファルト再生材使用量：320t 超	提示された資料により設定
地中障害物	地下鉄○○線	提示された図面より設定
地元協議	○時～○時まで施工不可	提示された図面より設定
	騒音：○○dB(A)以下	提示された資料により設定
関係機関協議	橋梁支間割：○○とする 構造物位置・寸法：○○とする	提示された図面より設定 (河川管理者との協議により設定しているため、変更は不可とする。)
	架空線：○○までに移設	提示された図面より設定 ^{*1}
	占用物：○○までに移設	
作業用道路・ヤード	交通規制：○時～○時まで 車線規制不可	提示された資料より設定 (道路管理者、警察協議により設定しているため、変更は不可とする。)
	作業用道路：○○とする ヤード：○○とする	提示された図面より設定 ^{*2}
用地の契約状況	○年○月より使用可能	提示された資料により設定 ^{*3}
処分場	処分場：○○とする	提示された資料により設定 ^{*4}

*1 移設が遅延する恐れがある場合、技術協力業務段階で遅延の影響を受けにくい工法、工程等を検討すること

*2 近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤードに影響が及ぶ恐れがある場合は、技術協力業務段階で影響を受けにくい工法、工程等を検討すること

*3 用地交渉が難航する恐れがある場合、技術協力業務段階で影響を受けにくい工法、工程等の検討すること

*4 ヒ素等が発生した場合の残土処理の可否、対応等について、十分留意すること

(2) 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去15年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。
- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとする。なお、技術提案や工事着手前の設計を経て、工法や構造（例えば基礎形式等）等が変更になる可能性に留意し、必要に応じて要求要件を幅広に設定することに努める。やむを得ず当初の要求要件に合致しない変更が生じる場合は、工事着手前に変更後の要件を満たす者に交代、又は追加配置するものとする。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事の着手後に専任で配置する。
- ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

2) 技術提案

- ・技術提案の評価は優先交渉権者選定の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とし非選定通知を行う。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、3.3.3を参照のこと。

(3) 競争参加資格要件と技術評価項目

表 3-4 は企業評価における、競争参加資格要件と技術評価項目の役割分担の案である。

表 3-4 競争参加資格要件と技術評価項目案

資格要件・評価項目		WTO 以外		WTO	
		参加要件	交渉権者選定	参加要件	交渉権者選定
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	×	○	×
	工事成績	○	×	○ ^{※1}	×
	表彰	×	×	×	×
	関連分野での技術開発の実績	×	×	×	×
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況（ISO 等）	×	×	×	×
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	×	×	×
	その他	△	×	×	×
地域精通度・貢献度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	×	×
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×	×
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	×	×
		災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	×	×
		ボランティア活動等	×	×	×
技術者の能力等	資格	○	×	○	×
	同種工事の施工実績	○	×	○	×
	工事成績	○	×	○ ^{※1}	×
	表彰	×	×	×	×
	継続教育（CPD）の取組状況	×	×	×	×
技術提案	その他	△	×	×	×
	理解度（目的、条件、課題、方式等）	△	△	△	△
	主たる事業課題に対する提案能力	○	○	○	○
	不測の事態の想定、対応力	△	△	△	△
(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定					

※ WTO 対象工事にあっては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※1 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※2 「理解度」、「主たる事業課題への提案能力」、「不測の事態の想定、対応力」の審査・評価にあたっては、ヒアリングを実施する。ヒアリングの実施にあたっては、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。

3.3.3 評価項目・基準の設定例

(1) 技術提案に関する評価項目の設定例

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。そのため、技術提案を求める段階では、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示した上で、全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を技術提案に求めることが無いように留意しつつ、定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題に対する提案能力を中心に評価することが基本となる。その上で、工事の特性に応じて、実績等による裏付け、不測の事態への対応力等についても評価することとなる。また、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対して、履行義務が課されることとなる。表 3-5 に技術提案に関する評価項目の例、表 3-6 に技術提案に関する評価基準の例を示す。

設計・施工一括タイプは、比較的短い期間で、価格等の交渉を行い、設計と施工を一括して契約することから、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容を短期間で評価することが困難となる。そのため、実績や検証に要するデータがほとんどなく審査に時間を要するような提案、関係機関協議等の不確定要素を伴う提案等を求める必要がある工事への設計・施工一括タイプの適用は困難であることに十分留意する必要がある。

表 3-5 技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目	
理解度	業務目的、現地条件、与条件に対する理解	
	提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解	
	技術提案・交渉方式に対する理解	
主たる事業課題に対する提案能力	課題解決に有効な工法等の提案能力	現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力
		周辺住民の生活環境の維持に有効な工法等の提案能力
		貴重種への影響の最小化に有効な工法等の提案能力
		地下水、土質・地質条件を踏まえた工法等の提案能力
		地下埋設物、近接構造物の安全、防護上有効な工法等の提案能力
		施工ヤード等の制約条件を踏まえた工法等の提案能力
		地滑り・斜面崩落に対して有効な工法等の提案能力
		構造体としての安全性の確保に有効な工法等の提案能力
		施工期間の短縮 ^{*1} に有効な工法等の提案能力
		コスト縮減 ^{*1} に有効な工法等の提案能力
不測の事態の想定、対応力	有効な補修工法等の提案能力	
	裏付け	提案内容の類似実績等による裏付け
	リスクの想定	不確定要素（リスク）の想定
追加調査	品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理上有効な追加調査	
	管理方法	品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理に有効な方法の提案能力

※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には最も優れた技術提案によらないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。

※ 全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を技術提案に求めることが無いように留意する。

- ※ 公告時に配置技術者に求めていた資格や施工実績と異なる工法等が採用され、配置技術者がその工法等の経験を有さない場合、変更後の工法等に対し、必要な資格、実績等を有し、適切な施工体制を確保できるか提案内容の裏付けに留意する。
- ※1 工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

表 3-6 技術提案に関する評価基準の例

評価項目		評価基準
技術提案	現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を少なくする優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。
		現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を少なくする工法等が示されている。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、施工期間の短縮に関する優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。
		現地条件等を踏まえ、施工期間を短縮する工法等が示されている。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	有効な補修工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、補修方法に関する優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。
		現地条件等を踏まえた補修方法が示されている。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。

3.3.4 ヒアリング

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。そのため、価格等の交渉、不測の事態への対応が適切に実施されるよう、「理解度」、「主たる事業課題に対する提案能力」、「不測の事態の想定、対応力」の審査、評価にあたっては、技術提案の記載事項からだけでは確認できない事項等について、ヒアリングの結果を含めて評価する。ヒアリングの実施にあたっては、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。

3.3.5 技術提案の改善（技術対話）

技術提案・交渉方式では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第 17 条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を説明書等に明記することとする。説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で()に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、()に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(1) 技術対話の実施

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとするところから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話をを行うものとする。技術対話を実施する場合の技術提案の提出から優先交渉権者選定通知までの手続フローを図 3-4 に示す。

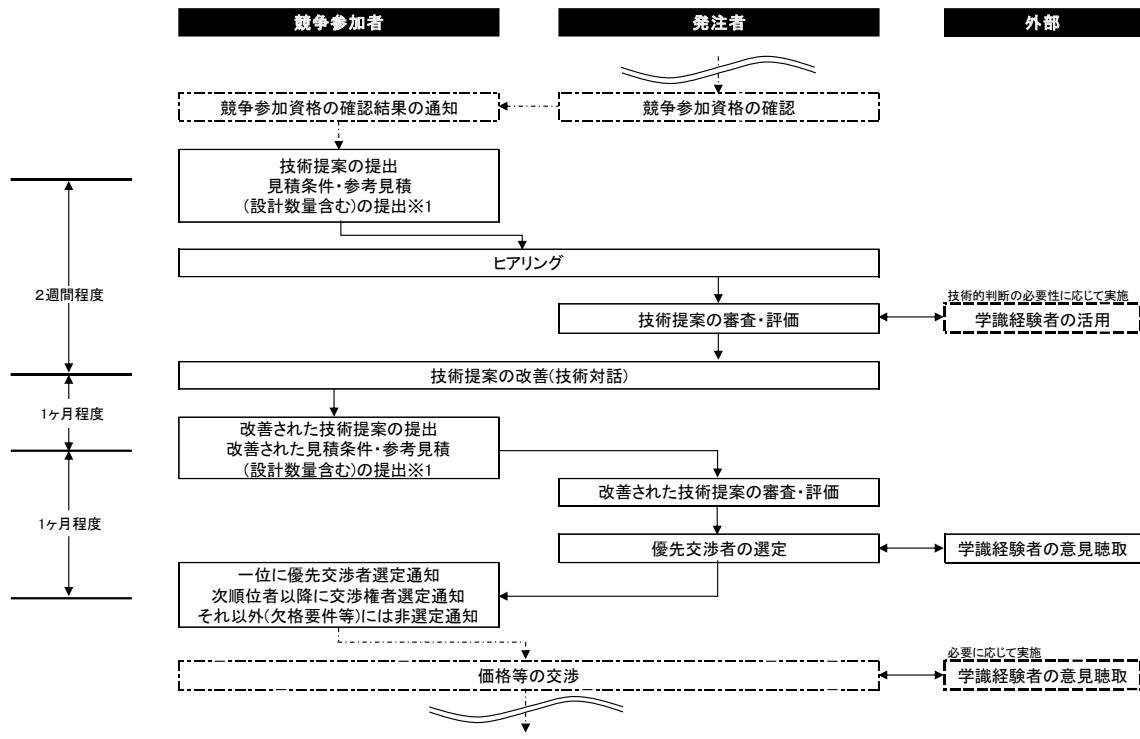


図 3-4 技術対話を実施する場合の手続フロー

なお、技術対話において他者の技術提案、競争参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

a) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

b) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにしておくことが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

c) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を説明書等に明記する。

d) 見積りの提出要請（技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 3-2 参照））

発注者は見積書、見積条件書及び設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。

4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時、又は技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) 改善された技術提案の審査

優先交渉権者を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

(3) 技術対話の省略

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事において、価格競争は行わず、主たる事業課題に対する提案能力等、前提条件の不確定要素の影響を受けにくい評価項目により優先交渉権者を選定するのが基本となる。そのため、技術提案・交渉方式では、工事の特性、評価項目等に応じて、技術提案の改善（技術対話）が必要ないと認められる場合には、技術対話を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

3.3.6 優先交渉権者の選定と通知

技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けし、第1位の者を優先交渉権者とする。支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、当該技術提案を提出した者に対して優先交渉権者に選定された旨を通知する。

また、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、次順位以降となった各競争参加者に対して、次順位以降の交渉権者として選定された旨と順位を通知する。

[説明書の記載例]

（ ）優先交渉権者選定に関する事項

技術提案を提出した者の中から、技術評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した者には、書面により通知する。また、競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、交渉権者として選定された旨と順位を同じく書面により通知する。

3.4 価格等の交渉

3.4.1 見積書等の提出

優先交渉権者に技術提案に対応する見積書（工事費の内訳書を含む。）と、見積りを行う際の条件を記載した見積条件書（表 3-7 参照）の提出を求める。

なお、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 3-2 参照）は、優先交渉権者選定前に提出を求めている見積書（工事費の内訳書を含む。）と見積条件書（表 3-7 参照）を活用することも可能とする。

表 3-7 見積条件書の記載例

見積条件		備考
気象・海象	施工期間：○月～○月 □□作業：出水期も実施可 足場設置：出水期は不可	提示資料、関係機関協議結果より設定
支持地盤	支持層の深さ：20m	ボーリングデータより設定
	礫形：30mm	(提示資料、追加調査結果)
	地下水位：○mm	近隣工事へのヒアリング結果より設定
	ヒ素：近隣工事で出現例有	
環境（自然）	猛禽類：○月は施工不可、上空制限高さ○m以下	提示された資料より設定 (影響に配慮し、十分安全側の工程、工法を採用。ただし、営巣の確認等、追加の規制条件が付される場合は、監督職員と協議する。)
	工事排水 pH 値：8.5 以下、pH 値：7.0(上限値)	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値：25mg/L 以下（生活環境の保全に関する環境基準 河川 AA 類型） SS 値：15mg/L(上限値)	提示された資料により設定 当該工事期間(12 月～3 月)と同じ月の過去 3 カ年の平均測定値を上限として設定
	アスファルト再生材使用量：320t 超	提示された資料により設定
地中障害物	地下鉄○○線	提示された図面より設定
地元協議	○時～○時まで施工不可 □□作業：終日実施可 騒音：○○dB(A)以下	提示された図面より設定 提示資料、関係機関協議結果より設定 提示された資料により設定
	橋梁支間割：○○とする 構造物位置・寸法：○○とする	提示資料、関係機関協議結果より設定
	架空線：○○までに移設 □□工法とする 占用物：○○までに移設 工程を□□とする	提示図面、関係機関協議結果より設定 (移設が遅延する可能性を排除できず、移設遅延の影響を受けにくい工法、工程を採用)
関係機関協議	交通規制：○時～○時まで車線規制不可 □□架設工法とする	提示資料、関係機関協議結果より設定 (追加の規制条件を付された場合は、監督職員と協議する。)
作業用道路・ヤード	作業用道路：○○とする ヤード：○○とする	提示資料、関係機関協議結果より設定 (近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤードに影響が及ぶ場合は、監督職員と協議する。)
用地の契約状況	○年○月より使用可能 工程を□□とする	提示された資料により設定 (影響を受けにくい工法、工程を採用。期限までに用地が使用できず、工事に影響が及ぶ場合は、監督職員と協議する。)
処分場	処分場：○○とする	提示資料、ヒアリング結果より設定 (ヒ素等が発生した場合でも受入可能)
その他	切羽前方の地質調査：○○を使用	施工者提案より設定
	不可視部分の非破壊検査：○○を使用	施工者提案より設定 (健全度が確認できない部材は機能しないものとして設計。監督職員との協議の上、交換部材数に応じて精算する。)
	損傷を考慮した解析：○○を使用	施工者提案より設定
	構造物常時モニタリング：○○を使用	施工者提案より設定

3.4.2 契約額の変更の考え方（リスク分担）

総合評価落札方式による設計・施工一括発注方式での入札段階では、各競争参加者の技術提案によってリスク要因やリスク発現時の影響が相違しており、入札額の算定条件を統一化し公平性を担保するために一定のリスクを施工者に移転する必要が生じる。しかしながら、本タイプでは工事価格を決定する前に、詳細な設計条件及び施工条件を価格とともに交渉することとなり、不確定要因の境界についても発注者と優先交渉権者間で共通認識を得ることとなる。また、これら不確定要因に関する共通認識を表3-7のような見積条件書として明確にし、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することができる。契約図書に示された設計・施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

3.4.3 技術提案を踏まえた調査、協議

技術提案・交渉方式では、価格等の交渉の段階において、優先交渉権者からの技術提案を踏まえた仕様の確定にあたり、必要な調査や協議を実施する。ただし、設計・施工一括タイプは、比較的短い期間で設計と施工を一括して契約するため、価格等の交渉の段階で行う調査、協議の結果、仕様の前提となる条件が変わりうるような場合は、適用が困難であることに留意する必要がある。

3.4.4 発注者における事前準備

優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けて以下のような観点等からその内容確認を行う。

- 見積条件書で設計や施工計画等の前提として設定されている条件のうち、見直しの検討が必要なものを抽出する。
- 積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、過去の類似工種における施工効率等と見積書との比較で、乖離の大きな工種等を抽出する。

3.4.5 価格等の交渉の実施

事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けることが考えられる。

また、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行うことに留意する。

3.4.6 価格等の交渉の成立

技術提案・交渉方式は、価格競争のプロセスがなく、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を結ぶ方式であるため、価格等の交渉の成立については、発注者としての説明責任を有していることに留意し、以下に示す成立条件を満たすものとし、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取結果を踏まえて決定する。

- 参考額又は予定事業規模と見積りの総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- 各工種の直接工事費が積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。
- 主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しない場合において、施工中に歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとに乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する契約となっている。

優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

[説明書の記載例]

() 非特定通知

優先交渉権者との交渉が成立した場合は、それ以外の交渉権者に対して非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

なお、特定通知から見積合せの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能である。

3.4.7 予定価格の作成

技術提案・交渉方式は、価格競争のプロセスがなく、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を結ぶ方式であるため、予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、価格等の交渉の過程における学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定めるものとする。

(1) 設計数量等の確認

価格等の交渉を通じて合意した技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等の内容）について確認を行う。積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

(2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類ⁱⁱにより予定価格を算定する。

- 土木工事工事費積算要領
- 土木工事工事費積算基準
- 土木工事標準歩掛
- 請負工事機械経費積算要領
- 共通仮設費算定基準
- 設計業務等標準積算基準書 等

A. 歩掛

歩掛については、標準歩掛を使用する。

ただし、標準歩掛が無い場合や標準的な施工でない場合は、特別調査の歩掛や価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

B. 設計単価

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。

ただし、積算基準類に定めのない設計単価については、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉

- 1 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。
- 3 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行う。
- 4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
- 5 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。
- 6 見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、工事請負契約を締結する。
- 7 第3項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

ⁱⁱ土木工事の例示である。

3.4.8 交渉不成立時の対応

優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、交渉を開始するものとする。

なお、価格等の交渉に期間を要することにより、工事着手時期が大きく変動することが見込まれる場合には、適宜工期の見直しを行い、価格等の交渉に当たっての前提条件とするものとする。

[説明書の記載例]

- () 価格等の交渉の不成立
- 1 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- 2 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、価格等の交渉に関し既に支出した費用については優先交渉権者の負担とする。
- 3 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 4 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、第（ ）条第（ ）項の技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を書面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で価格等の交渉を行う。

3.5 工事の契約図書への記載

技術提案・交渉方式の設計・施工一括タイプを適用する場合、優先交渉権者による技術提案について、価格等の交渉を経て、最終的に決定した仕様、発注者と受注者の責任分担とその内容を明確にし、特記仕様書等の設計図書に具体的に記載する。

なお、工事着手前の設計段階において、工法等の変更により、当初に求めた経験、資格と異なる工法等が採用された場合には、変更となった工法等に必要な経験、資格を特記仕様書等の設計図書に具体的に記載する。

4. 「技術協力・施工タイプ」の適用

4.1 契約形態と手続フロー

4.1.1 契約形態

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、発注者がより強く設計に関与する必要がある場合等、技術協力・施工タイプを選定する場合の契約形態は図 4-1 のとおりである。

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。なお、別途契約する設計業務の受注者（設計者）の選定は、プロポーザル方式を適用することを基本とする。

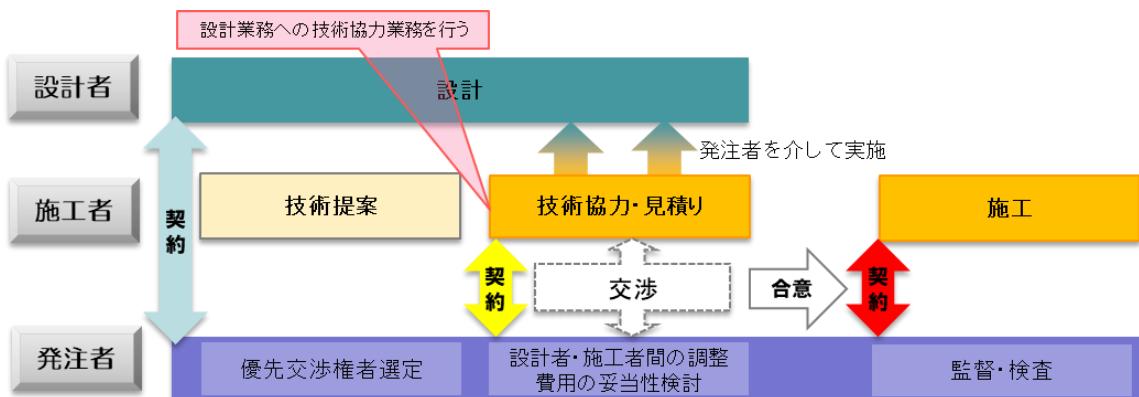


図 4-1 技術協力・施工タイプにおける契約形態

説明書には技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプの適用工事であることを記載する。

説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 工事概要

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

技術協力・施工タイプでは、契約の内容及び契約主体が設計段階、価格等の交渉段階及び施工段階において異なる。設計段階では設計者と設計業務の契約を締結するとともに、優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結する。優先交渉権者とは技術協力業務の契約と同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結し、円滑に価格等の交渉を行うものとする。また、優先交渉権者の技術提案を踏まえた設計を円滑に実施

するため、技術協力業務及び設計業務の仕様書に発注者、設計者及び優先交渉権者の三者間の協力に関する取り決めを記載するか、三者間で設計協力協定を締結するものとする。

価格等の交渉段階では、基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合せを実施した上で、優先交渉権者と工事の契約を締結するものとする。また、価格等の交渉不成立時の手続についても基本協定に基づき実施するものとする。

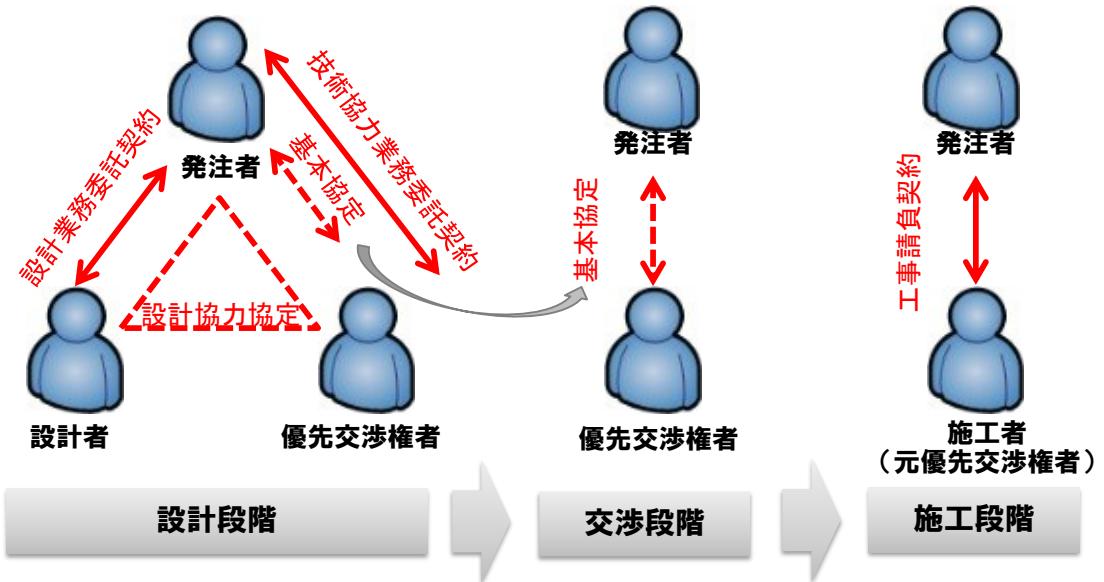


図 4-2 各段階における契約形態

表 4-1 契約・協定の種類と内容

契約・協定の種類	概要
設計業務委託契約	設計業務に関する設計者との契約
技術協力業務委託契約	設計に対する技術提案、技術情報の提供、施工計画の作成等に関する優先交渉権者との契約
設計協力協定（業務の仕様書への記載でも代替可）	優先交渉権者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整及び協力に関する協定
基本協定	工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する優先交渉権者との協定
工事請負契約	交渉成立後の工事に関する優先交渉権者との契約

4.1.2 設計業務と技術協力業務の開始時期

技術協力・施工タイプでは設計業務と技術協力業務の2つの異なる業務が、相互に調整を図りつつ時期的にも並行して実施されることになる。設計業務を技術協力業務に先行して発注し、設計業務を進捗させた場合には、後日選定される優先交渉権者の技術提案によって設計業務の手戻りが発生する可能性がある。また、技術協力業務を設計業務に先行して契約し

た場合においても、設計に技術提案内容を反映させることができず、事業工程の空白期間が生じ遅延に繋がる可能性がある。

そのため、優先交渉権者の技術提案を踏まえた設計が円滑に実施されるよう、設計業務と技術協力業務の双方の発注の手続及び工程の計画を立てる必要があること等に留意する。

4.1.3 設計業務と技術協力業務の実施期間

設計の品質確保の観点から、設計業務と技術協力業務は、事業の緊急度に配慮しつつも、設計の複雑さ、規模、適用される技術の難易度等に応じて、十分な期間を確保することが必要である。条件によっては、複数年度にわたる手続フローを検討する。

4.1.4 手続フロー

標準的な手続フローは図 4-3 に示すとおりとし、これに沿って手続を行うものとする。工事の特性（緊急度、規模、複雑さ、提案の自由度、前提条件の不確実性の程度等）を踏まえて適切に設定するものとする。表 4-2 に工事特性に応じた技術協力期間の設定例を示す。なお、学識経験者への意見聴取は、既存の委員会等を活用し、技術提案・交渉方式適用工事の手続を併せて審議できるものとする。

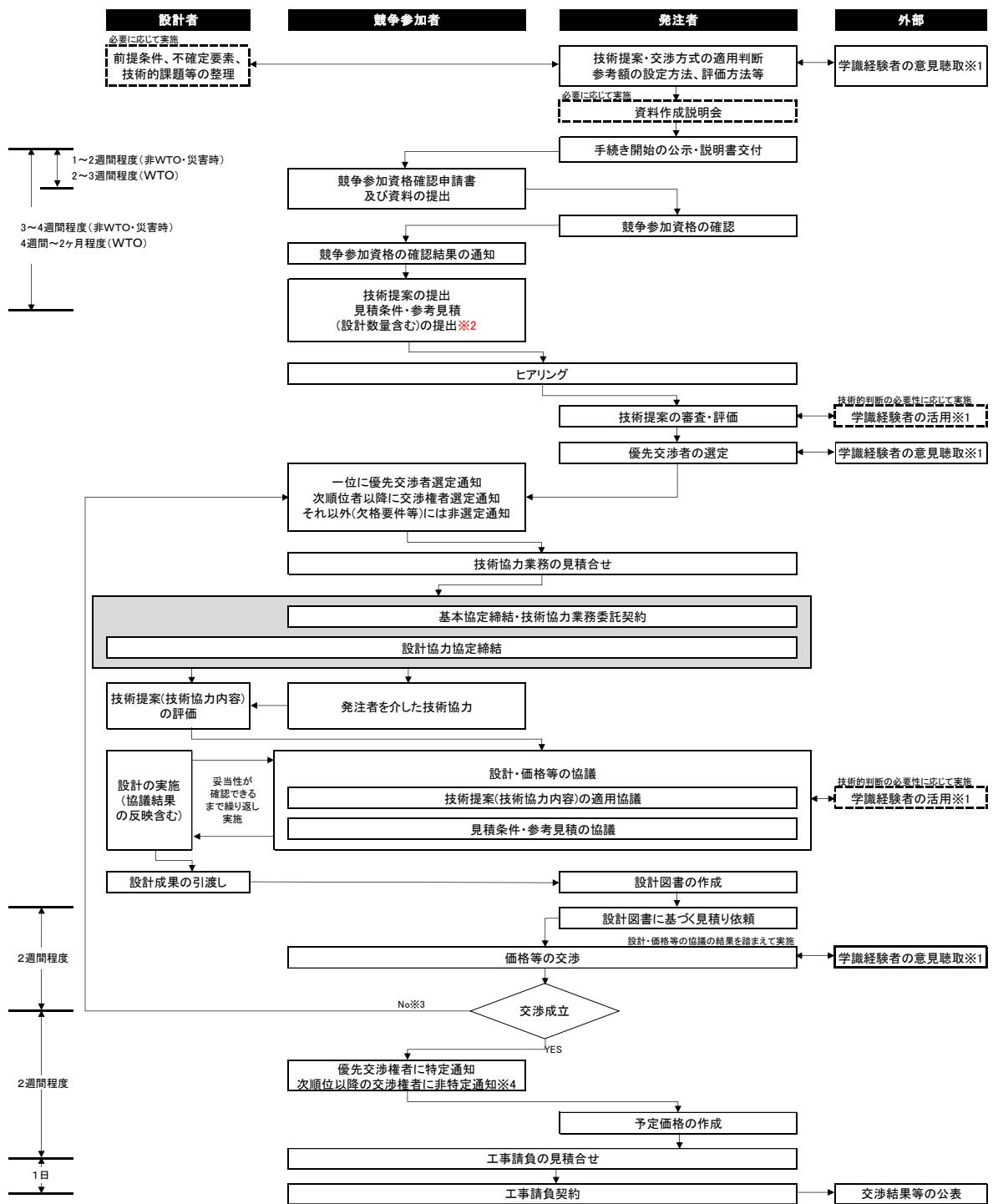


図 4-3 手続フロー

表 4-2 工事特性に応じた技術協力期間の設定例

工事特性					技術協力期間※2 の設定例
条件	種類	緊急度	提案の自由度	適用技術の実績※1	
平常時	新設	標準： 十分な技術 協力期間を 確保できる	高：構造形式、工法等の変更を 伴う	限定期	12ヶ月程度又は 12ヶ月以上
			低：確実な施工のための照査、 不確定要素への対処が中心	十分ある	6~12ヶ月程度
		高： 早期供用が 求められる	高：構造形式、工法等の変更を 伴う	限定期	6~12ヶ月程度
			低：確実な施工のための照査、 不確定要素への対処が中心	十分ある	5~8ヶ月程度
	既設 (修繕)	標準： 十分な技術 協力期間を 確保できる	高：不可視部等の不確定要素が 多い、高度な工法を適用	限定期	6~12ヶ月程度
			低：確実な施工のための照査、 不確定要素への対処が中心	十分ある	5~8ヶ月程度
		高： 早期供用が 求められる	高：不可視部等の不確定要素が 多い、高度な工法を適用	限定期	5~8ヶ月程度
			低：確実な施工のための照査、 不確定要素への対処が中心	十分ある	4~6ヶ月程度
災害時	新設 (代替 ルート)	早期供用が 必要	高：調査・設計が進んでいな い、高度な工法を適用	限定期	6~12ヶ月程度
			低：確実な施工のための不確定 要素への対処が中心	十分ある	5~8ヶ月程度
		既設 (修繕)	高：調査・設計が進んでいな い、高度な工法を適用	限定期	5~8ヶ月程度
			低：確実な施工のための不確定 要素への対処が中心	十分ある	4~6ヶ月程度
	既設 (修繕)	早期供用が 必要	高：調査・設計が進んでいな い、高度な工法を適用	限定期	6~12ヶ月程度
			低：確実な施工のための不確定 要素への対処が中心	十分ある	5~8ヶ月程度
		既設 (修繕)	高：調査・設計が進んでいな い、高度な工法を適用	限定期	5~8ヶ月程度
			低：確実な施工のための不確定 要素への対処が中心	十分ある	4~6ヶ月程度

※1 適用技術の実績

限定期：異なる現場条件での実績しかない等の理由により、技術検証（試験施工、模型実験、数値解析、学識者への意見聴取等）が必要

ある：類似の現場条件での実績があるものの、追加調査（数値解析、学識者への意見聴取等）が必要

十分ある：類似の現場条件での実績が複数例ある

※2 技術協力期間：技術協力業務の履行期間（工期）とする

4.2 参考額

技術提案・交渉方式では、仕様の確定が困難な工事において、競争参加者に技術提案を求める、技術提案と価格等の交渉を踏まえ仕様を確定していくことから、場合によっては、提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがある。また、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容の評価を適切に実施することが困難となることも想定される。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として予め発注者は、目的物の参考額を設定することができる。

なお、参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第 99 条の 5 に規定された予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではない。

技術協力・施工タイプでは、技術協力業務及び価格等の交渉成立後の工事の 2 種類の契約において、優先交渉権者に支払う費用が発生する。

4.2.1 技術協力業務の契約に関する参考額の設定

(1) 技術協力業務の契約

技術協力業務の契約方法としては、必要な技術者の配置日数で契約する方法や歩掛に基づき契約する方法が考えられる。必要とされる技術者の職種や人数、技術協力業務への専任度合い、業務の履行場所等を考慮して契約方法を決定するものとする。

(2) 参考額の設定

技術協力業務については積算基準がないことから、競争参加資格の申請時に必要に応じて技術協力業務の見積りを競争参加者から提出させ、提出された見積りを踏まえて技術協力業務の参考額を設定し、競争参加資格の確認結果とともに参考額の通知を行うことができるものとする。

(3) 見積合せ

参考額の設定の有無に関わらず、優先交渉権者の選定後、優先交渉権者に技術協力業務の見積りを提出させ、予定価格を作成し、見積合せを実施した上で技術協力業務の契約を締結する。

4.2.2 工事の契約に関する参考額の設定

(1) 参考額の設定方法

参考額の設定方法及びその適用における考え方は表 4-3 のとおりであり、工事の特性、既往設計の状況、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとするが、設定方法について予め学識経験者からの意見を聴取する等、恣意的な設定とならないよう留意しなければならない。

表 4-3 参考額の設定方法と適用における考え方

設定方法	適用における考え方
① 既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に設定した参考額を説明書に明示する。	過去の実績等から参考額に関して一定程度の推定が可能な場合に適用できる。
② 競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する。※	適用する技術や工法によって価格が大きく変わってしまうため、過去の同種工事実績や既往設計から、参考額が設定できない場合に適用できる。 ただし、本設定方法では競争参加者からの見積徴収や設定された参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出が必要となることから手続期間が長くなるとともに競争参加者の負担も大きくなる。

※ 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみ適用可

なお、参考額の設定にあたっては、発注者が求める目的物の品質・性能に係る要求要件、前提となる設計及び施工条件等が説明書等で明示されない場合、又は、不確定要素に対する考慮の程度が受発注者間で異なる場合には、各者が提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスが大きく異なり、円滑な審査・評価が困難となる結果、優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となる可能性が高くなることも想定されるので注意する必要がある。

[説明書の記載例]

() 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

本工事に先立って実施する技術協力業務の規模は〇〇円程度（税込み）※、工事規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

本工事に先立って実施する技術協力業務の規模は〇〇円程度（税込み）※を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

※技術協力業務については積算基準がないことから、必要に応じて競争参加者から見積りを提出させ、見積りを踏まえて技術協力業務の参考額を設定することもできる。

(2) 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法

表 4-3 における「②競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する」場合にあっては、競争参加者の見積りによる参考額の設定方法として、例えば以下に示す方法が考えられる。

なお、競争参加者の見積りによる参考額の設定に当たっては、工事の特性、潜在的な競争参加者が有する技術及び予算の状況等を勘案し、公正性・妥当性に配慮した方法を採用する必要がある。

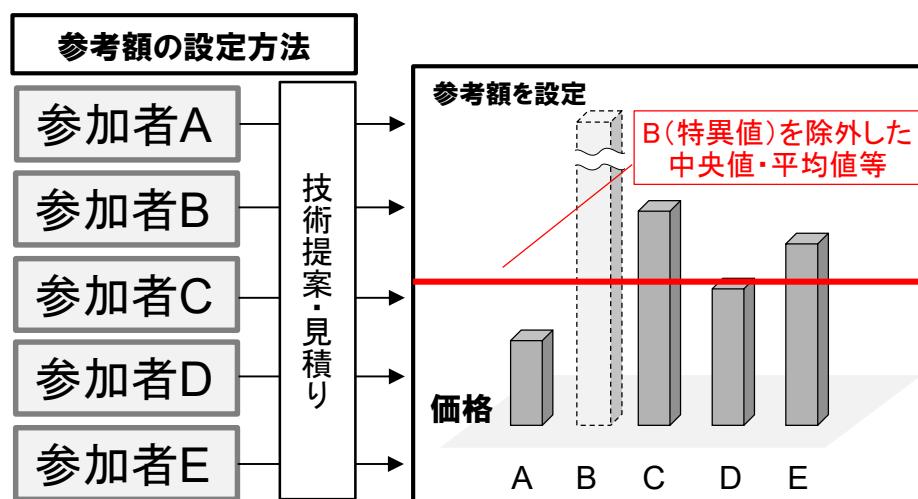


図 4-4 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法の例

1) 明らかに技術的要件を満足しないと考えられる競争参加者の見積額の除外

明らかに説明書等で示された必要性能・条件を満足しないと考えられる技術提案の見積りは参考額設定の際に考慮しないものとする。なお、設定した参考額通知後の再提出又は技術対話に基づく改善の各段階において競争参加者が技術提案を修正することが可能なため、見積りによる参考額設定の時点で技術提案が必要性能・条件を満足していないことを理由に非選定としないものとする。

2) 過剰な品質・性能及び特異な見積額の除外

説明書等で示された必要性能・条件より明らかに過剰な技術提案であり、他者と比較して見積額も著しく高い場合は参考額設定の際に考慮しないものとする。また、提案する目的物の性能・仕様と見積額のバランスが他者と比較して著しく異なる場合も同様とする。

3) 参考額の設定

1)及び 2)を踏まえ残された見積額の中央値や平均値を基に、又は競争参加者が少ない場合等はその他適切な方法により、予算の状況等も踏まえながら参考額を設定する。

4) 参考額の通知

支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、競争参加者に対して設定した参考額を通知するものとする。なお、競争参加者には通知した参考額に基づく技術提案の再提出の機会を与えるものとする。

4.2.3 参考額と見積額の乖離に伴う見直し

技術提案・交渉方式の適用工事においては、参考額の範囲内での契約を要するものではないが、参考額と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合は、必要に応じて、技術対話や価格等の交渉において、見積条件の見直し等を競争参加者（優先交渉権者）に行わせるものとする。見直しを実施させるタイミングとして表 4-4 に示す 2 つの段階があり、どの段階で開始するかは工事の特性や手続期間等を考慮して決定するものとする。

なお、当該見直しを「①技術審査段階」から開始できるのは「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみとなる。

表 4-4 参考額と見積額の乖離に伴う見直しの実施段階

	① 技術審査段階※	②価格等の交渉段階
参考額と見積額の乖離の扱い	技術対話を経た改善技術提案に基づく見積額と参考額の乖離が著しく大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を競争参加者に行わせる。	価格等の交渉を経ても、参考額と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を優先交渉権者に行わせる。
当初の見積り・見積条件の提出時期と対象者	全ての競争参加者が技術提案と同時に提出する。	優先交渉権者の選定後、優先交渉権者のみが提出する。
特徴	優先交渉権者選定後の見積提出が不要なため手続期間は短くなるが、競争参加者にとって負担が大きい。	優先交渉権者選定後の見積提出が必要となり手続期間が長くなるが、競争参加者にとって負担が小さい。

※ 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみ適用可

4.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等

4.3.1 説明書への記載

説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。

(1) 工事概要

- ① 技術提案・交渉方式の適用の旨
- ② 各種試行方式の適用の旨
- ③ 参考額

(2) 競争参加資格

- ① 企業及び配置予定技術者が同種工事の施工実績を有すること
- ② 企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績評点が 65 点以上であること
- ③ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
- ④ 技術提案が適切であること
- ⑤ 技術協力業務委託契約の締結日までに当該業種区分における建設コンサルタント等の一般競争参加資格認定通知を受けていること

(3) 優先交渉権者の選定に関する事項

- ① 技術提案の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・最低限の要求要件及び上限値
 - ・得点配分
- ② 優先交渉権者の選定方法

(4) 競争参加資格の確認等

- ① 提出を求める技術資料
- ② 競争参加資格確認結果の通知

(5) 技術提案書等の確認等

- ① 提出を求める技術提案書
- ② 技術提案の改善（技術対話）

(6) 予定価格算定時における見積活用方法

(7) 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時

(8) 技術提案内容の変更に関する事項

- ・技術提案の設計段階での不採用、施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱い

(9) その他（技術資料の提出様式等）

※品確法第 16 条に規定される段階的選抜方式に準じて、競争参加者が多数と見込まれる場合は、技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜することも可能であり、その場合は必要な事項を明示する。

4.3.2 技術評価項目の設定等

(1) 要求要件、設計・施工条件の設定

技術提案・交渉方式では、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、説明書等の契約図書において、発注者は、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示す必要がある。また、仕様の前提となる要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、設計・施工条件を明示する必要がある。

技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）、設計・施工条件の設定例を表4-5に示す。

また、発注者は、全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を技術提案に求めることが無いように留意する。技術提案を定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題に対する提案能力を評価できるように技術提案の評価項目、技術提案の範囲を設定し、技術提案を求める対象とする工種や構造等を可能な限り明確にし、技術提案書の分量の目安（用紙サイズ、枚数等）を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努めることとする。競争参加者が行う技術提案の検討・資料作成、発注者が行う評価の負担が大きいことを考慮して、技術提案を求める範囲が広くなり過ぎないよう留意する。

表 4-5 要求要件、設計・施工条件の設定例

要求要件、設計・施工条件		備考
気象・海象	○月～○月まで施工不可	提示された資料より設定
支持地盤	支持層の深さ：20m	提示されたボーリングデータより設定
	礫形：30mm	提示されたボーリングデータより設定
	地下水位：○mm	提示されたボーリングデータより設定
環境（自然）	猛禽類：○月は施工不可、上空制限高さ○m以下	提示された資料より設定
	工事排水 pH 値：8.5 以下、pH 値：7.0(上限値)	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値：25mg/L 以下（生活環境の保全に関する環境基準河川 AA 類型） SS 値：15mg/L(上限値)	提示された資料により設定 当該工事期間(12 月～3 月)と同じ月の過去 3 カ年の平均測定値を上限として設定
	アスファルト再生材使用量：320t 超	提示された資料により設定
	地中障害物	地下鉄○○線
地元協議	○時～○時まで施工不可	提示された図面より設定
	騒音：○○dB(A)以下	提示された資料により設定
関係機関協議	橋梁支間割：○○とする 構造物位置・寸法：○○とする	提示された図面より設定 (河川管理者との協議により設定しているため、変更は不可とする。)
	架空線：○○までに移設	提示された図面より設定 ^{*1}
	占用物：○○までに移設	
	交通規制：○時～○時まで車線規制不可	提示された資料より設定 (道路管理者、警察協議により設定しているため、変更は不可とする。)
作業用道路・ヤード	作業用道路：○○とする ヤード：○○とする	提示された図面より設定 ^{*2}
用地の契約状況	○年○月より使用可能	提示された資料により設定 ^{*3}
処分場	処分場：○○とする	提示された資料により設定 ^{*4}

*1 移設が遅延する恐れがある場合、技術協力業務段階で遅延の影響を受けにくい工法、工程等を検討すること

*2 近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤードに影響が及ぶ恐れがある場合は、技術協力業務段階で影響を受けにくい工法、工程等を検討すること

*3 用地交渉が難航する恐れがある場合、技術協力業務段階で影響を受けにくい工法、工程等の検討すること

*4 ヒ素等が発生した場合の残土処理の可否、対応等について、十分留意すること

(2) 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去15年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。
- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとする。なお、技術提案や工事着手前の設計を経て、工法や構造（例えば基礎形式等）等が変更になる可能性に留意し、必要に応じて要求要件を幅広に設定することに努める。やむを得ず当初の要求要件に合致しない変更が生じる場合は、工事着手前に変更後の要件を満たす者に交代、又は追加配置するものとする。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・技術協力業務の契約までに建設コンサルタント業務に関する一般競争参加資格審査の認定を受けるものとする。
- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事の着手後に専任で配置する。
- ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

2) 技術提案

- ・技術提案の評価は優先交渉権者選定の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とし非選定通知を行う。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、4.3.3を参照のこと。

(3) 競争参加資格要件と技術評価項目

表 4-6 は企業評価における、競争参加資格要件と技術評価項目の役割分担の案である。

表 4-6 競争参加資格要件と技術評価項目案

資格要件・評価項目		WTO 以外		WTO	
		参加要件	交渉権者選定	参加要件	交渉権者選定
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	×	○	×
	工事成績	○	×	○ ^{※1}	×
	表彰	×	×	×	×
	関連分野での技術開発の実績	×	×	×	×
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況（ISO 等）	×	×	×	×
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	×	×	×
	その他	△	×	×	×
地域精通度・貢献度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	×	×
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×	×
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	×	×
		災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	×	×
		ボランティア活動等	×	×	×
技術者の能力等	資格	○	×	○	×
	同種工事の施工実績	○	×	○	×
	工事成績	○	×	○ ^{※1}	×
	表彰	×	×	×	×
	継続教育（CPD）の取組状況	×	×	×	×
技術提案	その他	△	×	×	×
	理解度（目的、条件、課題、方式等）	△	△	△	△
	主たる事業課題に対する提案能力	○	○	○	○
	損傷状況に関する所見（補修工事）	△	△	△	△
	不測の事態の想定、対応力	△	△	△	△
	ヒアリング	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}

（凡例） ○：必須 △：選択 ×：非設定

※ WTO 対象工事にあっては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※1 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※2 「理解度」、「主たる事業課題に対する提案能力」、「不測の事態の想定、対応力」の審査・評価にあたっては、ヒアリングを実施する。ヒアリングの実施にあたっては、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。

4.3.3 評価項目・基準の設定例

(1) 技術提案に関する評価項目の設定例

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。そのため、技術提案を求める段階では、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示した上で、全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を技術提案に求めることが無いように留意しつつ、定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題への対応方針を中心に評価することが基本となる。

その上で、工事の特性に応じて、実績等による裏付け、不測の事態の想定、対応力等についても評価することとなる。また、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対して、履行義務が求められることとなる。表 4-7 に技術提案に関する評価項目の例、表 4-8 に技術提案に関する評価基準の例を示す。

表 4-7 技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目	
理解度	業務目的、現地条件、与条件に対する理解	
	提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解	
	技術提案・交渉方式に対する理解	
主たる事業課題に対する提案能力	課題解決に有効な工法等の提案能力	現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力
		周辺住民の生活環境の維持に有効な工法等の提案能力
		貴重種への影響の最小化に有効な工法等の提案能力
		地下水、土質・地質条件を踏まえた工法等の提案能力
		地下埋設物、近接構造物の安全、防護上有効な工法等の提案能力
		施工ヤード等の制約条件を踏まえた工法等の提案能力
		地滑り・法面崩落に対して有効な工法等の提案能力
		構造体としての安全性を確保する工法等の提案能力
		施工期間の短縮 ^{※1} に有効な工法等の提案能力
		コスト縮減 ^{※1} に有効な工法等の提案能力
裏付け	有効な補修工法等の提案能力	
	提案内容の類似実績等による裏付け	
損傷状況に関する所見（補修工事）	損傷状況・原因	損傷状況やその原因に対する所見
	不可視部分	不可視部分に想定される損傷等に関する所見
不測の事態の想定、対応力	リスクの想定	不確定要素（リスク）の想定
	追加調査	品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理上有効な追加調査
	管理方法	品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理に有効な方法の提案能力

- ※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には最も優れた技術提案によらないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。
- ※ 全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を求めることが無いように留意する。
- ※ 公告時に配置技術者に求めていた資格や施工実績と異なる工法等が採用され、配置技術者がその工法等の経験を有さない場合、変更後の工法等に対し、必要な資格、実績等を有し、適切な施工体制を確保できるか提案内容の裏付けに留意する。
- ※1 工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

表 4-8 技術提案に関する評価基準の例

評価項目	評価基準
技術提案	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素等を十分に理解し、業務の内容、規模、課題、不確定要素に応じた技術協力業務の実施方針、実施手順、実施体制等が示されている。
	業務目的、現地条件、与条件等を理解し、業務の内容、規模等に応じた技術協力業務の実施方針、実施手順、実施体制等が示されている。
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を少なくする優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。
現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を少なくする工法等が示されている。
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地条件等を踏まえ、施工期間の短縮に関する優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。
施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、施工期間を短縮する工法等が示されている。
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地条件等を踏まえ、補修方法に関する優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。
有効な補修工法等の提案能力	現地条件等を踏まえた補修方法が示されている。
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。

(2) 評価項目・基準の設定例

(交差点立体化工事)

現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事であり、標準工法では工期内での工事実施が困難であるため、技術提案・交渉方式における技術協力・施工タイプ（発注者が最適な仕様を設定できない工事）を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。

なお、現道の交通量が非常に多いため、技術提案を反映した構造、工法について、新たに道路管理者、警察等との協議が必要になると想定される。こうした工事の特性を踏まえ、設計・施工一括タイプではなく、技術協力・施工タイプを適用することとした。

評価項目		評価基準	
技術提案	技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素が、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い場合に優位に評価する。
		実施手順	技術協力業務の実施手順が妥当であり、手順上の具体的な工夫がある場合に優位に評価する。
		実施体制	技術協力業務の内容と規模に対して、十分な実施体制が確保されている場合に優位に評価する。
	交通規制期間の短縮に有効な工法等の提案能力	的確性	以下の場合に優位に評価する。 ・交通状況や周辺環境等の与条件が適切に理解されている場合 ・交通影響の低減等、工事の品質向上に有効な目的物の構造、架設工法、規制手法等が提案されている場合
		実現性	提案された目的物の構造、架設工法、規制手法等の実施事例や類似実績の記載があり、提案に十分（具体的な）裏付けがある場合
	工程及びコスト管理に関する提案	的確性	提案する構造、工法等の特徴、現地条件、与条件等を踏まえた留意事項が適切に理解され、具体的な工程及びコスト管理に関する提案がある場合に優位に評価する。
		実現性	提案された工程及びコスト管理手法等の実施事例や類似事例の記載があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある場合に優位に評価する。

(アーチ橋の修繕工事)

交通量が多いアーチ橋で発見された多数の亀裂に対する修繕工事であり、損傷の詳細調査を行うとともに現道交通への影響を小さくする修繕工法選定及び施工計画の立案が必要であり、技術協力・施工タイプ（仕様の前提となる条件の確定が困難な工事）を適用し、技術協力業務及び工事の実施方針並びに修繕工法に関する技術提案を求める。

評価項目		評価基準	
技術提案	技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素が、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い場合に優位に評価する。
		実施手順	技術協力業務の実施手順が妥当であり、手順上の具体的な工夫がある場合に優位に評価する。
		実施体制	技術協力業務の内容と規模に対して、十分な実施体制が確保されている場合に優位に評価する。
	損傷状況に関する所見及び追加調査等の提案	的確性	損傷状況の把握について、以下の場合に優位に評価する。 ・損傷状況やその原因に関する理解が的確な場合 ・不可視部分に想定される損傷等について的確な所見が示されている場合 ・損傷状況の把握に向けた追加調査等が適切に提案されている場合
		実現性	技術提案の説得力について、以下の場合に優位に評価する。 ・損傷状況の把握に向けた追加調査等の的確性及び実現性が高い場合 技術提案を裏付ける類似実績などの明示について、以下の場合に優位に評価する。 ・提示された損傷状況に対する所見に十分な裏付けがある場合 ・提案された追加調査等の実施事例や類似事例の記載があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある場合
	交通規制時間の短縮に有効な工法等の提案能力	的確性	補修について、以下の場合に優位に評価する。 ・交通状況や周辺環境等の与条件が適切に理解されている場合 ・交通影響の低減等、工事の品質向上、安全性確保に有効な補修工法や規制手法等が提案されている場合
		実現性	提案内容の説得力について、以下の場合に優位に評価する。 ・補修工法や規制手法の提案に実現性が高い場合 提案内容を裏付ける類似実績などについて、以下の場合に優位に評価する。 ・提案された補修工法や規制手法等の実施事例や類似実績の記載があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある場合

4.3.4 ヒアリング

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。そのため、価格等の交渉、不測の事態への対応が適切に実施されるよう、「理解度」、「主たる事業課題に対する提案能力」、「不測の事態の想定、対応力」の審査、評価にあたっては、技術提案の記載事項からだけでは確認できない事項等について、ヒアリングの結果を含めて評価する。ヒアリングの実施にあたっては、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。

4.3.5 技術提案の改善（技術対話）

技術提案・交渉方式では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第17条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を説明書等に明記することとする。

説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で()に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、()に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(1) 技術対話の実施

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

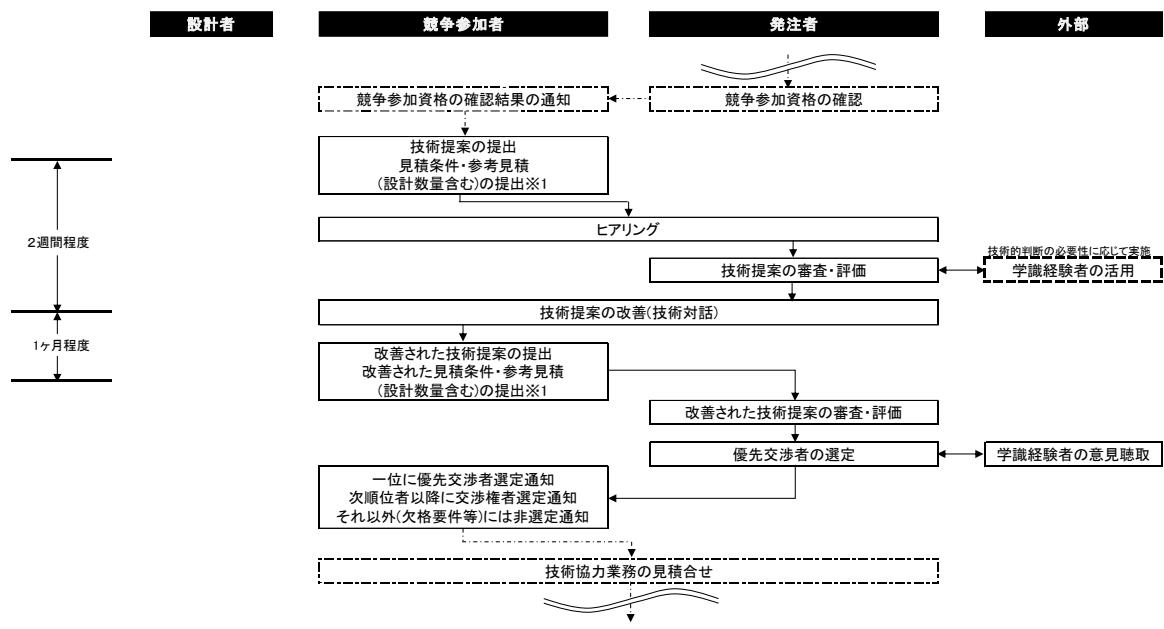
技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとするところから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話をを行うものとする。技術対話を実施する場合の技術提案の提出から優先交渉権者選定通知までの手順フローを図 4-5 に示す。



※1:「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合。

図 4-5 技術対話を実施する場合の手順フロー

なお、技術対話において他者の技術提案、競争参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

a) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

b) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようになることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

c) **自発的な技術提案の改善**

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を説明書等に明記する。

d) **見積りの提出要請（技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 4-4 参照））**

発注者は見積書、見積条件書及び設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。

4) **文書による改善要請事項の提示**

発注者は技術対話時、又は技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) **改善された技術提案の審査**

優先交渉権者を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

(3) **技術対話の省略**

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事において、価格競争は行わず、主たる事業課題に対する提案能力等、前提条件の不確定要素の影響を受けにくい評価項目により優先交渉権者を選定するのが基本となる。そのため、技術提案・交渉方式では、工事の特性、評価項目等に応じて、技術提案の改善（技術対話）が必要ないと認められる場合には、技術対話を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

4.3.6 優先交渉権者の選定と技術協力業務の契約

(1) **優先交渉権者の選定と通知**

技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けし、第1位の者を優先交渉権者とする。支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、当該技術提案を提出した者に対して優先交渉権者に選定された旨を通知する。

また、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、次順位以降となった各競争参加者に対して、次順位以降の交渉権者として選定された旨と順位を通知する。

[説明書の記載例]

() 優先交渉権者選定に関する事項

技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した者には、書面により通知する。また、競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、交渉権者として選定された旨と順位を同じく書面により通知する。

(2) 技術協力業務の契約

優先交渉権者の選定後、技術協力業務について見積合せを実施した上で契約を締結するものとする。また、技術協力業務の契約にあわせて以下の協定も締結するものとする。なお、設計協力協定については、設計業務及び技術協力業務の仕様書へその内容を記載することで代替することも可能である。

- ・設計協力協定（対象：発注者、設計者、優先交渉権者）
- ・基本協定（対象：発注者、優先交渉権者）

なお、優先交渉権者は、技術協力業務の対象範囲外の設計業務に基づく工事に競争参加することができる。

4.4 設計協力協定書への記載と技術協力業務の実施

4.4.1 設計協力協定書への記載

発注者、設計者及び優先交渉権者で協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させるため、設計協力協定を三者間で締結するものとする。設計協力協定に明示する事項の例を以下に示す。なお、設計業務及び技術協力業務の仕様書へ本事項を記載することで代替することも可能である。

[設計協力協定書例]

令和〇年〇月〇日

〇〇〇工事に関する設計協力協定書

「〇〇〇工事」に関して、〇〇〇〇（以下「発注者」という。）、〇〇〇〇（以下「設計者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり設計協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は「〇〇〇工事」において、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。
2 発注者が行う調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

（秘密保持）

第3条 発注者、設計書及び優先交渉権者は、本協定に関連して知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又はそれぞれの承諾なしに第三者に開示してはならない。

（有効期限）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から発注者及び設計者が締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第5条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

4.4.2 設計業務及び技術協力業務の実施

(1) 実施体制

技術協力・施工タイプにおける設計業務及び技術協力業務の実施に当たっては図 4-6 の体制で行うものとする。技術協力・施工タイプは、発注者、優先交渉権者、設計者の三者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、三者が有する情報・知識・経験を融合させながら設計を進めていくものであることから、妥当性が説明できる限り、優先交渉権者独自の技術、体制、設備等を前提に仕様を決めることができる。

なお、技術協力・施工タイプを円滑に実施するためには、発注者が優先交渉権者の技術提案の適用可否、追加調査・協議・学識経験者への意見聴取等の要否を的確に判断し、設計者及び優先交渉権者に速やかに指示を出すことが重要となるため、技術協力・施工タイプにおいては発注者側に設計者及び優先交渉権者との調整能力が必要となる。また、発注者による的確な判断のためには、発注者、優先交渉権者、設計者の三者が、適用技術の仕様に限らず、適用上の課題、実績による裏付け、不確定要素、不測の事態への対応等に関する多様な情報を共有することが重要である。

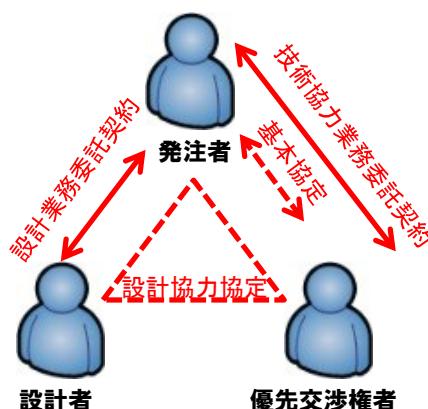


図 4-6 技術協力・施工タイプにおける設計業務の実施体制

(2) 設計業務及び技術協力業務の範囲

設計業務、技術協力業務、工事の範囲は、必ずしも同一である必要はなく、範囲の取り方の工夫により、優先交渉権者の知見の導入や、近隣の工事等との調整の効率化が期待できる場合は、工事の特性に応じて適切に設定するものとする。

【設計業務、技術協力業務、工事の範囲に関する工夫の例】

例 1) 熊本 57 号災害復旧二重峠トンネル工事

設 計：トンネル部+取付道路部

工 事：トンネルを 2 工区に分割（阿蘇工区・大津工区）

技術協力：工事の範囲と同じ



図 4-7 設計・技術協力・工事の範囲

例 2) 名塩道路城山トンネル工事

設 計：トンネル、トンネルに近接する法面切土工事

工 事：トンネル工事（前工事）、法面切土工事（後工事）に分割

技術協力：トンネル及び法面切土



図 4-8 設計・技術協力・工事の範囲

例 3) 国道 2 号大樋橋西高架橋工事

設 計：橋梁部、土工部（アプローチ）、取付道路部

工 事：橋梁部、土工部（アプローチ）、取付道路部

技術協力：橋梁部、土工部（アプローチ）

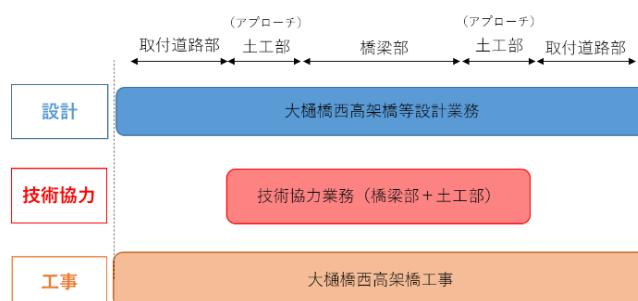


図 4-9 設計・技術協力・工事の範囲

(3) 設計業務及び技術協力業務の手順

設計業務及び技術協力業務の一般的な実施手順を以下に示す。なお、以下の①から⑨に示す内容は、全てが必須ではなく、工事の特性に応じて必要な内容を実施する。

① 前提条件及び不確定要素の整理

発注者が提示する設計・施工の前提条件、仕様等に対して、優先交渉権者は不明点や不確定要素を提示する。なお、前提条件等の不明点及び不確定要素の整理を円滑に進めるため、発注者と設計者の間においても、優先交渉権者による技術協力に先立ち、前提条件等の不明点及び不確定要素を整理しておくのがよい。

② 優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討

優先交渉権者は、発注者に技術提案とその技術情報を提出する。発注者は、適用可能性がある技術提案とその技術情報を設計者に提供し、設計者が技術提案の内容の確認、設計に反映するまでの課題の有無や内容の整理を行う。その後、発注者、優先交渉権者、設計者の三者で設計への適用の可能性や有効性、課題等について協議した上で、発注者の判断により、設計への反映を設計者に指示する。

③ 追加調査

前提条件等の不明点及び不確定要素（①で整理）、優先交渉権者の技術提案の適用上の課題（②で整理）等を踏まえ、発注者、優先交渉権者、設計者の三者で、追加調査の必要性、調査方法、実施者等について協議した上で、発注者の判断により、必要な追加調査を優先交渉権者、設計者に指示する。

④ 地元及び関係行政機関との協議

前提条件等の不明点及び不確定要素、優先交渉権者の技術提案の適用上の課題等を踏まえ、発注者は必要に応じて地元及び関係行政機関との協議を実施する。優先交渉権者及び設計者は、発注者から指示があった場合には、発注者が行う地元及び関係行政機関との協議を支援（資料作成、同行等）する。

⑤ 学識経験者への意見聴取

前提条件等の不明点及び不確定要素、優先交渉権者の技術提案の適用上の課題等を踏まえ、発注者は必要に応じて学識経験者への意見聴取を実施する。優先交渉権者及び設計者は、発注者から指示があった場合には、発注者が行う学識経験者への意見聴取を支援（資料作成、同行等）する。

⑥ 設計の実施

発注者は、上記①～⑤のプロセスを経て決定した条件、適用する技術提案を反映した設計を設計者に指示する。なお、設計の過程で、優先交渉権者及び設計者に追加提案、資料作成、検討を指示する場合がある。

⑦ 工事費用の管理

設計の進捗に応じて、発注者は、優先交渉権者に工事費用の見積作成を依頼する。工事費用の妥当性の確認には、上記①～⑥のプロセスで、前提条件等の不明点及び不確定要素への対処方針を明確にするとともに、積算基準、類似実績、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）と比較することが必要となる。主要な工種において、積算基準、類似実績、特別調査結果が適用できない特殊な技術が採用されている場合には、特殊な労務単価や資機材単価等について、施工中の歩掛調査により、その実態に応じて適正に精算することとする。

⑧ 事業工程の管理

優先交渉権者は、設計に基づく工事工程を作成し、設計者は工事工程と設計の整合性を確認する。発注者は、設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程を作成・管理する。

⑨ 三者間の協議

上記、①～⑧を円滑に進めるため、発注者、優先交渉権者、設計者からなる三者間の協議により、情報共有が常に適切に行われるとともに、発注者を柱に、三者間で共有された情報に基づき、発注者は、必要な判断、指示を速やかに行うことが重要である。

(4) 設計業務及び技術協力業務の役割分担

設計業務及び技術協力業務の実施における各者の役割分担を表 4-9 に示す。また、三者間の調整は打合せ・協議をもって行うこととする。

表 4-9 設計業務及び技術協力業務における役割分担

項目	発注者	優先交渉権者	設計者
前提条件及び不確定要素の整理	・ 前提条件等の不明点及び不確定要素の確認	・ 前提条件等の不明点及び不確定要素の提示	・ 前提条件等の不明点及び不確定要素の整理（資料作成）
優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討	・ 技術提案の適用可否の判断及び設計者への指示	・ 技術提案に関する技術情報（機能・性能、適用条件、コスト情報等）の提出	・ 技術提案の内容の確認、設計に反映する上での課題の有無や内容の整理
追加調査	・ 追加調査の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への指示 ・ 追加調査の実施※ ¹	・ 追加調査の提案 ・ 追加調査の実施※ ²	・ 追加調査の提案 ・ 追加調査の実施※ ²
地元及び関係行政機関との協議	・ 地元及び関係行政機関との協議の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、協議の実施	・ 地元及び関係行政機関との協議支援（資料作成、同行等）※ ²	・ 地元及び関係行政機関との協議支援（資料作成、同行等）※ ²
学識経験者への意見聴取	・ 学識経験者への意見聴取の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、意見聴取の実施	・ 学識経験者への意見聴取の支援（資料作成、同行等）※ ²	・ 学識経験者への意見聴取の支援（資料作成、同行等）※ ²
設計の実施	・ 設計内容の確認 ・ 設計内容を踏まえた追加提案、検討の指示	・ 技術提案部分を含めた設計の確認・照査 ・ 設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 ・ 施工計画の作成	・ 指示された技術提案内容の設計への反映 ・ 設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 ・ 設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 ・ 施工計画と設計の整合性確認
工事費用の管理	・ 設計の進捗に応じた優先交渉権者への見積依頼 ・ 見積りの検証（見積根拠の妥当性確認、積算基準との比較等） ・ 全体工事費の確認※ ³ ・ 施工中の歩掛調査の必要性判断	・ 見積り・見積条件・根拠の作成 ・ 全体工事費の算定※ ³	・ 見積条件と設計の整合性確認 ・ 見積り、全体工事費の把握
事業工程の管理	・ 設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程の作成・管理	・ 設計に基づく工事工程の作成	・ 工事工程と設計の整合性確認
三者間の協議	・ 打合せ・協議の開催準備	・ 打合せ・協議への参加、必要資料作成	・ 打合せ・協議への参加、必要資料作成

※ 1 発注者が設計業務、技術協力業務とは別に発注する場合

※ 2 発注者から指示があった場合

※ 3 全体工事費の算定における具体的な方法や精度については設計の進捗状況とともに見直しを行う。

(5) 設計業務及び技術協力業務における留意点

設計業務及び技術協力業務において、優先交渉権者の保有設備の事情による取付金具の位置等の軽微な変更に至るまで、発注者を介して設計者に指示し、設計に反映していくと発注者、設計者の負担が大きくなる。工事費用に影響を与えない軽微な事項については、発注者、優先交渉権者、設計者が協議の上、通常の設計・施工分離発注の場合と同様に、施工に関する承諾事項として書面で同意し、設計業務において、設計者が当該箇所にかかる設計の修正を実施するのではなく、後に優先交渉権者(施工者)が修正することにより、設計業務及び技術協力業務を効率的に進めるよう留意が必要である。

(6) 優先交渉権者の技術提案の設計への反映手順と責任

優先交渉権者が発注者に提出した技術提案とその技術情報は、発注者から設計者に提供され、設計者がその内容の確認と評価を行い、その後、発注者、設計者及び優先交渉権者の三者で設計への適用の可能性や有効性、課題等について協議した上で、発注者の判断により、設計への反映を設計者に指示するものとする。

なお、優先交渉権者が提出した技術提案又はその技術情報に瑕疵があった場合は、その瑕疵が原因となり発生した設計の瑕疵については一義的に優先交渉権者が責任を負うものとし、技術提案又はその技術情報の設計への反映に瑕疵があった場合は、設計者が責任を負うものとする。

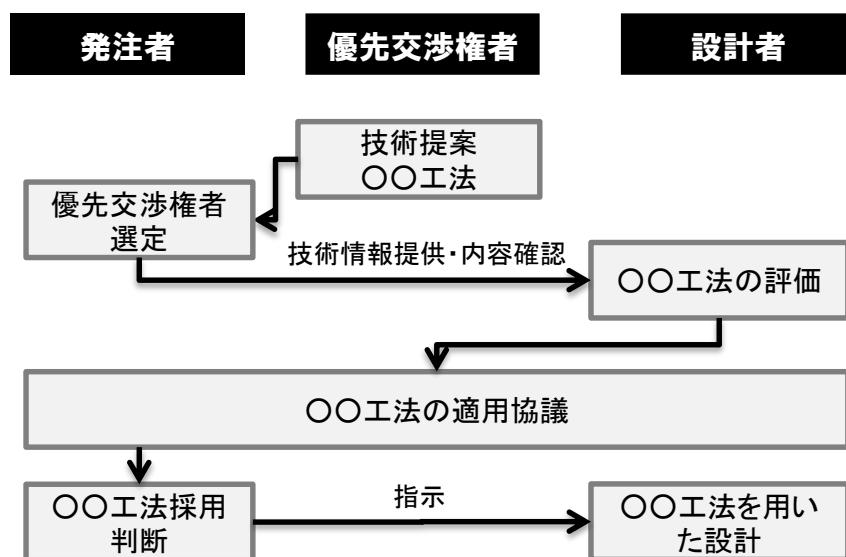


図 4-10 優先交渉権者から提出された技術提案の設計への反映手順

4.4.3 技術協力業務の契約図書

技術協力業務の契約書については「土木設計業務等委託契約書」ⁱⁱⁱを用いることとする。また、仕様書の業務内容についてその記載例を以下に示す。

[仕様書における業務内容の記載例]

○. 業務の内容

(1) 設計の確認

受注者は、設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行う。設計の内容について疑義がある場合は、調査職員に報告し指示を受けるものとする。

(2) 施工計画の作成

受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成するものとする。

(3) 技術情報等の提出

受注者は、発注者から実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断及び設計への反映の際に必要となる、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出するものとする。

(4) 全体工事費の算出

受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた全体工事費を算出する。なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて調査職員と協議を行うとともに、調査職員の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出するものとする。

(5) 関係機関等との協議資料作成支援

受注者は、発注者が行う地元及び関係行政機関との協議、学識経験者への意見聴取の資料について、施工の観点からの助言や、技術情報の提供により支援を行う。

(6) 技術提案

受注者は、優先交渉権者選定時に提出した技術提案の内容に関わらず、コスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行う。

(7) 設計調整協議

受注者は、発注者及び設計者と設計に関する調整協議を行う。協議回数は〇回とし、調査職員が指示する場合は管理技術者が出席するものとする。

(8) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として報告書を作成する。

ⁱⁱⁱ土木工事の例示である。

4.4.4 設計業務の設計図書等

(1) 設計図書

設計業務については、選定された優先交渉権者の技術提案内容に応じて特記仕様書及び契約額の変更を実施するものとする。また、当初の特記仕様書に、変更を予定していることを明記しておくものとする。

[特記仕様書の記載例]

○. 優先交渉権者の技術提案内容の確認及び反映

本業務は、技術提案・交渉方式の適用業務であり、発注者が別途選定する工事の優先交渉権者の技術提案内容の確認及び評価を行い、発注者の指示に基づき設計に反映するものである。このため、以下の業務の実施を予定しており、優先交渉権者の選定後に技術提案内容に応じて調査職員と具体的な業務内容及び契約額の変更に関する協議を実施するものとする。

(1) 優先交渉権者の技術提案の確認及び評価

受注者は、発注者が提供する優先交渉権者の技術提案、技術情報等について構造性・施工性・維持管理性・経済性等の観点から確認及び評価を行う。また、優先交渉権者の技術提案、技術情報等に疑義がある場合や不足資料がある場合は、調査職員に報告し指示を受けるものとする。

(2) 優先交渉権者の技術提案の反映

受注者は、調査職員の指示に基づき、優先交渉権者の技術提案、技術情報等を設計に反映する。

(3) 施工計画の確認

受注者は、発注者が提供する優先交渉権者の施工計画について、設計との整合性の確認を行う。また、優先交渉権者の施工計画に疑義がある場合や不足資料がある場合は、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(4) 設計調整協議

受注者は、発注者及び優先交渉権者と設計に関する調整協議を行う。協議回数は○回とし、調査職員が指示する場合は管理技術者が出席するものとする。

(2) 予定価格

当初の予定価格は、設計業務等標準積算基準書に準じて作成することとするが、施工計画の検討については優先交渉権者が実施することとなるため、特記仕様書及び予定価格を作成する際の積算対象からは除外しておくものとする。

(3) 設計業務の発注

設計業務の発注に当たっては、当該業務が技術提案・交渉方式の適用業務であること及び発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映する業務内容を含むものであることを、説明書に明示する。また、設計者の選定は、プロポーザル方式を適用することを基本とする。

[説明書の記載例]

本業務は、発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務である。

4.5 価格等の交渉と基本協定書への記載

4.5.1 見積書等の提出

技術協力・施工タイプは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。そのため、発注者は、見積書、見積条件書（表 4-10 参照）等の費用に関する資料については、本項に関わらず、技術協力業務において優先交渉権者から適宜提出させ、発注者において評価及び協議を実施し、参考額又は予定事業規模との間に、交渉成立前の最終見積り段階で大幅な乖離が顕在化することを防止するものとする。

表 4-10 見積条件書の記載例

見積条件		備考
気象・海象	施工期間：○月～○月 □□作業：出水期も実施可 足場設置：出水期は不可	提示資料、関係機関協議結果より設定
支持地盤	支持層の深さ：20m	ボーリングデータより設定 (提示資料、追加調査結果)
	礫形：30mm	近隣工事へのヒアリング結果より設定
	地下水位：○mm	
	ヒ素：近隣工事で出現例有	
環境（自然）	猛禽類：○月は施工不可、 上空制限高さ○m以下	提示された資料より設定 (影響に配慮し、十分安全側の工程、工法を採用。ただし、営巣の確認等、追加の規制条件を付される場合は、監督職員と協議する。)
	工事排水 pH 値：8.5 以下、 pH 値：7.0(上限値)	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値：25mg/L 以下 (生活 環境の保全に関する環境 基準 河川 AA 類型) SS 値：15mg/L(上限値)	提示された資料により設定 当該工事期間(12 月～3 月)と同じ月の過去 3 カ年 の平均測定値を上限として設定
	アスファルト再生材使用 量：320t 超	提示された資料により設定
地中障害物	地下鉄○○線	提示された図面より設定
地元協議	○時～○時まで施工不可 □□作業：終日実施可	提示された図面より設定 提示資料、関係機関協議結果より設定
	騒音：○○dB(A)以下	提示された資料により設定
関係機関協議	橋梁支間割：○○とする 構造物位置・寸法：○○と する	提示資料、関係機関協議結果より設定
	架空線：○○までに移設 □□工法とする	提示図面、関係機関協議結果より設定 (移設が遅延する可能性を排除できず、移設遅延の影響を受けにくい工法、工程を採用)
	占用物：○○までに移設 工程を□□とする	
	交通規制：○時～○時まで 車線規制不可 □□架設工法とする	提示資料、関係機関協議結果より設定 (追加の規制条件を付された場合は、監督職員 と協議する。)
作業用道路・ ヤード	作業用道路：○○とする ヤード：○○とする	提示資料、関係機関協議結果より設定 (近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤード に影響が及ぶ場合は、監督職員と協議する。)

見積条件		備考
用地の契約状況	○年○月より使用可能 工程を□□とする	提示された資料により設定 (影響を受けにくい工法、工程を採用。期限までに用地が使用できず、工事に影響が及ぶ場合は、監督職員と協議する。)
処分場	処分場：○○とする	提示資料、ヒアリング結果より設定 (ヒ素等が発生した場合でも受入可能)
その他	切羽前方の地質調査： ○○を使用	施工者提案より設定
	不可視部分の非破壊検査： ○○を使用	施工者提案より設定 (健全度が確認できない部材は機能しないものとして設計。監督職員と協議の上、交換部材数に応じて精算する。)
	損傷を考慮した解析 ○○を使用	施工者提案より設定
	構造物常時モニタリング： ○○を使用	施工者提案より設定

4.5.2 契約額の変更の考え方（リスク分担）

本タイプでは工事価格を決定する前に、技術協力業務を実施することにより、詳細な設計条件及び施工条件を価格とともに交渉し、不確定要因の境界についても発注者と優先交渉権者間で共通認識を得ることとなる。また、これら不確定要因に関する共通認識を表 4-10 のような見積条件書として明確にし、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することができる。契約図書に示された設計・施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

4.5.3 技術提案を踏まえた調査、協議

技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプでは、技術協力業務の段階において、優先交渉権者からの技術提案を踏まえた仕様の確定にあたり、必要な調査や協議を実施する。

4.5.4 発注者における事前準備

優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けて以下のような観点等からその内容確認を行う。

- 見積条件書で設計や施工計画等の前提として設定されている条件のうち、見直しの検討が必要なものを抽出する。
- 積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、過去の類似工種における施工効率等と見積書との比較で、乖離の大きな工種等を抽出する。

4.5.5 価格等の交渉の実施

事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けることが考えられる。
- 主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しないものの、発注者が必要と認めた場合に施工中の歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとに乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する。

また、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行うことに留意する。

4.5.6 価格等の交渉の成立

技術提案・交渉方式は、価格競争のプロセスがなく、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を結ぶ方式であるため、価格等の交渉の成立については、発注者としての説明責任を有していることに留意し、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取結果を踏まえて決定する。

交渉の成立条件は、以下のような条件を満たしているものとする。

- 参考額又は予定事業規模と見積りの総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。

優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

[説明書の記載例]

() 非特定通知

優先交渉権者との交渉が成立した場合は、それ以外の交渉権者に対して非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

なお、特定通知から見積合せの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能である。

4.5.7 予定価格の作成

技術提案・交渉方式は、価格競争のプロセスがなく、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を結ぶ方式であるため、予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、価格等の交渉の過程における学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

(1) 設計数量等の確認

価格等の交渉を通じて合意した技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等の内容）について確認を行う。積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

(2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類^{iv}により予定価格を算定する。

- 土木工事工事費積算要領
- 土木工事工事費積算基準
- 土木工事標準歩掛
- 請負工事機械経費積算要領
- 共通仮設費算定基準 等

^{iv}土木工事の例示である。

A. 歩掛

歩掛については、標準歩掛を使用する。

ただし、標準歩掛が無い場合や標準的な施工でない場合は、特別調査の歩掛や価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

B. 設計単価

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。

ただし、積算基準類に定めのない設計単価については、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉

- 1 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。
- 3 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行う。
- 4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
- 5 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。
- 6 見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、工事請負契約を締結する。
- 7 第3項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

4.5.8 交渉不成立時の対応

(1) 手続

優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。

なお、価格等の交渉に期間を要することにより、工事着手時期が大きく変動することが見込まれる場合には、適宜工期の見直しを行い、価格等の交渉に当たっての前提条件とするものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉の不成立

- 1 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- 2 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 3 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、第()条第()項の技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を書面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で技術協力業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

(2) 当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果の扱い

当初の優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合も、成立した場合と同様に、技術協力業務の報告書の完成検査及び支払いを行うものとする。また、次順位の交渉権者による技術協力の実施及び次順位の交渉権者の技術協力を踏まえた設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との技術協力業務の契約書に基づき発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果を参考とすることができるものとする。

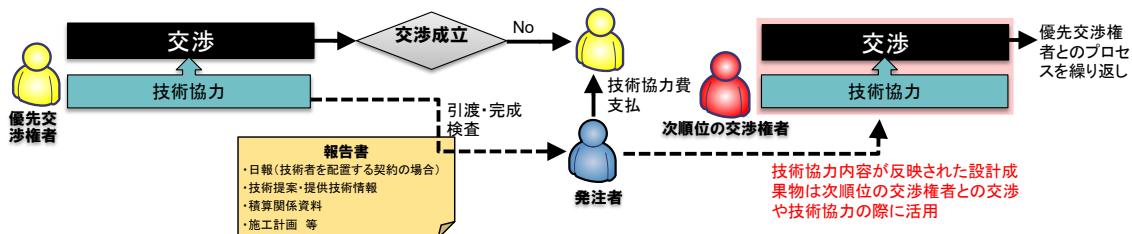


図 4-11 交渉不成立時の技術協力業務の扱い

なお、設計成果に当初の優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）が含まれ、当該特許権等を使用する場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に対して特許権等の使用の許諾を申請し許可を受けるとともに、見積りに当該特許権等の許諾料等を含めるものとする。また、次順位の交渉権者との価格等の交渉が成立し、工事の契約が締結された場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に当該特許権等の許諾料の支払いを行うものとする。

民間企業からの技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術協力業務の結果、優先交渉権者の提案内容が反映された設計業務の成果物について、情報公開における非開示部分を確認し、明確にしておく必要がある。

4.5.9 基本協定書への記載

発注者及び優先交渉権者間で技術協力業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を両者間で締結するものとする。基本協定に明示する事項の例を以下に示す。

〔基本協定書例〕

令和〇年〇月〇日

〇〇〇工事に関する基本協定書

「〇〇〇工事」に関して、〇〇〇〇（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は〇〇〇工事について、発注者が実施した技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者の技術提案を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者による工事の請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行する。

（技術協力等）

第3条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、発注者が別途発注した設計業務の受注者（以下「設計者」という。）が行う設計に対する技術協力業務を実施するため、本公募手続に係る技術協力業務委託契約（以下「本技術協力業務委託契約」という。）を発注者との間で締結する。

2 発注者及び優先交渉権者は、設計者を含む三者との間で、〇〇工事の設計業務に関する協議を行うため、本公募手続に係る設計協力協定を締結する。

3 優先交渉権者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、優先交渉権者が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第7条から第10条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（価格等の交渉）

第5条 価格等の交渉とは、発注者及び受注者が、第3条に規定する技術協力業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

2 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、本技術協力業務委託契約の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料（以下、「全体工事費調書」という。）を発注者に提出する。

- 3 優先交渉権者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「参考見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。
- 4 発注者は、優先交渉権者に対し、前二項の規定により、全体工事費調書等及び参考見積書等の提出を求めるに当たっては、その旨を書面にて事前に通知する。
- 5 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- 6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。
- 7 前2項に基づく交渉の結果、参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- 8 第5項及び第6項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

(契約手続等)

第6条 優先交渉権者は、前条第7項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた参考見積書等を提出する。

- 2 発注者は、前項の参考見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。
- 3 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については本工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。
- 4 優先交渉権者は前条第3項と同じ方法により見積書を提出し、発注者と見積合せを行う。
- 5 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、見積書の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負契約を締結する。

(価格等の交渉の不成立)

第7条 発注者は、第5条第8項により価格等の交渉が不成立となった場合、発注者は、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

- 2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第8条から第12条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(権利義務の譲渡等)

第8条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第9条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第 10 条 本協定書に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 11 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第 12 条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

4.6 工事の契約図書への記載

技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用する場合、優先交渉権者による技術提案について、価格等の交渉を経て、最終的に決定した仕様、発注者と受注者の責任分担とその内容を明確にし、特記仕様書等の設計図書に具体的に記載する。

なお、技術協力業務段階において工法等の変更により、当初に求めた経験、資格と異なる工法等が採用された場合には、変更となった工法等に必要な経験、資格を特記仕様書等の設計図書に具体的に記載する。

5. 「設計交渉・施工タイプ」の適用

5.1 契約形態と手続フロー

5.1.1 契約形態

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、公示段階での仕様の前提となる条件の確定状況から、技術提案内容に応じた地質調査や関係機関協議等を踏まえた設計が必要となる場合や、「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、設計の品質の確保又は効率的な設計には技術提案を行った施工者による設計が必要となる場合等、設計交渉・施工タイプを選定する場合の契約形態は図 5-1 のとおりである。

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

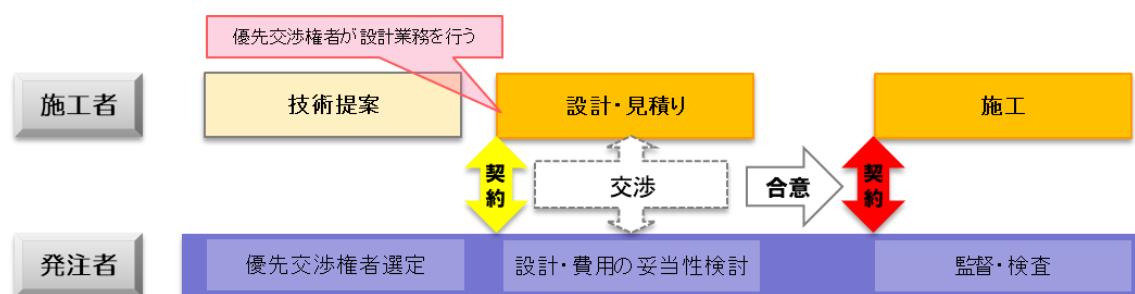


図 5-1 設計交渉・施工タイプにおける契約形態

説明書には技術提案・交渉方式の設計交渉・施工タイプの適用工事であることを記載する。説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 工事概要

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結する。

設計交渉・施工タイプでは、契約の内容が設計段階、価格等の交渉段階及び施工段階において異なる。設計段階では優先交渉権者と設計業務の契約を締結する。優先交渉権者とは設計業務の契約と同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定(以下「基本協定」という。)を締結し、円滑に価格等の交渉を行うものとする。

価格等の交渉段階では、基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合せを実施した上で、優先交渉権者と工事の契約を締結するものとする。また、価格等の交渉不成立時の手続についても基本協定に基づき実施するものとする。

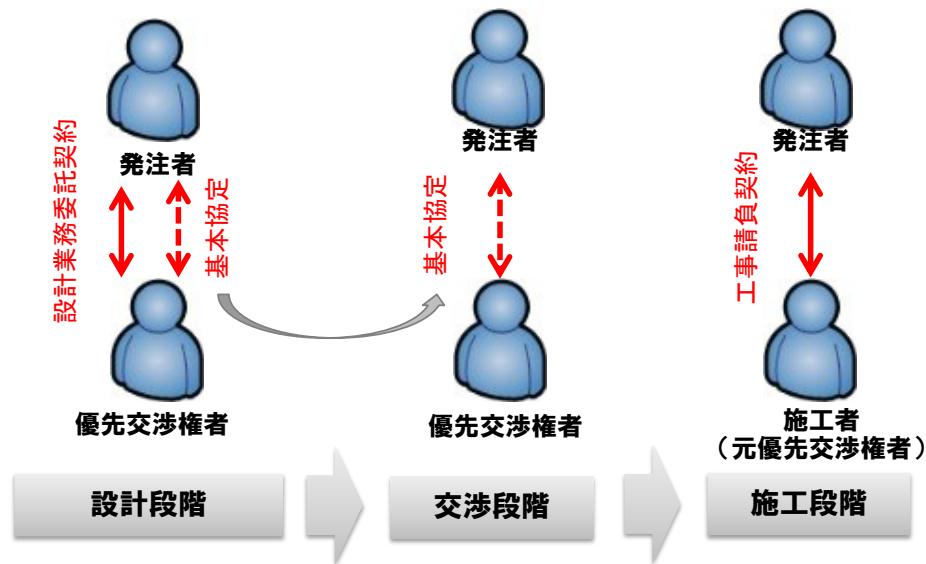


図 5-2 各段階における契約形態

表 5-1 契約・協定の種類と内容

契約・協定の種類	概要
設計業務委託契約	設計業務に関する優先交渉権者との契約
基本協定	工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する優先交渉権者との協定
工事請負契約	交渉成立後の工事に関する優先交渉権者との契約

5.1.2 設計業務の開始時期

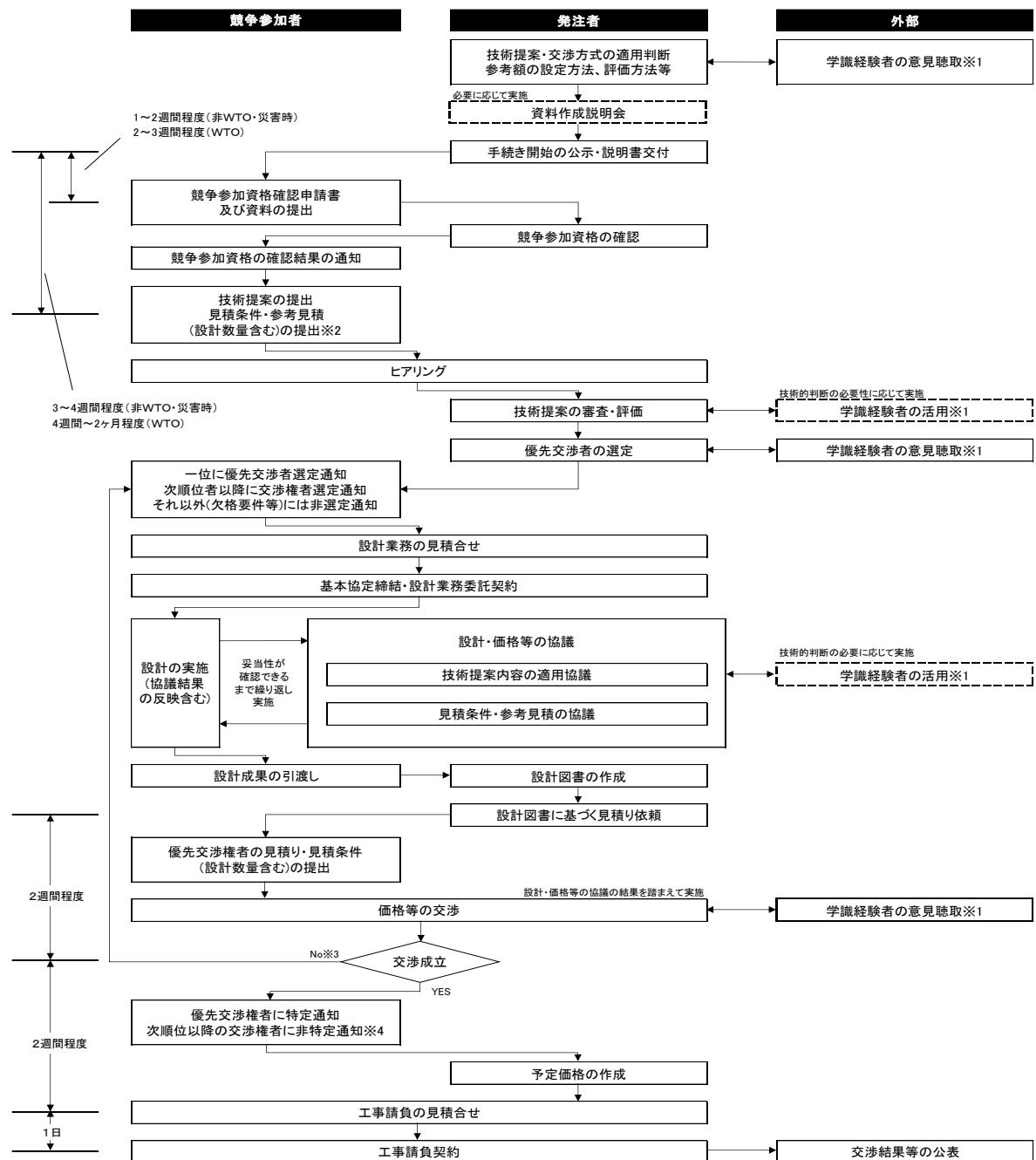
設計交渉・施工タイプは、発注者と施工者の二者で設計を行うため、施工者が実施する設計に対し、発注者は、仕様、価格の妥当性を的確に判断し、施工者に適切な指示を行うことが必要となる。そのため、当該工事の公示前に、必要な設計・施工条件の設定、交渉における比較参考資料等を作成するための調査・検討を実施し、調査・検討の実施状況を踏まえ、設計業務の調達時期を検討する。

5.1.3 設計業務の実施期間

設計の品質確保の観点から、設計業務は、事業の緊急度に配慮しつつも、設計の複雑さ、規模、適用される技術の難易度等に応じて、十分な期間を確保することが必要である。条件によっては、複数年度にわたる手続フローを検討する。

5.1.4 手続フロー

標準的な手続フローは図 5-3 に示すとおりとし、これに沿って手続を行うものとする。工事の特性（緊急度、規模、複雑さ、提案の自由度、前提条件の不確実性の程度等）を踏まえて適切に設定するものとする。表 5-2 に工事特性に応じた設計期間の設定例を示す。なお、学識経験者への意見聴取は、既存の委員会等を活用し、技術提案・交渉方式適用工事の手續を併せて審議できるものとする。



※1: 既存の委員会で技術提案・交渉方式適用工事の手続きを併せて審議可能。
 ※2: 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合。
 ※3: 次順位者を優先交渉権者として、価格等の交渉を実施。
 ※4: 特定通知から見積合せまでの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能。ただし、その場合は非特定通知から契約まで10日(非WTOは5日)をおくなければならない。

図 5-3 手続フロー

表 5-2 工事特性に応じた設計期間の設定例

工事特性					設計期間※2 の設定例
条件	種類	緊急性度	提案の自由度	適用技術の実績※1	
平常時	新設	標準： 十分な設計 期間を確保 できる	高：構造形式、工法等の変更を伴 う	限定期	12ヶ月程度又は 12ヶ月以上
				十分ある	6~12ヶ月程度
			低：確実な施工のための照査、不 確定要素への対処が中心	限定期	6~12ヶ月程度
				十分ある	5~8ヶ月程度
		高： 早期供用が 求められる	高：構造形式、工法等の変更を伴 う	ある	6~12ヶ月程度
				十分ある	5~8ヶ月程度
			低：確実な施工のための照査、不 確定要素への対処が中心	ある	6ヶ月程度
	既設 (修繕)	標準： 十分な設計 期間を確保 できる	高：不可視部等の不確定要素が多 い、高度な工法を適用	限定期	6~12ヶ月程度
				十分ある	5~8ヶ月程度
			低：確実な施工のための照査、不 確定要素への対処が中心	限定期	5~8ヶ月程度
			高： 早期供用が 求められる	十分ある	4~6ヶ月程度
				ある	6~12ヶ月程度
				十分ある	5~8ヶ月程度
災害時	新設 (代替 ルート)	早期供用が 必要	高：調査・設計が進んでいない、 高度な工法を適用	ある	6~12ヶ月程度
				十分ある	5~8ヶ月程度
			低：確実な施工のための不確定要 素への対処が中心	ある	5~8ヶ月程度
				十分ある	3~6ヶ月程度
	既設 (修繕)		高：調査・設計が進んでいない、 高度な工法を適用	ある	6~12ヶ月程度
				十分ある	5~8ヶ月程度
			低：確実な施工のための不確定要 素への対処が中心	ある	5~8ヶ月程度
				十分ある	3~6ヶ月程度

※1 適用技術の実績

限定期：異なる現場条件での実績しかない等の理由により、技術検証（試験施工、模型実験、数値解析、学識者への意見聴取等）が必要

ある：類似の現場条件での実績があるものの、追加調査（数値解析、学識者への意見聴取等）が必要

十分ある：類似の現場条件での実績が複数例ある

※2 設計期間：設計業務の履行期間（工期）とする

5.2 参考額

技術提案・交渉方式では、仕様の確定が困難な工事において、競争参加者に技術提案を求め、技術提案と価格等の交渉を踏まえ仕様を確定していくことから、場合によっては、提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがある。また、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容の評価を適切に実施することが困難となることも想定される。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルを明確にするため、発注者は、目的物の品質・性能に係る要求要件、前提となる設計及び施工の条件等をできるだけ明確に示すことが重要である。その上で、工事価格の目安として、予め、参考額を設定することができる。

なお、参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第 99 条の 5 に規定された予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではない。

設計交渉・施工タイプでは、設計業務及び価格等の交渉成立後の工事の 2 種類の契約において、優先交渉権者に支払う費用が発生する。

5.2.1 設計業務の契約に関する参考額の設定

(1) 参考額の設定

積算基準のない工種の設計業務については、競争参加資格の申請時に必要に応じて当該工種の設計業務の見積りを競争参加者から提出させ、提出された見積りを踏まえて設計業務の参考額を設定し、競争参加資格の確認結果とともに参考額の通知を行うことができるものとする。

(2) 見積合せ

参考額の設定の有無に関わらず、優先交渉権者の選定後、積算基準のない工種については優先交渉権者に設計業務の見積りを提出させ、予定価格を作成し、見積合せを実施した上で設計業務の契約を締結する。

5.2.2 工事の契約に関する参考額の設定

(1) 参考額の設定方法

参考額の設定方法及びその適用における考え方は表 5-3 のとおりであり、工事の特性、既往設計の状況、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとするが、設定方法について予め学識経験者からの意見を聴取する等、恣意的な設定とならないよう留意しなければならない。

表 5-3 参考額の設定方法と適用における考え方

設定方法	適用における考え方
① 既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に設定した参考額を説明書に明示する。	過去の実績等から参考額に関して一定程度の推定が可能な場合に適用できる。
② 競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する。※	適用する技術や工法によって価格が大きく変わってしまうため、過去の同種工事実績や既往設計から、参考額が設定できない場合に適用できる。 ただし、本設定方法では競争参加者からの見積収や設定された参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出が必要となることから手続期間が長くなるとともに競争参加者の負担も大きくなる。

※ 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみ適用可

なお、参考額の設定にあたっては、発注者が求める目的物の品質・性能に係る要求要件、前提となる設計及び施工条件等が説明書等で明示されない場合、又は、不確定要素に対する考慮の程度が受発注者間で異なる場合には、各者が提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスが大きく異なり、円滑な審査・評価が困難となる結果、優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となる可能性が高くなることも想定されるので注意する必要がある。

[説明書の記載例]

() 参考額

【③既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

本工事に先立って実施する設計業務の規模は〇〇円程度（税込み）※、工事規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。

【④競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

本工事に先立って実施する設計業務の規模は〇〇円程度（税込み）※を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

※積算基準のない工種の設計業務については、必要に応じて競争参加者から見積りを提出させ、見積りを踏まえて設計業務の参考額を設定することもできる。

(2) 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法

表 5-3 における「②競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する」場合にあっては、競争参加者の見積りによる参考額の設定方法として、例えば以下に示す方法が考えられる。

なお、競争参加者の見積りによる参考額の設定に当たっては、工事の特性、潜在的な競争参加者が有する技術及び予算の状況等を勘案し、公正性・妥当性に配慮した方法を採用する必要がある。

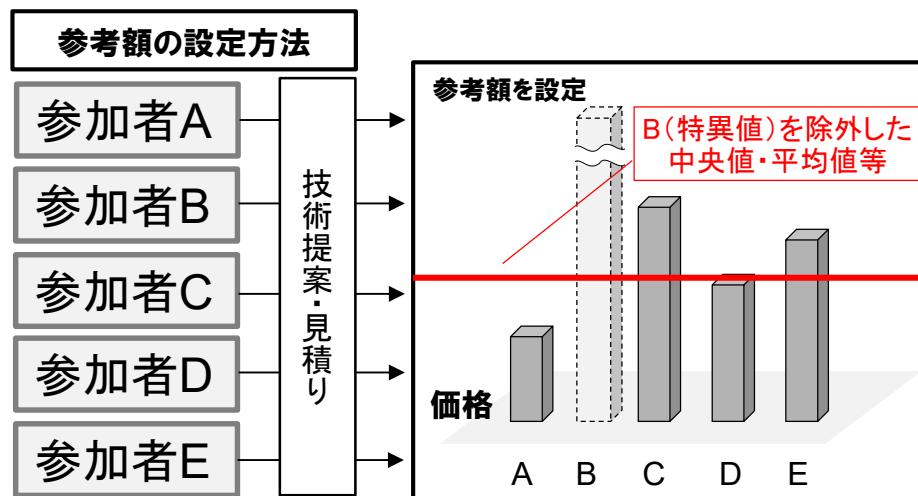


図 5-4 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法の例

1) 明らかに技術的要件を満足しないと考えられる競争参加者の見積額の除外

明らかに説明書等で示された必要性能・条件を満足しないと考えられる技術提案の見積りは参考額設定の際に考慮しないものとする。なお、設定した参考額通知後の再提出又は技術対話に基づく改善の各段階において競争参加者が技術提案を修正することが可能なため、見積りによる参考額設定の時点で技術提案が必要性能・条件を満足していないことを理由に非選定としないものとする。

2) 過剰な品質・性能及び特異な見積額の除外

説明書等で示された必要性能・条件より明らかに過剰な技術提案であり、他者と比較して見積額も著しく高い場合は参考額設定の際に考慮しないものとする。また、提案する目的物の性能・仕様と見積額のバランスが他者と比較して著しく異なる場合も同様とする。

3) 参考額の設定

1)及び 2)を踏まえ残された見積額の中央値や平均値を基に、又は競争参加者が少ない場合等はその他適切な方法により、予算の状況等も踏まえながら参考額を設定する。

4) 参考額の通知

支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、競争参加者に対して設定した参考額を通知するものとする。なお、競争参加者には通知した参考額に基づく技術提案の再提出の機会を与えるものとする。

5.2.3 参考額と見積額の乖離に伴う見直し

技術提案・交渉方式の適用工事においては、参考額は単なる目安であり、その範囲内での契約を要するものではないが、参考額と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合は、必要に応じて、技術対話や価格等の交渉において、見積条件の見直し等を競争参加者（優先交渉権者）に行わせるものとする。見直しを実施させるタイミングとして表 5-4 に示す 2 つの段階があり、どの段階で開始するかは工事の特性や手続期間等を考慮して決定するものとする。

なお、当該見直しを「①技術審査段階」から開始できるのは「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみとなる。

表 5-4 参考額と見積額の乖離に伴う見直しの実施段階

	① 技術審査段階※	②価格等の交渉段階
参考額と見積額の乖離の扱い	技術対話を経た改善技術提案に基づく見積額と参考額の乖離が著しく大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を競争参加者に行わせる。	価格等の交渉を経ても、参考額と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を優先交渉権者に行わせる。
当初の見積り・見積条件の提出時期と対象者	全ての競争参加者が技術提案と同時に提出する。	優先交渉権者の選定後、優先交渉権者のみが提出する。
特徴	優先交渉権者選定後の見積提出が不要なため手続期間は短くなるが、競争参加者にとって負担が大きい。	優先交渉権者選定後の見積提出が必要となり手続期間が長くなるが、競争参加者にとって負担が小さい。

※ 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみ適用可

5.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等

5.3.1 説明書への記載

説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。

(1) 工事概要

- ① 技術提案・交渉方式の適用の旨
- ② 各種試行方式の適用の旨
- ③ 参考額

(2) 競争参加資格

- ① 企業及び配置予定技術者が同種工事の施工実績を有すること
- ② 企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績評点が 65 点以上であること
- ③ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
- ④ 技術提案が適切であること
- ⑤ 設計業務委託契約の締結日までに当該業種区分における建設コンサルタント等の一般競争参加資格認定通知を受けていること

(3) 優先交渉権者の選定に関する事項

- ① 技術提案の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・最低限の要求要件及び上限値
 - ・得点配分
- ② 優先交渉権者の選定方法

(4) 競争参加資格の確認等

- ① 提出を求める技術資料
- ② 競争参加資格確認結果の通知

(5) 技術提案書等の確認等

- ① 提出を求める技術提案書
- ② 技術提案の改善（技術対話）

(6) 予定価格算定時における見積活用方法

(7) 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時

(8) 技術提案内容の変更に関する事項

- ・技術提案の設計段階での不採用、施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱い

(9) その他（技術資料の提出様式等）

※品確法第 16 条に規定される段階的選抜方式に準じて、競争参加者が多数と見込まれる場合は、技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜することも可能であり、その場合は必要な事項を明示する。

5.3.2 技術評価項目の設定等

(1) 要求要件、設計・施工条件の設定

技術提案・交渉方式では、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、説明書等の契約図書において、発注者は、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示す必要がある。また、仕様の前提となる要求要件(最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値)、設計・施工条件を明示する必要がある。

技術提案に係る要求要件(最低限の要求要件及び上限値)、設計・施工条件の設定例を表5-5に示す。

また、発注者は、全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を技術提案に求めることが無いように留意する。技術提案を定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題に対する提案能力を評価できるように技術提案の評価項目、技術提案の範囲を設定し、技術提案を求める対象の工種や構造等を可能な限り明確にし、技術提案書の分量の目安(用紙サイズ、枚数等)を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努めることとする。競争参加者が行う技術提案の検討・資料作成、発注者が行う評価の負担が大きいことを考慮して、技術提案を求める範囲が広くなり過ぎないよう留意する。

表 5-5 要求要件、設計・施工条件の設定例

要求要件、設計・施工条件		備考
気象・海象	○月～○月まで施工不可	提示された資料より設定
支持地盤	支持層の深さ：20m	提示されたボーリングデータより設定
	礫形：30mm	提示されたボーリングデータより設定
	地下水位：○mm	提示されたボーリングデータより設定
環境（自然）	猛禽類：○月は施工不可、上空制限高さ○m以下	提示された資料より設定
	工事排水 pH 値：8.5 以下、pH 値：7.0(上限値)	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値：25mg/L 以下（生活環境の保全に関する環境基準 河川 AA 類型） SS 値：15mg/L(上限値)	提示された資料により設定 当該工事期間(12月～3月)と同じ月の過去3カ年の平均測定値を上限として設定
	アスファルト再生材使用量：320t 超	提示された資料により設定
	地下鉄○○線	提示された図面より設定
地元協議	○時～○時まで施工不可	提示された図面より設定
	騒音：○○dB(A)以下	提示された資料により設定
関係機関協議	橋梁支間割：○○とする 構造物位置・寸法：○○とする	提示された図面より設定 (河川管理者との協議により設定しているため、変更は不可とする。)
	架空線：○○までに移設	提示された図面より設定 ^{※1}
	占用物：○○までに移設	
	交通規制：○時～○時まで車線規制不可	提示された資料より設定 (道路管理者、警察協議により設定しているため、変更は不可とする。)
作業用道路・ヤード	作業用道路：○○とする ヤード：○○とする	提示された図面より設定 ^{※2}
用地の契約状況	○年○月より使用可能	提示された資料により設定 ^{※3}
処分場	処分場：○○とする	提示された資料により設定 ^{※4}

- ※1 移設が遅延する恐れがある場合、設計業務段階で遅延の影響を受けにくい工法、工程等を検討すること
- ※2 近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤードに影響が及ぶ恐れがある場合は、設計業務段階で影響を受けにくい工法、工程等を検討すること
- ※3 用地交渉が難航する恐れがある場合、設計業務段階で影響を受けにくい工法、工程等の検討すること
- ※4 ヒ素等が発生した場合の残土処理の可否、対応等について、十分留意すること

(2) 競争参加資格要件と技術評価項目

表 5-6 は企業評価における、競争参加資格要件と技術評価項目の役割分担の案である。

表 5-6 競争参加資格要件と技術評価項目案

資格要件・評価項目		WTO 以外		WTO	
		参加要件	交渉権者選定	参加要件	交渉権者選定
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	×	○	×
	工事成績	○	×	○ ^{※1}	×
	表彰	×	×	×	×
	関連分野での技術開発の実績	×	×	×	×
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 (ISO 等)	×	×	×	×
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	×	×	×
	その他	△	×	×	×
地域精通度・貢献度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	×	×
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×	×
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	×	×
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	×	×	×
	ボランティア活動等	×	×	×	×
	その他	×	×	×	×
	技術者の能力等	○	×	○	×
技術提案	同種工事の施工実績	○	×	○	×
	工事成績	○	×	○ ^{※1}	×
	表彰	×	×	×	×
	継続教育 (CPD) の取組状況	×	×	×	×
	その他	△	×	×	×
	理解度 (目的、条件、課題、方式)	△	△	△	△
	主たる事業課題に対する提案能力	○	○	○	○

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

※ WTO 対象工事にあっては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※1 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※2 「理解度」、「主たる事業課題に対する提案能力」、「不測の事態の想定、対応力」の審査・評価にあたっては、ヒアリングを実施する。ヒアリングの実施にあたっては、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。

(3) 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去 15 年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種

工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。

- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。
- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとする。なお、技術提案や工事着手前の設計を経て、工法や構造（例えは基礎形式等）等が変更になる可能性に留意し、必要に応じて要求要件を幅広に設定することに努める。やむを得ず当初の要求要件に合致しない変更が生じる場合は、工事着手前に変更後の要件を満たす者に交代、又は追加配置するものとする。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・設計業務の契約までに建設コンサルタント業務に関する一般競争参加資格審査の認定を受けるものとする。
- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事の着手後に専任で配置する。
- ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

2) 技術提案

- ・技術提案の評価は優先交渉権者選定の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とし非選定通知を行う。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、5.3.3を参照のこと。

5.3.3 評価項目・基準の設定例

(1) 技術提案に関する評価項目の設定例

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。そのため、技術提案を求める段階では、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示した上で、全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を技術提案に求めることが無いように留意しつつ、定量的な事項や詳細な技術の内容よりも、主たる事業課題に対する提案能力を中心に評価することが基本となる。その上で、工事の特性に応じて、実績等による裏付け、不測の事態の想定、対応力等についても評価することとなる。また、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対して、履行義

務が求められることとなる。表 5-7 に技術提案に関する評価項目の例、表 5-8 に技術提案に関する評価基準の例を示す。

表 5-7 技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目	
理解度	業務目的、現地条件、与条件に対する理解 提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解 技術提案・交渉方式に対する理解	
主たる事業課題に対する提案能力	課題解決に有効な工法等の提案能力 現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力 周辺住民の生活環境の維持に有効な工法等の提案能力 貴重種への影響の最小化に有効な工法等の提案能力 地下水、土質・地質条件を踏まえた工法等の提案能力 地下埋設物、近接構造物の安全、防護上有効な工法等の提案能力 施工ヤード等の制約条件を踏まえた工法等の提案能力 地滑り・法面崩落に対して有効な工法等の提案能力 構造体としての安全性の確保に有効な工法等の提案能力 施工期間の短縮 ^{※1} に有効な工法等の提案能力 コスト縮減 ^{※1} に有効な工法等の提案能力 有効な補修工法等の提案能力	
裏付け	提案内容の類似実績等による裏付け	
損傷状況に関する所見（補修工事）	損傷状況・原因	損傷状況やその原因に対する所見
	不可視部分	不可視部分に想定される損傷等に関する所見
不測の事態の想定、対応力	リスクの想定	不確定要素（リスク）の想定
	追加調査	品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理上有効な追加調査
	管理方法	品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理上有効な方法の提案能力

- ※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には最も優れた技術提案によらないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。
- ※ 全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を求めることが無いように留意する。
- ※ 公告時に配置技術者に求めていた資格や施工実績と異なる工法等が採用され、配置技術者がその工法等の経験を有さない場合、変更後の工法等に対し、必要な資格、実績等を有し、適切な施工体制を確保できるか提案内容の裏付けに留意する。
- ※1 工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

表 5-8 技術提案に関する評価基準の例

評価項目		評価基準
技術提案	技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)における設計業務に対する理解度	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素等を十分に理解し、業務の内容、規模、課題、不確定要素に応じた設計業務の実施方針、実施手順、実施体制等が示されている。 業務目的、現地条件、与条件等を理解し、業務の内容、規模等に応じた設計業務の実施方針、実施手順、実施体制等が示されている。 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を少なくする優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。 現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を少なくする工法等が示されている。 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、施工期間の短縮に関する優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。 現地条件等を踏まえ、施工期間を短縮する工法が示されている。 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	有効な補修工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、補修方法に関する優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。 現地条件等を踏まえた補修方法が示されている。 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。

5.3.4 ヒアリング

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。そのため、価格等の交渉、不測の事態への対応が適切に実施されるよう、「理解度」、「主たる事業課題に対する提案能力」、「不測の事態の想定、対応力」の審査、評価にあたっては、技術提案の記載事項からだけでは確認できない事項等について、ヒアリングの結果を含めて評価する。ヒアリングの実施にあたっては、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。

5.3.5 技術提案の改善（技術対話）

技術提案・交渉方式では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第17条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を説明書等に明記することとする。

説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で()に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、()に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(1) 技術対話の実施

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとするところから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話をを行うものとする。技術対話を実施する場合の技術提案の提出から優先交渉権者選定通知までの手続フローを図 5-5 に示す。

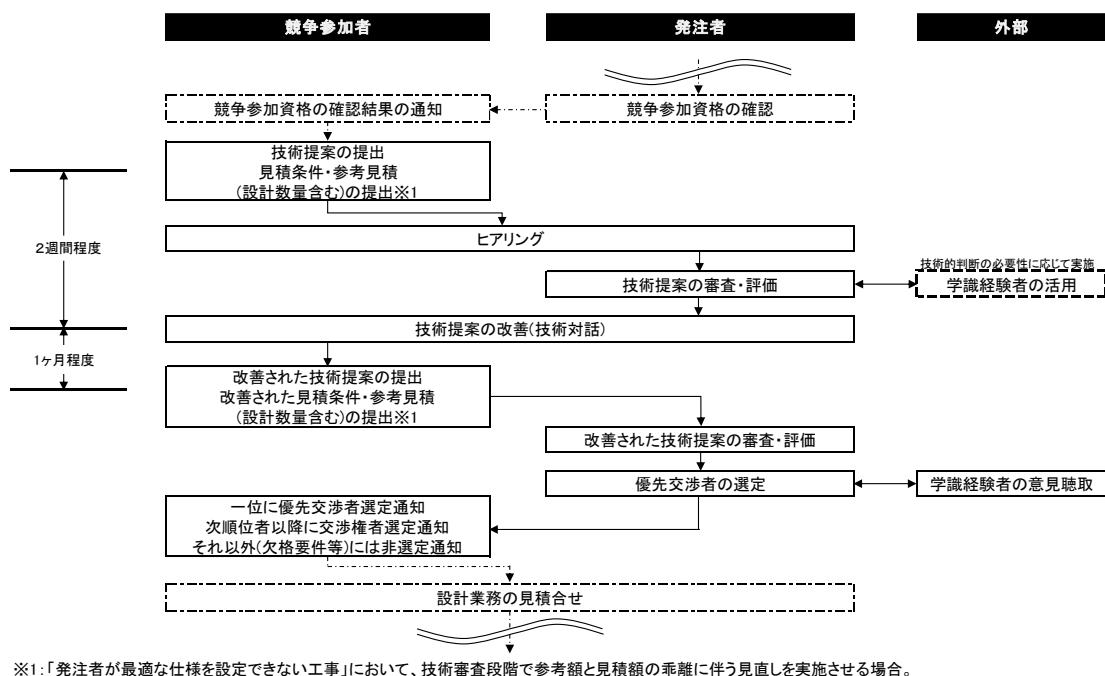


図 5-5 技術対話を実施する場合の手続フロー

なお、技術対話において他者の技術提案、競争参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

a) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

b) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのな

いようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

c) **自発的な技術提案の改善**

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を説明書等に明記する。

d) **見積りの提出要請（技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 5-4 参照））**

発注者は見積書、見積条件書及び設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。

4) **文書による改善要請事項の提示**

発注者は技術対話時、又は技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) **改善された技術提案の審査**

優先交渉権者を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

(3) **技術対話の省略**

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事において、価格競争は行わず、主たる事業課題に対する提案能力等、前提条件の不確定要素の影響を受けにくい評価項目により優先交渉権者を選定するのが基本となる。そのため、技術提案・交渉方式では、工事の特性、評価項目等に応じて、技術提案の改善（技術対話）が必要ないと認められる場合には、技術対話を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

5.3.6 優先交渉権者の選定と設計業務の契約

(1) **優先交渉権者の選定と通知**

技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けし、第1位の者を優先交渉権者とする。支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、当該技術提案を提出した者に対して優先交渉権者に選定された旨を通知する。

また、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、次順位以降となった各競争参加者に対して、次順位以降の交渉権者として選定された旨及び順位ことを通知する。

[説明書の記載例]

() **優先交渉権者選定に関する事項**

技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した者には、書面により通知する。また、競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、交渉権者として選定された旨及び順位を同じく書面により通知する。

(2) 設計業務の契約

優先交渉権者の選定後、設計業務について見積合せを実施した上で契約を締結するものとする。また、設計業務の契約にあわせて以下の協定も締結するものとする。

- ・基本協定（対象：発注者、優先交渉権者）

5.3.7 設計業務の実施

(1) 実施体制

優先交渉権者（施工者）自らが設計する設計交渉・施工タイプにおいては、設計業務は、発注者、優先交渉権者の二者体制となる。設計協力・施工タイプは、発注者、優先交渉権者（施工者）の二者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、双方の情報・知識・経験を融合させながら、設計を進めていくもので、設計は、妥当性が説明できる限り、優先交渉権者独自の技術、体制、設備等を前提に仕様を決めることができる。

なお、設計交渉・施工タイプを円滑に実施するためには、発注者が優先交渉権者の技術提案の適用可否、追加調査・協議・学識経験者への意見聴取等の要否を的確に判断し、優先交渉権者に速やかに指示を出すことが重要となる。また、発注者による的確な判断のためには、発注者及び優先交渉者が、適用技術の仕様に限らず、適用上の課題、実績による裏付け、不確定要素、不測の事態への対応等の多様な情報を共有することが重要である。

設計交渉・施工タイプでは優先交渉権者による設計の実施後、当該設計成果に基づく最終見積書をもって工事の価格等の交渉の成立又は不成立の判断が行われることとなる。このため、設計段階で設計数量の増加が後々の工事の費用の増大に繋がることから、優先交渉権者にとっては経済的な設計を行うインセンティブが働きにくい構造となっている。

そのため、技術提案・交渉方式を採用するに当たっては、優先交渉権者が実施する設計を十分に理解し、過剰な設計に対しては優先交渉権者に修正指示及びその理由の説明を明確に行う能力が発注者側に求められる。

(2) 設計業務の手順

設計業務の一般的な実施手順を以下に示す。なお、以下の①から⑨に示す内容は、全てが必須ではなく、工事の特性に応じて必要な内容を実施する。

① 前提条件及び不確定要素の整理

発注者が提示する設計・施工の前提条件、仕様等に対して、優先交渉権者は不明点や不確定要素を提示する。

② 優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討

優先交渉権者は、発注者に技術提案とその技術情報を提出する。発注者、優先交渉権者は、技術提案の設計への適用の可能性や有効性、課題等について協議した上で、発注者の判断により、設計への反映を優先交渉権者に指示する。

③ 追加調査

前提条件等の不明点及び不確定要素（①で整理）、優先交渉権者の技術提案の適用上の課題（②で整理）等を踏まえ、発注者、優先交渉権者は、追加調査の必要性、調査方法等について協議した上で、発注者の判断により、必要な追加調査を優先交渉権者に指示する。

④ 地元及び関係行政機関との協議

前提条件等の不明点及び不確定要素、優先交渉権者の技術提案の適用上の課題等を踏まえ、発注者は必要に応じて地元及び関係行政機関との協議を実施する。優先交渉権者は、発注者から指示があった場合には、発注者が行う地元及び関係行政機関との協議を支援（資料作成、同行等）する。

⑤ 学識経験者への意見聴取

前提条件等の不明点及び不確定要素、優先交渉権者の技術提案の適用上の課題等を踏まえ、発注者は必要に応じて学識経験者への意見聴取を実施する。優先交渉権者は、発注者から指示があった場合には、発注者が行う学識経験者への意見聴取を支援（資料作成、同行等）する。

⑥ 設計の実施

上記①～⑤のプロセスを経て決定した条件、適用する技術提案を反映した設計を行う。なお、設計の過程で、発注者が優先交渉権者に追加提案、資料作成、検討を指示する場合がある。

⑦ 工事費用の管理

設計の進捗に応じて、発注者は、優先交渉権者に工事費用の見積作成を依頼する。工事費用の妥当性の確認には、上記①～⑥のプロセスで、前提条件や不確定要素への対処方針を明確にするとともに、積算基準、類似実績、特別調査結果と比較することが必要となる。主要な工種において、積算基準、類似実績、特別調査結果が適用できない特殊な技術が採用されている場合には、特殊な労務単価や資機材単価等について、施工中の歩掛調査により、その実態に応じて適正に精算する。

⑧ 事業工程の管理

優先交渉権者は、設計に基づく工事工程を作成する。発注者は、設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程を作成・管理する。

⑨ 発注者と優先交渉権者の協議

上記、①～⑧を円滑に進めるため、発注者、優先交渉権者は協議により、情報共有が適切に行われるとともに、発注者を柱に、共有された情報に基づき、必要な判断、指示が速やかに行われることが重要である。

(3) 設計業務の役割分担

設計業務の実施における各者の役割分担を表 5-9 に示す。また、二者間の調整は打合せ・協議をもって行うこととする。

表 5-9 設計業務における役割分担

項目	発注者	優先交渉権者
前提条件及び不確定要素の整理	<ul style="list-style-type: none"> 前提条件等の不明点及び不確定要素の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 前提条件等の不明点及び不確定要素の提示
優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案の適用可否の判断及び優先交渉者への指示 	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案に関する技術情報（機能・性能、適用条件、コスト情報等）の提出
追加調査	<ul style="list-style-type: none"> 追加調査の必要性の判断、優先交渉権者への指示 追加調査の実施※1 	<ul style="list-style-type: none"> 追加調査の提案 追加調査の実施※2
地元及び関係行政機関との協議	<ul style="list-style-type: none"> 地元及び関係行政機関との協議の必要性の判断、優先交渉権者への指示 	<ul style="list-style-type: none"> 地元及び関係行政機関との協議支援（資料作成、同行等）※2
学識経験者への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者への意見聴取の必要性の判断、優先交渉権者への指示 	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者への意見聴取の支援（資料作成、同行等）※2
設計の実施	<ul style="list-style-type: none"> 設計内容の確認 設計内容を踏まえた追加提案、資料作成、検討の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 指示された技術提案内容の設計への反映 設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 施工計画の作成
工事費用の管理	<ul style="list-style-type: none"> 設計の進捗に応じた優先交渉権者への見積依頼 見積りの検証（見積根拠の妥当性確認、積算基準との比較等） 全体工事費の確認※3 施工中の歩掛調査の必要性判断 	<ul style="list-style-type: none"> 見積り・見積条件・根拠の作成 全体工事費の算定※3
事業工程の管理	<ul style="list-style-type: none"> 設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程の作成・管理 	<ul style="list-style-type: none"> 設計に基づく工事工程の作成
二者間の協議	<ul style="list-style-type: none"> 打合せ・協議の開催準備 	<ul style="list-style-type: none"> 打合せ・協議への参加、必要資料作成

※1 発注者が設計業務とは別に発注する場合

※2 発注者から指示があった場合

※3 全体工事費の算定における具体的な方法や精度については設計の進捗状況とともに見直しを行う。

5.3.8 設計業務の設計図書

(1) 設計図書

設計業務の特記仕様書に全体工事費の算出に関する項目を追加するものとする。

[特記仕様書の記載例]

○. 業務の内容

(1) 全体工事費の算出

受注者は、設計内容に応じた全体工事費を算出する。なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて調査職員と協議を行うとともに調査職員の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出するものとする。

5.4 価格等の交渉と基本協定書への記載

5.4.1 見積書等の提出とリスク分担の考え方

設計交渉・施工タイプは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、優先交渉権者が設計を実施しながら価格等の交渉を行い交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。そのため、発注者は、見積書、見積条件書等の費用に関する資料については、本項に関わらず、設計業務において優先交渉権者から適宜提出させ、発注者において評価及び協議を実施し、参考額又は予定事業規模との間に、交渉成立前の最終見積り段階で大幅な乖離が顕在化することを防止するものとする。

表 5-10 見積条件書の記載例

見積条件		備考
気象・海象	施工期間：○月～○月 □□作業：出水期も実施可 足場設置：出水期は不可	提示資料、関係機関協議結果より設定
支持地盤	支持層の深さ：20m	ボーリングデータより設定 (提示資料、追加調査結果)
	礫形：30mm	近隣工事へのヒアリング結果より設定
	地下水位：○mm	
	ヒ素：近隣工事で出現例有	
環境（自然）	猛禽類：○月は施工不可、上空制限高さ○m以下	提示された資料より設定 (影響に配慮し、十分安全側の工程、工法を採用。ただし、営巣の確認等、追加の規制条件を付される場合は、監督職員と協議する。)
	工事排水 pH 値：8.5 以下、pH 値：7.0(上限値)	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値：25mg/L 以下 (生活環境の保全に関する環境基準 河川 AA 類型) SS 値：15mg/L(上限値)	提示された資料により設定 当該工事期間(12月～3月)と同じ月の過去3カ年の平均測定値を上限として設定
	アスファルト再生材使用量： 320t 超	提示された資料により設定
地中障害物	地下鉄○○線	提示された図面より設定
地元協議	○時～○時まで施工不可 □□作業：終日実施可	提示された図面より設定 提示資料、関係機関協議結果より設定
	騒音：○○dB(A)以下	提示された資料により設定
関係機関協議	橋梁支間割：○○とする 構造物位置・寸法：○○とする	提示資料、関係機関協議結果より設定
	架空線：○○までに移設 □□工法とする	提示図面、関係機関協議結果より設定 (移設が遅延する可能性を排除できず、移設遅延の影響を受けにくい工法、工程を採用)
	占用物：○○までに移設 工程を□□とする	
	交通規制：○時～○時まで車線規制不可 □□架設工法とする	提示資料、関係機関協議結果より設定 (追加の規制条件を付された場合は、監督職員と協議する。)
作業用道路・ヤード	作業用道路：○○とする ヤード：○○とする	提示資料、関係機関協議結果より設定 (近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤードに影響が及ぶ場合は、監督職員と協議する。)
用地の契約状況	○年○月より使用可能 工程を□□とする	提示された資料により設定 (影響を受けにくい工法、工程を採用。期限までに用地が使用できず、工事に影響が及ぶ場合は、監督職員と協議する。)
処分場	処分場：○○とする	提示資料、ヒアリング結果より設定 (ヒ素等が発生した場合でも受入可能)
その他	切羽前方の地質調査： ○○を使用	施工者提案より設定
	不可視部分の非破壊検査： ○○を使用	施工者提案より設定 (健全度が確認できない部材は機能しないものとして設計。監督職員と協議の上、交換部材数に応じて精算する。)
	損傷を考慮した解析 ○○を使用	施工者提案より設定
	構造物常時モニタリング： ○○を使用	施工者提案より設定

5.4.2 契約額の変更の考え方（リスク分担）

本タイプでは工事価格を決定する前に、優先交渉権者が設計業務を実施することになり、詳細な設計条件及び施工条件を価格とともに交渉し、不確定要因の境界についても発注者と優先交渉権者間で共通認識を得ることとなる。また、これら不確定要因に関する共通認識を表 5-10 のような見積条件書として明確にし、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することができる。契約図書に示された設計・施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

5.4.3 技術提案を踏まえた調査、協議

技術提案・交渉方式の設計交渉・施工タイプでは、設計業務の段階において、優先交渉権者からの技術提案を踏まえた仕様の確定にあたり、必要な調査や協議を実施する。

5.4.4 発注者における事前準備

優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けて以下のような観点等からその内容確認を行う。

- 見積条件書で設計や施工計画等の前提として設定されている条件のうち、見直しの検討が必要なものを抽出する。
- 積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、過去の類似工種における施工効率等と見積書との比較で、乖離の大きな工種等を抽出する。

5.4.5 価格等の交渉の実施

事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けることが考えられる。

また、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行うことに留意する。

5.4.6 価格等の交渉の成立

技術提案・交渉方式は、価格競争のプロセスがなく、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を結ぶ方式であるため、価格等の交渉の成立については、発注者としての説明責任を有していることに留意し、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取結果を踏まえて決定する。

交渉の成立条件は、以下のような条件を満たしているものとする。

- 参考額又は予定事業規模と見積りの総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。
- 主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しないものの、発注者が必要と認めた場合に施工中の歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとに乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する契約となっている。

優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

[説明書の記載例]

() 非特定通知

優先交渉権者との交渉が成立した場合は、それ以外の交渉権者に対して非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

なお、特定通知から見積合せの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能である。

5.4.7 予定価格の作成

技術提案・交渉方式は、価格競争のプロセスがなく、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を結ぶ方式であるため、予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、価格等の交渉の過程における学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

(1) 設計数量等の確認

価格等の交渉を通じて合意した技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等の内容）について確認を行う。積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

(2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類^vにより予定価格を算定する。

^v土木工事の例示である。

- 土木工事工事費積算要領
- 土木工事工事費積算基準
- 土木工事標準歩掛
- 請負工事機械経費積算要領
- 共通仮設費算定基準 等

A. 歩掛

歩掛については、標準歩掛を使用する。

ただし、標準歩掛が無い場合や標準的な施工でない場合は、特別調査の歩掛や価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

B. 設計単価

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。

ただし、積算基準類に定めのない設計単価については、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉

- 1 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。
- 3 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行う。
- 4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
- 5 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。
- 6 見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、工事請負契約を締結する。
- 7 第3項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

5.4.8 交渉不成立時の対応

(1) 手続

優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。

なお、価格等の交渉に期間を要することにより、工事着手時期が大きく変動することが見込まれる場合には、適宜工期の見直しを行い、価格等の交渉に当たっての前提条件とするものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉の不成立

- 1 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- 2 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 3 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、第（ ）条第（ ）項の技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を書面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で設計業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

(2) 当初の優先交渉権者の設計成果の扱い

当初の優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合も、成立した場合と同様に、設計業務の報告書の完成検査及び支払いを行うものとする。また、次順位の交渉権者による設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との設計業務の契約書に基づき発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の設計成果を参考とすることができるものとする。

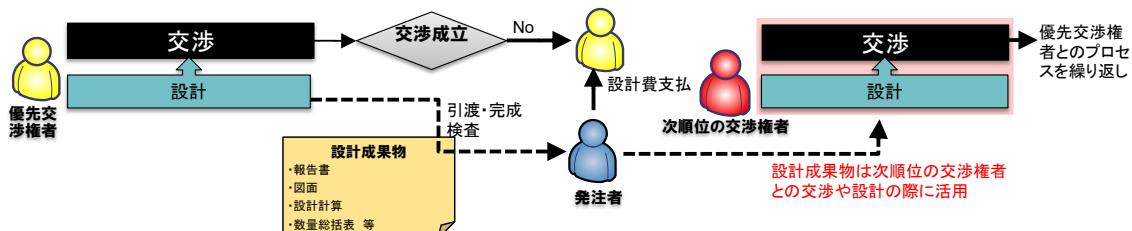


図 5-6 交渉不成立時の設計業務の扱い

なお、設計成果に当初の優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）が含まれ、当該特許権等を使用する場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に対して特許権等の使用の許諾を申請し許可を受けるとともに、見積りに当該特許権等の許諾料等を含めるものとする。また、次順位の交渉権者との価格等の交渉が成立し、工事の契約が締結された場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に当該特許権等の許諾料の支払いを行うものとする。

5.4.9 基本協定書への記載

発注者及び優先交渉権者間で設計業務の契約を締結するに当たり、設計業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を両者間で締結するものとする。基本協定に明示する事項の例を以下に示す。

[基本協定書例]

令和〇年〇月〇日

〇〇〇工事に関する基本協定書

「〇〇〇工事」に関して、〇〇〇〇（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は〇〇〇工事について、発注者が実施した技術提案の公募手続（以下「本公司手続」という。）において、優先交渉権者の技術提案を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者による工事の請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定するまでの間、本協定を履行する。

（設計等）

第3条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、本公司手続に係る設計業務委託契約（以下「本設計業務委託契約」という。）を発注者との間で締結する。

2 発注者は、優先交渉権者が行う設計業務に必要な情報を可能な限り提示する。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第7条から第10条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（価格等の交渉）

第5条 価格等の交渉とは、発注者及び受注者が、第3条に規定する設計業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

2 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、本設計業務委託契約の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料（以下、「全体工事費調書」という。）を発注者に提出する。

3 優先交渉権者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「参考見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。

4 発注者は、優先交渉権者に対し、前二項の規定により、全体工事費調書等及び参考見積書等の提出を求めるに当たっては、その旨を書面にて事前に通知する。

- 5 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- 6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。
- 7 前2項に基づく交渉の結果、参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- 8 第5項及び第6項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかつた場合は、価格等の交渉を不成立とする。
- (契約手続等)
- 第6条 優先交渉権者は、前条第7項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた参考見積書等を提出する。
- 2 発注者は、前項の参考見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。
- 3 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については本工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。
- 4 優先交渉権者は前条第3項と同じ方法により見積書を提出し、発注者と見積合せを行う。
- 5 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、見積書の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負契約を締結する。
- (価格等の交渉の不成立)
- 第7条 発注者は、第5条第8項により価格等の交渉が不成立となつた場合、非特定となつた旨とその理由を書面により通知する。
- 2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第8条から第12条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- (権利義務の譲渡等)
- 第8条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。
- (秘密保持等)
- 第9条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- (協定内容の変更)
- 第10条 本協定書に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。
- (準拠法及び管轄裁判所)
- 第11条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするこ

とに合意する。

(その他)

第 12 条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

5.5 工事の契約図書への記載

技術提案・交渉方式の設計交渉・施工タイプを適用する場合、優先交渉権者による技術提案について、価格等の交渉を経て、最終的に決定した仕様、発注者と受注者の責任分担とその内容を明確にし、特記仕様書等の設計図書に具体的に記載する。

なお、設計業務段階において、工法等の変更により、当初に求めた経験、資格と異なる工法等が採用された場合には、変更となった工法等に必要な経験、資格を特記仕様書等の設計図書に具体的に記載する。

6. 技術提案・交渉方式の結果の公表

発注者は契約手続の透明性・公平性を確保するため、技術提案の評価に関する基準、優先交渉権者の選定方法等については、あらかじめ説明書等において明らかにする。また、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1429号、国地契第26号）に準じて、技術提案の評価結果等については、工事の契約後早期に公表する。

6.1 結果の公表

6.1.1 手続開始時の公表事項

技術提案・交渉方式の適用工事では、説明書等において以下の事項を明記する。

- ① 技術提案・交渉方式の適用の旨
- ② 競争参加資格
- ③ 技術提案の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値
 - ・得点配分
- ④ 優先交渉権者の選定方法

6.1.2 技術協力業務・設計業務契約後の公表事項

技術提案・交渉方式の適用工事のうち、技術協力・施工タイプ、設計交渉・施工タイプの工事では、技術協力業務、設計業務の契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 隨意契約結果及び契約の内容

随意契約結果及び契約の内容の記載例を表6-1及び表6-2に示す。

表 6-1 隨意契約結果及び契約の内容（技術協力業務契約の場合）の記載例

業務の名称	○○工事に関する技術協力業務
業務概要	技術協力対象事業 工事延長 $L=○○○m$ 道路工（掘削工○○m3、路体盛土工○○m3、路床盛土工○○m3）、擁壁工（補強土壁工 $H=○○\sim○○m$ $L=○○m$ ）、函渠工（○×○m $L=○○m$ ）、小型水路工 $L=○○m$ 、トンネル工（NATM○○m2 $L=○○m$ ）、仮設工一式 業務内容 設計確認、施工計画作成、技術情報の提出、全体工事費の算出、関係機関との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官○○地方整備局長○○ ○○ ○○県○○市○○町○○一○○
契約年月日	令和○○年○月○日
契約業者名	○○建設（株）
契約業者の住所	○○市○○市町○一○一○
契約金額	○○○, ○○○, ○○○円（税込み）
予定価格	○○○, ○○○, ○○○円（税込み）
随意契約によることとした理由	○○工事は、これまでに実績のない○○○の条件下で施工を行う必要がある工事である。この条件に適用可能な施工技術は民間の施工会社において開発されているが、各社によって開発している技術が異なるとともに施工計画や設計も当該技術に最適化する必要がある。このため、発注者によって最適な仕様を設定できない工事であり、技術提案・交渉方式を適用し事業目的達成のために最も有効な○○工法に基づく技術提案を行った○○建設を優先交渉権者として選定したものである。 本業務は、○○工事に先だって○○工法を反映した設計を実施するための技術協力業務であり、技術開発者である○○建設が業務の履行が可能な唯一の者である。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号の規定に基づき随意契約を行う。
業務場所	○○県○○市○○～○○地先
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間（自）	令和○○年○月○日
履行期間（至）	令和○○年○月○日
備考	

表 6-2 隨意契約結果及び契約の内容（設計業務契約の場合）の記載例

業務の名称	○○工事に関する実施設計業務
業務概要	<p>実施設計対象事業 工事延長 L=○○○m 道路工（掘削工○○m3、路体盛土工○○m3、路床盛土工○○m3）、擁壁工（補強土壁工 H=○○～○○m L=○○m）、函渠工（○×○m L=○○m）、小型水路工 L=○○m、トンネル工（NATM○○m2 L=○○m）、仮設工一式 業務内容 実施設計、施工計画作成、技術情報の提出、全体工事費の算出、関係機関との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議</p>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官○○地方整備局長○○ ○○ ○○県○○市○○町○○一○○
契約年月日	令和○○年○月○日
契約業者名	○○建設（株）
契約業者の住所	○○市○○市町○一○一○
契約金額	○○○, ○○○, ○○○円（税込み）
予定価格	○○○, ○○○, ○○○円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>○○工事は、これまでに実績のない○○○の条件下で施工を行う必要がある工事である。この条件に適用可能な施工技術は民間の施工会社において開発されているが、各社によって開発している技術が異なるとともに施工計画や設計も当該技術に最適化する必要がある。このため、発注者によって最適な仕様を設定できない工事であり、技術提案・交渉方式を適用し事業目的達成のために最も有効な○○工法に基づく技術提案を行った○○建設を優先交渉権者として選定したものである。</p> <p>本業務は、○○工事に先だって○○工法を反映した設計を実施する業務であり、技術開発者である○○建設が業務の履行が可能な唯一の者である。</p> <p>よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき随意契約を行う。</p>
業務場所	○○県○○市○○～○○地先
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間（自）	令和○○年○月○日
履行期間（至）	令和○○年○月○日
備考	

6.1.3 工事契約後の公表事項

技術提案・交渉方式を適用した工事において、工事の契約後速やかに以下の事項を公表する。

(1) 隨意契約結果及び契約の内容

- ① 業者名
- ② 各業者の技術評価点
- ③ 隨意契約結果及び契約の内容
- ④ 技術提案の改善過程

(2) 契約者の選定経緯について

- ① 工事概要
- ② 経緯
- ③ 競争参加資格確認等
- ④ 技術提案審査
- ⑤ 技術対話（実施しない場合は省略）
- ⑥ 価格等交渉
- ⑦ 契約相手方の決定
- ⑧ 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

随意契約結果及び契約の内容の記載例を表 6-3 に、契約者の選定経緯（工事概要、経緯、競争参加資格確認等、技術提案審査、技術提案の改善過程）の記載例を表 6-4 に示す。

技術提案・交渉方式において、技術提案の改善（技術対話）を実施した場合には、優先交渉権者選定前に実施する技術対話における公平性、透明性を確保するため、工事の契約後速やかに評価結果とともに、④の技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要がある（品確法第 17 条）。

改善過程の公表内容としては、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各者の再提出における改善状況の概要を基本とし、各競争参加者の提案の具体的な内容に係る部分は公表しないものとする。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各者の了解を得た上で公表するものとする。

表 6-3 隨意契約結果及び契約の内容（工事請負契約の場合）の記載例

工事の名称	○○工事
工事概要	工事延長 $L=○○○m$ 道路工（掘削工 $○○○m^3$ 、路体盛土工 $○○○m^3$ 、路床盛土工 $○○m^3$ ）、擁壁工（補強土壁工 $H=○○\sim○○m$ $L=○○m$ ）、函渠工（ $○\times○m$ $L=○○m$ ）、小型水路工 $L=○○m$ 、トンネル工（NATM $○○m^2$ $L=○○m$ ）、仮設工一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官○○地方整備局長○○ ○○ ○○県○○市○○町○○一○○
契約年月日	令和○○年○月○日
契約業者名	○○建設（株）
契約業者の住所	○○市○○市町○一○一○
契約金額	○○○, ○○○, ○○○円（税込み）
予定価格	○○○, ○○○, ○○○円（税込み）
随意契約としたこととした理由	○○工事は、これまでに実績のない○○○の条件下で施工を行う必要がある工事である。この条件に適用可能な施工技術は民間の施工会社において開発されているが、各社によって開発している技術が異なるとともに施工計画や設計も当該技術に最適化する必要がある。このため、発注者によって最適な仕様を設定できない工事であり、技術提案・交渉方式を適用し事業目的達成のために最も有効な○○工法に基づく技術提案を行った○○建設を優先交渉権者とし、当該技術を反映した設計を実施した。 本工事はこの設計に基づく工事を行うものであり、技術開発者である○○建設が工事の実施が可能な唯一の者である。 よって、会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3号の規定に基づき随意契約を行う。
工事場所	○○県○○市○○～○○地先
工事種別	一般土木
工期（自）	令和○○年○月○日
工期（至）	令和○○年○月○日
備考	

表 6-4 契約者の選定経緯の記載例

○○工事に係る契約者の選定経緯について	
1. 工事概要	
(1) 発注者	国土交通省 ○○地方整備局
(2) 工事名	○○工事
(3) 工事場所	○○県○○市○○地先
(4) 工事内容	工事延長 L=○○○m ○○工 (L=○○m)、仮設工一式
(5) 工期	契約締結日の翌日から令和○○年○月○日まで
2. 経緯	
(1) 契約者決定の流れ	<div style="text-align: center;"><p>公募型プロポーザル方式等に係る契約手続開始告示</p><p>↓</p><p>申請書及び一時審査資料の提出</p><p>↓</p><p>技術提案書の提出</p><p>↓</p><p>優先交渉権者の決定</p><p>↓</p><p>技術協力業務・価格等交渉</p><p>↓</p><p>見積合せの執行・契約者決定</p></div>
(2) 契約者決定までの主な経緯	契約者決定までの主な経緯は表-□のとおりである。
表-□ 契約者決定までの主な経緯	
日付	内容
令和○○年○月○日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第1回）
令和○○年○月○日	入札・契約手続運営委員会（公示内容確認）
令和○○年○月○日	契約手続開始の公示
令和○○年○月○日 ～令和○○年○月○日	申請書の提出期間
令和○○年○月○日	入札・契約手続運営委員会（技術提案提出要請者決定）

令和〇〇年〇月〇日	技術提案書の提出要請
令和〇〇年〇月〇日 ～令和〇〇年〇月〇日	技術提案書の提出期間
令和〇〇年〇月〇日 ～令和〇〇年〇月〇日	技術提案書提出者に対してのヒアリング
令和〇〇年〇月〇日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第2回）
令和〇〇年〇月〇日	入札・契約手続運営委員会（優先交渉権者決定）
令和〇〇年〇月〇日	優先交渉権者選定通知
令和〇〇年〇月〇日	基本協定締結、技術協力業務委託契約、設計協力協定締結
令和〇〇年〇月〇日 ～令和〇〇年〇月〇日	価格等交渉（〇回）
令和〇〇年〇月〇日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第3回）
令和〇〇年〇月〇日	入札・契約手続運営委員会（契約相手方特定）
令和〇〇年〇月〇日	特定通知
令和〇〇年〇月〇日	見積合せ
令和〇〇年〇月〇日	工事請負契約締結

（3）工事実施者の選定方式

本工事は、〇〇の施工を行うものであり、〇〇〇〇のため、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式（技術提案・交渉方式（〇〇タイプ））を採用することとした。本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力（設計）業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させ、目標工期、工事額を算定した上で、価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。

（4）工事実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、〇〇地方整備局の入札契約手続運営委員会に諮ったうえで決定した。また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者で構成する「技術提案・交渉方式に係る専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置した。専門部会は、下記の学識経験者〇名で構成し、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階の3段階において意見聴取を行った。なお、専門部会は非公開とした。

表一□ 技術提案・交渉方式に係る専門部会の委員

氏名	所属
〇〇 〇〇	〇〇大学 教授

3. 競争参加資格確認等

（1）競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。段階選抜は、競争参加資格が確認されたものに対して配置予定技術者の能力、企業の施工実績、事故及び不誠実な行為に対する評価により技術提案を要請する者を選抜するために実施するものである。

(2) 審査結果

令和〇〇年〇月〇〇日までに〇者の応募があった。〇者から提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を満たしていた。競争参加資格を有する〇者に対し令和〇〇年〇月〇〇日付で技術提案書の提出要請を通知した。

4. 技術提案審査

(1) 技術提案審査の概要

技術提案審査にあたり、以下の3提案を求めた。

- 1) 〇〇に関する提案
- 2) 〇〇に関する提案
- 3) 〇〇に関する提案

技術提案書は、〇者すべてから提出があった。〇者に対して技術提案を評価し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権者1者及び次順位以下の交渉権者を決定した。技術提案の評価は、各者90分のヒアリングを実施し技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和〇〇年〇月〇〇日～令和〇〇年〇月〇〇日）に、〇〇〇件の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表一□、審査結果は表一△のとおりである。

表一□ 評価基準

評価項目				配点
技術提案	(a) …に関する提案	〇〇性	…の場合に優位に評価する。	10
		□□性	…の場合に優位に評価する。	20
	(b) …に関する提案	〇〇性	…の場合に優位に評価する。	20
		□□性	…の場合に優位に評価する。	40
	(c) …に関する提案	〇〇性	…の場合に優位に評価する。	10
		□□性	…の場合に優位に評価する。	10
合計				110点

表一△ 審査結果

件名：〇〇〇〇工事

選定通知日：令和〇年〇月〇〇日

業者名	技術提案			合計点	概要
	評価項目(a)	評価項目(b)	評価項目(c)		
□□□	15	30	5	50	交渉権者
〇〇〇	—	—	—	—	辞退
△△△	20	20	10	50	交渉権者
◇◇◇	15	50	10	75	優先交渉権者

表一△ 個別評価

評価項目		□□□者	☆☆☆者	△△△者
(a) ……に関する提案	○○性	○	○	○
	□□性	◎	◎	△
(b) ……に関する提案	○○性	○	◎	○
	□□性	△	○	△
(c) ……に関する提案	○○性	△	○	○
	□□性	○	◎	○

※◎、○、△に係る説明（凡例）を記載する。

5. 技術対話（実施しない場合は省略）

技術提案書の提出があった○者に対して技術対話を実施した。技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、競争参加者に提案を改善する機会を設け、令和〇〇年〇月〇日に改善された最終技術提案書を○者から受領した。

技術対話の内容は、表一□の通りであった。

表一□ 技術提案の改善過程の公表イメージ

項目	□□□者		☆☆☆者		△△△者	
	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況
○	施工ヤード位置の変更	指摘に基づき改善				
□	安全性確認のため〇〇工法の作業手順書の提出を要請	作業手順書の資料を提出				
△		下部工の接合方法である現場溶接の代替工法として○に変更				

※技術提案の具体的な内容に係る部分は公表しないものとし、競争参加各者の了承を得た上で公表するものとする。

6. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和〇〇年〇月〇日に締結した。

(2) 経過

基本協定書に基づき、〇回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下の通りである。

【第1回】令和〇〇年〇月〇日

・・・・・

【第2回】令和〇〇年〇月〇日

・・・・・
【第3回】令和〇〇年〇月〇日

・・・・・
【第〇回】令和〇〇年〇月〇日

上記〇回の価格等交渉を踏まえ、発注者において両優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和〇〇年〇月〇日、第3回専門部会に価格等交渉結果について報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおりを行い、見積り条件やヒアリング等により確認した。

- ① 歩掛については、原則、標準歩掛を使用し、優先交渉権者独自のものは優先交渉権者の見積りを採用し、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。
- ② 設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、〇〇地方整備局の統一単価及び市場単価、特殊な材料については特別調査単価を使用し、市場性のない資材単価及び機械経費については3社見積りを徴収した上、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。

また、総価において、当初発注者が公告時に設定した参考額と優先交渉権者の見積額について著しく乖離がないことを確認した。

(参考額) 〇〇円

(契約額) 〇〇円

(4) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(5) 見積合せ

実施日時 令和〇〇年〇月〇日

7. 契約相手方の決定

- (1) 工事名 〇〇工事
- (2) 契約者 〇〇
- (3) 工事場所 〇〇～〇〇
- (4) 工事請負契約締結日 令和〇〇年〇月〇日
- (5) 契約金額 予定価格 〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）
契約金額 〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）

8. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の手続にあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で構成する専門部会を設置し、全3回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【第1回専門部会 公示前】

- 1) 開催日：令和〇〇年〇月〇日 (〇)
- 2) 意見聴取事項
 - ① 技術提案・交渉方式の適用の可否について
 - ② 契約手続の流れについて
 - ③ 技術提案項目・評価基準について
- 3) 主な意見
· · · ·

【第2回専門部会 技術審査段階】

- 1) 開催日：令和〇〇年〇月〇日 (〇)
- 2) 意見聴取事項
 - ① 審査結果について
 - ② 價格交渉の手順について
- 3) 主な意見
· · · ·

【第3回専門部会 價格等の交渉段階】

- 1) 開催日：令和〇〇年〇月〇日 (〇)
- 2) 意見聴取事項
 - ① 價格等の交渉経緯について
 - ② 價格等の交渉の合意内容について
 - ③ 予定価格の算定方法について
 - ④ 公表資料について
- 3) 主な意見

6.2 中立かつ公正な審査・評価の確保

技術提案・交渉方式の適用に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。このため、各地方整備局等においては、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成18年7月11日付け国官総第263号、国官会第495号、国地契第38号、国官技第92号、国営計第54号）に基づき設置された総合評価委員会にて審査を実施することとする。

6.2.1 学識経験者の意見聴取

(1) 共通事項に関する意見聴取

技術提案・交渉方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法等を定めようとするときは、各地方整備局等に設置された総合評価委員会において学識経験者の意見を聞くものとする。

具体的には、技術提案の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び優先交渉権者の選定方法を決定するに当たり、学識経験者の意見を聴取する。

(2) 個別事項に関する意見聴取

個々の事業目的の達成可能性や事業の状況等から技術提案・交渉方式適用の必要性、事業特性（事業内容、規模、要求要件等）に応じた適切な評価項目・基準の設定や技術提案の審査を実施するために、学識経験者の意見を聴取する。公示前、技術審査段階及び価格等の交渉段階における意見聴取事項は表6-5のとおりである。

表 6-5 学識経験者への意見聴取事項（個別事項）

意見聴取段階	意見聴取事項	意見聴取内容等
公示前	技術提案・交渉方式の適用の可否	適用の妥当性
	技術提案範囲・項目・評価基準	範囲・項目・評価基準の妥当性
	参考額の設定方法	参考額の設定方法の妥当性
	交渉手続	参考額の設定を含めた価格等の交渉の実施に係る事項、交渉結果の公表事項の妥当性
技術審査段階	各競争参加者の技術提案内容	提案内容の成立性・妥当性
	個別評価項目の技術審査・評価内容	各技術提案の個別評価項目に対する審査及び評価結果の妥当性
	各競争参加者の技術評価点・順位	技術評価点・順位の妥当性
	技術提案に対する講評	技術提案に係わる競争参加者全般にわたる総合講評及び各競争参加者に対する個別講評の妥当性
	優先交渉権者選定、交渉権者選定及び非選定	非選定とする理由等の妥当性
	価格等の交渉手順	価格等の交渉手順の妥当性
価格等の交渉段階	価格等の交渉の合意の内容	合意した見積条件、工事費等の妥当性
	交渉成立・不成立	交渉を成立又は不成立とすることの妥当性
	予定価格	算定の考え方の妥当性

6.2.2 技術提案に関する機密の保持

発注者は、民間企業からの技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにし、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにする等、その取り扱いに留意する。

このため、設計業務や技術協力業務の成果物について、情報公開における非開示部分を確認し明確にしておく必要がある。

6.3 契約過程に関する苦情処理

国土交通省においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日国官第1431号、国官地第27号）に基づき設置される入札監視委員会による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

技術提案・交渉方式による優先交渉権者選定、価格等の交渉及び契約過程に関する苦情処理については、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年3月30日付け国官会第1430号、国地契第28号）に準じて、適切に実施することとする。

技術提案の審査結果については、競争参加者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。